

葛飾区歯科医師連盟 会務マニュアル

令和3年版

創 設 70 周 年

葛飾区歯科医師連盟

発行にあたって

葛飾区歯科医師会の保健事業も多岐にわたり、葛飾区学校歯科医会の活動を含めると、一般区民はもとより、政治に携わる方々でさえ、全てを把握するのは難しくなっている現状があります。その現状を踏まえ、葛飾区歯科医師連盟では、医療、福祉、保健の行政で活躍されている方々へ、葛飾区歯科医師会の取り組みや葛飾区学校歯科医会の活動、そしてこれからの課題となる口腔保健へのアプローチを紹介するために、平成30年4月に活動推進プロジェクトチーム「KSPT」を結成し、同年12月1日に「葛飾区歯科医師会の会員が支える－歯と口からの健康－」と題するリーフレット（「葛飾区における政治活動」の項参照）を発行いたしました。

さらに翌年には、リーフレットの解説集となる「資料編」を発行し、公益社団法人葛飾区歯科医師会、及び葛飾区学校歯科医会の会務遂行への協力をさらに円滑にし、理事の会務整理に役立てました。必要に応じて「資料編」を紐解き、活動マニュアルとして活用しておりましたが、「資料編」を土台として「葛飾区歯科医師連盟会務マニュアル」に発展させる案が浮上し、監事の高橋文夫先生の後押しもあって、この度「会務マニュアル」を編集、発行することになりました。

本連盟の理事の先生方は、歯科医師会での会務にはじめて従事される場合が多く、「会務の入門書」として、また、会の仕組み、受託事業やその根拠が分かりやすく解説されているので、「新入会員の手引き書」としての役割も期待できます。連盟の会務マニュアルではありますが、様々な目的に活用いただければ幸いです。

最後に、貝塚浩二副会長、長谷川晶秀副会長を始め、作成部会の部長を務められた武藤功英常務、そして部会メンバーの熱田互理事、大原義治理事、岡本哲子理事、酒井耕理事、鈴木泰二理事、田中靖二理事、さらに、加藤秀之会長と高橋文夫監事からの助言と親身なるご指導に心から感謝申し上げます。

葛飾区歯科医師連盟 専務理事
杉山征三

会長挨拶

会員の先生方におかれましては、日頃から連盟活動に対するご理解をいただき、心より御礼申し上げます。この度、創設70周年を記念して葛飾区歯科医師連盟より「会務マニュアル」を発行いたしましたので、ご一読いただき、連盟活動をより深くご理解いただければ幸いです。

コロナ禍の日々、如何お過ごしでしたでしょうか。第1波、第2波、第3波と令和2年は厳しい年でありました。我々の活動でも、政治家の方との懇談の場でもある移動理事会の中止を余儀なくされ、また、多くの行事や会合が犠牲になりました。しかし、厳しい事ばかりではなく、30年近く支持してまいりました平沢勝栄代議士が復興大臣に就任され、区議会におきましても、お世話になっております秋本とよえ区議が議長就任するなど、喜ばしい事もございました。会務マニュアルを手にとされている頃には、世の中も落ち着き、過ごしやすい日々、活動しやすい時期となっていることを祈っております。

本連盟は、沿革にもありますように、昭和26年に結成された東京都歯科医師政治連盟の葛飾支部として発会し、団体名称も平成元年に葛飾区歯科医師政治連盟、平成7年には現在の葛飾区歯科医師連盟となり、現在に至っております。当初より会員の先生方のため、歯科界のために尽力された先人の先生方には心から敬意を表します。

日本歯科医師連盟レベルでは、国会に組織代表を送り、歯科医療の充実・発展のために努力をし、葛飾という地域においては、区民の皆様方の健康維持増進のために現在実施されております地域医療・健診事業等を行うにあたり、行政や議会の理解を得て、公益社団法人葛飾区歯科医師会、及び葛飾区学校歯科医会の活動が円滑に行われるよう努力してまいりました。

このような歴史の中で、図らずも今日に至るまで、歯科医師連盟の会務に対するマニュアルというものが存在しておらず、会務を執行するにあたり、苦勞をする事柄が多々あったと聞いております。そのような折り、高橋文夫前会長から「会務マニュアルを作成してはどうか」というご提案をいただき、今日の運びとなりました。「会務マニュアル」として歴史や資料を残していくことで、後々の執行部の先生方に対して大いに役立つと思われれます。また、冒頭の記述のように、会員の先生方にもご一読いただくことで、連盟活動というものを更に身近に感じていただき、会務に対する更なるご協力を期待している次第です。

今後もこの葛飾区歯科医師連盟に対し、これまで以上のご支援をよろしくお願い申し上げます。

葛飾区歯科医師連盟 会長
加藤秀之

推薦のことば

この度の『葛飾区歯科医師連盟会務マニュアル』の発行に際し、尽力された加藤秀之会長，ならびに執行部の先生方に心から感謝申し上げます。

私は平成29年7月から令和元年6月までの2年間，第19代会長を務めさせていただきました。それ以前は学校歯科医会を任されており，連盟では監事を歴任してはありましたが，連盟会務に関しての知識は全くといって良いほど無く，会長就任当初は右往左往の毎日でした。先代の執行部で活躍された故足立勝正先生の指南も叶わず，さらに区議会議員の倉沢ようじ氏のご逝去に伴い，葛飾区歯科医師会や学校歯科医会の事業達成へのパイプを新たに構築しなければならない現状にとっても苦労をいたしました。過去の資料を検索しようにも形あるものはほとんど無く，マニュアルがあったらどれほど助かったかと，今でも記憶に残っております。

この『葛飾区歯科医師連盟会務マニュアル』は，その当時の私の悩みを一気に解決してくれるアイテムであると確信しております。また，私が会長就任時に掲げた所信の「三会の連携」「会務の継承」「情報の周知」を見事に達成していて，会務に携わる理事の先生や新入会員にもわかりやすくまとめられた一冊であると思います。「三会の連携」に大きく貢献でき，水面下での活動も多い連盟活動の中での「会務の継承」を無理なく行え，何よりも「情報の周知」が明確に表現できている点に感謝申し上げます。

わかりやすい組織活動の定着を目指し，組織としての形を今後の執行部にも引き継いでいただき，公益社団法人葛飾区歯科医師会，葛飾区学校歯科医会と共に協力し，地域住民の口腔衛生向上のため，地域医療や健診事業のため，この会務マニュアルを手にして，行政や議員の先生方と共に努力していただけたらと存じます。

最後になりましたが，会員の先生方には多大なご支援とご協力を賜り，葛飾区歯科医師連盟の監事として厚く御礼申し上げます。

葛飾区歯科医師連盟 監事
高橋文夫

目 次

発行にあたって	1
会長挨拶	2
推薦のことは	3
はじめに	6
Chapter 1 葛飾区歯科医師連盟の目的と組織	
1. 葛飾区における歯科医師連盟の目的	10
2. 葛飾区歯科医師連盟の組織と構成	11
Photo-Archive 組織活動	16
Chapter 2 葛飾区歯科医師連盟と各会連携	
1. 公益社団法人葛飾区歯科医師会と連携	18
2. 葛飾区学校歯科医会と連携	21
3. 葛飾区歯科医師会組織の支部一覧	24
Chapter 3 葛飾区歯科医師連盟の会務	
1. 葛飾区歯科医師連盟の事業一覧	26
2. 年間会務スケジュール	27
3. 理事会などの会議	29
4. 理事の執務	31
5. 移動理事会とその目的	34
6. 連盟広報活動	35
7. 葛飾区における政治活動	37
Chapter 4 葛飾区歯科医師連盟の選挙活動	
1. 葛飾区における選挙活動	40
2. 区議会議員推薦依頼書（趣意書）、候補者推薦書、推薦候補者承諾書	41
3. 区議会議員推薦依頼書の作成に懸かる「基準」	45
4. 電話による選挙への投票のお願い〈例〉	47
Photo-Archive 連盟活動	48

Chapter 5 政治活動に必要な歯科保健の知識

1. 医科歯科連携（全身疾患と歯科医療）	50
2. 保健行政との連携と健診事業（ライフステージと生活習慣）	54
3. 母子保健、教育行政との連携（小児の歯科保健と学校歯科保健）	57
4. 多職種との連携（介護が必要な高齢者の口腔医療）	60
Data-Archive KSPT の軌跡	64

Chapter 6 政治団体として必要な法規の知識

1. 政治団体関係法規	66
2. 政治団体とは	67
3. 政治資金パーティーとは	69
4. 寄附の制限とは	71
5. 政治活動の規制とは	73
6. 選挙運動の規制とは	76
7. 政治活動と選挙活動（運動）のまとめ	80

Chapter 7 葛飾区歯科医師連盟会則

1. 葛飾区歯科医師連盟 規約	82
2. 葛飾区歯科医師連盟 運営規程	86
3. 葛飾区歯科医師連盟 個人情報保護規定	88
Data-Archive 経費計上項目解説	90

Chapter 8 葛飾区歯科医師連盟の歴史

1. 沿革と歴史年表	92
2. 歴代役員（昭和60年以降）	97

Chapter 9 付 録

1. 視聴覚資料のリストとその要旨	106
2. 連盟関係団体連絡先	107

あとがき	109
------	-----

はじめに

政治活動に用いるリーフレット「葛飾区歯科医師会の会員が支える一歯と口からの健康」は、以下の4つの理念を踏まえて作成されました。

- ①葛飾区歯科医師会全体の紹介や行政に関わる事業の説明
- ②公衆衛生や医科歯科連携に関わる内容の説明
- ③学校歯科保健など教育行政との連携に関する説明
- ④高齢者介護福祉との連携に関わる内容の説明

この理念を継承し、理事向けの「リーフレット資料編」に過去の理事会配布資料を整理して、会務マニュアルとして必要な事項を追加・編集したものがこのマニュアルです。もともとリーフレットは、医療や福祉、保健の行政で活躍されている方々へ、葛飾区歯科医師会の取り組みとこれからの口腔保健の紹介を目的としたものなので、葛飾区歯科医師会組織の解説から始まる構成になっております。また、Chapter5の「政治活動に必要な歯科保健の知識」では、公益社団法人葛飾区歯科医師会や葛飾区学校歯科医会の会務・事業・受託事業・地域医療・学術・多職種関連・行政（保健所）関連について、今まで「縦割り」でまとめられていたそれぞれを、組織の枠を取り払った「横割り」でまとめた編集となっております。

本編に入る前に、それぞれのChapter毎にその解説を施し、簡単な内容の説明をして、活用の要点を示しておきます。

Chapter1 葛飾区歯科医師連盟の目的と組織

この章は、葛飾区歯科医師連盟の紹介のページとなっており、特に「歯科医師連盟って?」と多く寄せられる質問に対して、歯科医師連盟がどのような目的で活動をしている組織なのかをわかりやすく説明しています。新入会員の先生方も必見の章です。

Chapter2 葛飾区歯科医師連盟と各会連携

この章では公益社団法人葛飾区歯科医師会と葛飾区学校歯科医会を簡単に紹介し、歯科医師会と歯科医師連盟を混同されやすい外部の方々に対して、歯科医師会組織が三会で成り立ち、連携し合っていることを示しています。

Chapter3 葛飾区歯科医師連盟の会務

この章は、理事の先生方の具体的な会務の指標を示しています。必要に応じてマニュアルを紐解き、活用していただきます。特に政治活動については連盟活動の根幹になりますので、しっかりと把握願います。

Chapter4 葛飾区歯科医師連盟の選挙活動

この章では本連盟の政治活動（運動）の現状と、活動に要する書類などの整備について説明しています。選挙に臨む前に、確実に準備をしておく必要があります。支部会員の協力も不可欠です。

Chapter5 政治活動に必要な歯科保健の知識

政治家などの外部の方々に、健診事業の必要性や歯科医師会の取り組みを説明するためには、その根拠となる学術的知識を整理しておかねばなりません。この章ではライフステージに沿って、歯科保健の関連事項を簡潔にまとめてあります。会員の先生方の「虎の巻」にもなる内容です。

Chapter6 政治団体として必要な法規の知識

この章は、連盟活動における最低限必要な法規をわかりやすく解説し、不要な抵触を避けるための知識が得られるように整理しています。

Chapter7 葛飾区歯科医師連盟会則

この章は、令和元年7月に改訂、もしくは新設された本連盟の会則集です。必要に応じてそれぞれを閲覧し、会務を遂行願います。

Chapter8 葛飾区歯科医師連盟の歴史

この章は、本連盟の沿革と歴代の会長（支部長・理事長）の歴史年表となっています。過去の歴史を知ることは、言うまでもなく現在や未来の連盟活動の参考となることでしょう。

Chapter9 付 録

「視聴覚資料のリストとその要旨」では、東京都歯科医師連盟の配信ビデオを解説しています。このビデオは、会館事務局に保管されていますので、いつでも見ることができます。新入会員の先生は必見です。

「連盟関係団体連絡先」では、QRコードで関係団体のサイトに素早くアクセスできるようにしました。

会務マニュアルの目的と活用の整理

このマニュアルは、本連盟の連盟活動（政治活動、選挙活動）を円滑に行うために編集されたものです。また当然のことながら、理事の先生方に対する会務遂行の手助けを目的としたものです。しかし、一般会員の先生方にも連盟活動の意義や目的、そしてその価値を広く知っていただく必要があります。それは葛飾区歯科医師会組織の運営には欠かせないものであり、三会の連携をもって、葛飾区歯科医師会の発展に寄与することになりますので、会員への周知、今後の会務継承も合わせて、この会務マニュアルの目的と考えています。他の地区でもあまり類を見ないこの会務マニュアルを幅広く活用願えれば幸いです。

この度のマニュアル発行に際し、媒体を冊子という形にしましたのも、必要なときにすぐ手に取ることができるようにという配慮からです。将来は、専用サイトやホームページからダウンロードできる仕組みの構築も必要ですが、緊急に会務を遂行する事が多い政治団体としての素早い対応には、一冊にまとめられた冊子の活用が望ましいでしょう。

最後に、このマニュアルの活用法を整理しておきます。

[組織活動において]

- ①連盟活動の方法がわからない時に活用しましょう。
- ②支部においては、新入会員への説明ツールとして活用しましょう。
- ③複写禁止の項目はありませんので、必要に応じてマニュアルをコピーして活用しましょう。
- ④新規理事の先生は、連盟会務の把握のために活用しましょう。
- ⑤全ての理事の先生は、理事会に出席する際は持参しましょう。

[連盟活動（渉外活動）において]

- ⑥政治活動において、政治家の先生方への説明ツールとして活用しましょう。
- ⑦選挙運動の際の「禁止事項」について把握しましょう。
- ⑧その他、多職種の方々との連携のために活用しましょう。

Chapter

1

葛飾区歯科医師連盟の目的と組織



1

葛飾区における歯科医師連盟の目的

歯科医師会（社団）、学校歯科医会（学歯）、歯科医師連盟（連盟）はそれぞれ別々の組織のように思われがちですが、目的とするところは同じなのです。その目的とは、人々や子供たちの健康と福祉の増進を目指す事です。社団、学歯、連盟の三会は、目的に対する業務を三つに分けているに過ぎず、歯科医師会組織は一つであり、この三会の連携こそが歯科医師会全体の役割を担っていると言えます。

社団は医療保健行政と、学歯は教育保健行政と、双方向のやりとりをして事業案を決めていきます。それに対し連盟の役割は、単独では事業案を決めることができない一方向の活動です。しかし、民主国家ですから、社団や学歯の事業案を実行するためには、議会で可決されなければなりません。議会を運営するのは民意を備えた政治家の先生方ですので、歯科医師会の民意（意思）を政治家の先生方にお伝えをしなければ、議会での歯科に関する事業案の可決がスムーズに進みません。一方向の活動ではありますが、重要な役割と言えるでしょう。

ところで、連盟の活動を「選挙活動」と思われている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。しかし、この選挙活動は歯科医師会の目的を果たす最初の一步でしかないのです。選挙活動により、我々歯科医師会の意思を叶えていただける政治家の先生に当選していただき、その意志をしっかりお伝えしなければなりません。また、これまで歯科医師会の事業に貢献していただいた政治家の先生には再選をしていただき、事業の継続を図らなければなりません。選挙活動は廻り廻って社団や学歯の目的を達成することになります。歯科医師連盟の「選挙活動」とはそういう事だと考えて良いでしょう。

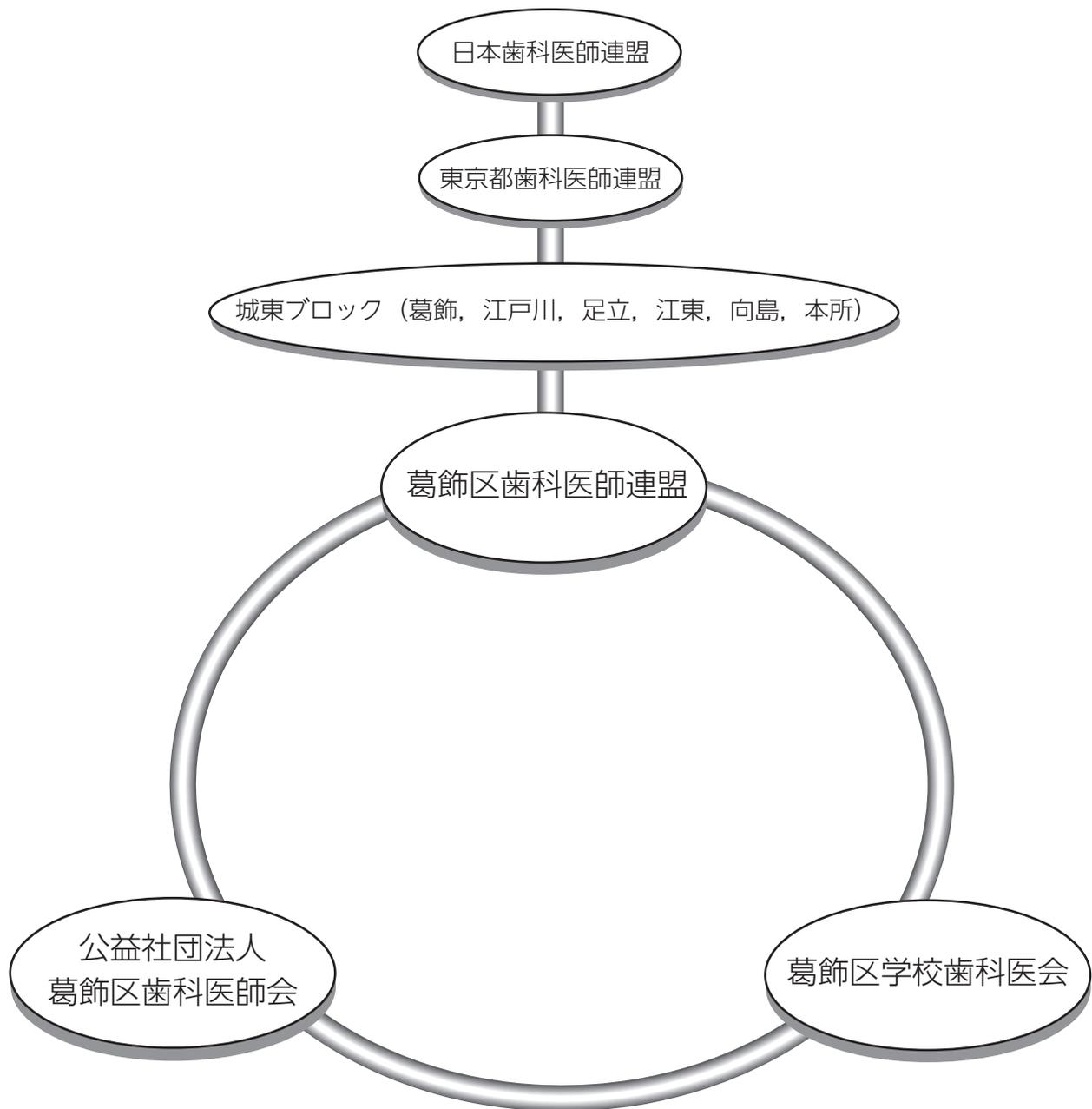
歯科医師連盟の目的は、歯科医師会組織全体の意思を政治家の先生にお伝えし、政治の力を武器に、人々や子供たちの健康と福祉の増進を目指す事です。また、連盟の役割は、単に「縁の下の力持ち」だけではなく、社団や学歯にはできないことを担い、協力し合って歯科医師会の業務を行う事なのです。三会の連携を育む活力の源を連盟は背負っています。

葛飾区歯科医師連盟は、公益社団法人葛飾区歯科医師会、葛飾区学校歯科医会と共に、その目標に向けて日々活動をしている組織です。

2

葛飾区歯科医師連盟の組織と構成

1. 歯科医師連盟の系統図（葛飾区歯科医師連盟の位置付け）



2. 役員構成

①内部組織

会 長	1名
副 会 長	2名 (広報, 管理)
専 務 理 事	1名
常 務 理 事	4名 (内務/総務, 外務/選対, 外務/渉外, 財務/会計)
理 事	6名 (支部選出理事)
監 事	2名
顧 問	0名
選挙管理委員	5名
広 報 委 員	2名

②東京都歯科医師連盟

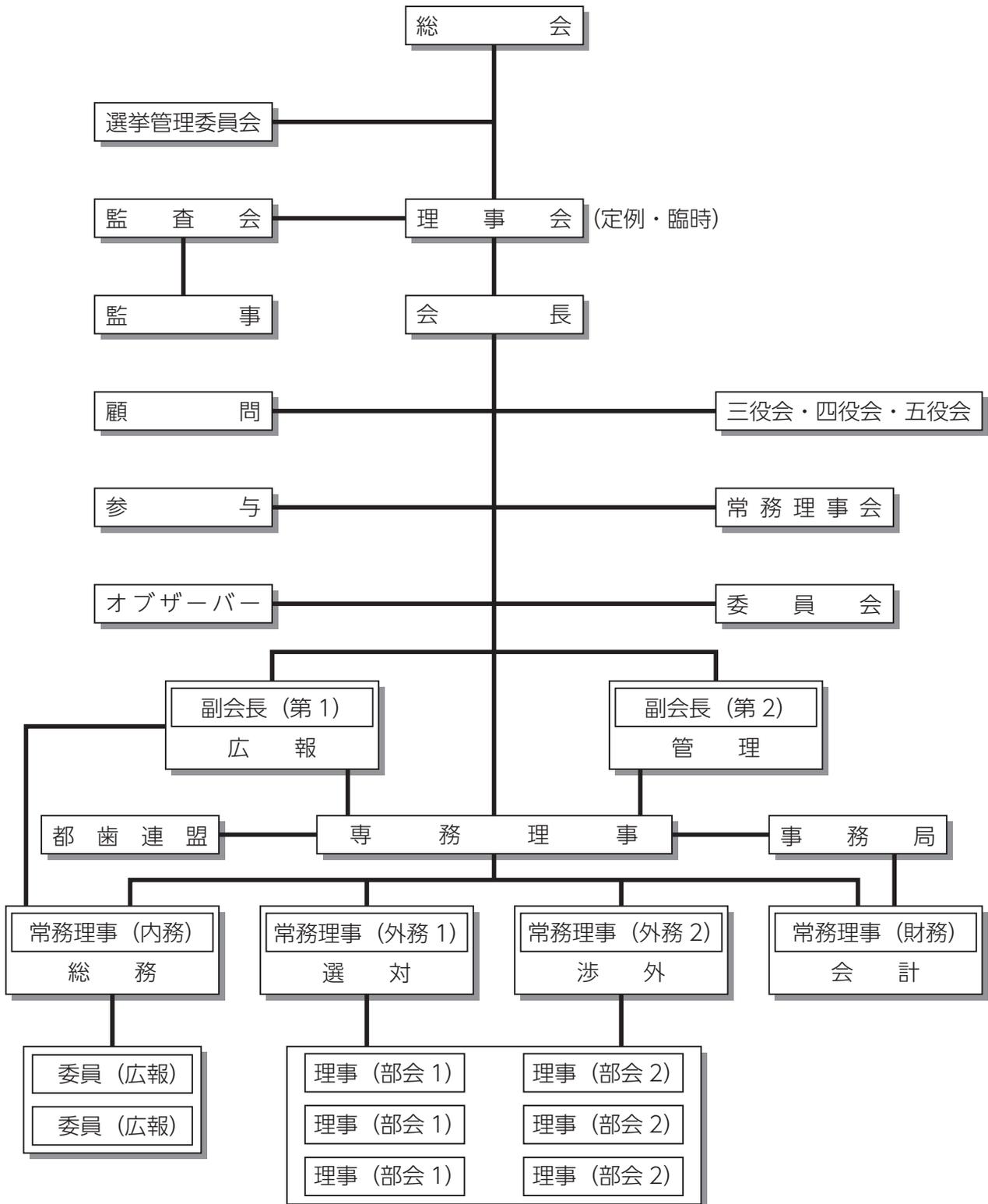
評 議 員	2名
予 備 評 議 員	2名
地区選対渉外理事	1名
その他の選出委員	2名 (総務, 広報)

③葛飾区歯科医師会

地域医療運営委員	1名 (会長)
会館管理運営委員	2名 (会長, 専務)

(令和2年度)

3. 役員組織図



(令和2年度)

4. 役員役割分担表

会 長	会務統括
副 会 長 (広報)	定例理事会座長, 広報委員会, 写真撮影, 会務総括
副 会 長 (管理)	定例理事会座長, 会務管理 (都連地区選対渉外理事)
専務理事	<p>三役会, 常務理事会の座長 (レジюме・資料収集・会議録) の作成 定例理事会・臨時理事会 (レジюме・資料収集・会議録) の作成 会務報告の作成 (会務報告, 会議録は毎回理事会資料に入れる) 各報告書等の保管 (各報告書の統一した書式のフォーマット作成) 定期総会関連の資料, 及び議長原稿の作成 会則, 推薦依頼書の管理 リーフレット・会務マニュアルの管理, 作成部会の総括 広報委員会, 選挙管理委員会の掌握 都歯連・日歯連との連絡 (会員へ周知) 各議員事務所との連絡</p>
常務理事 (内務・総務)	<p>専務補佐 (専務不在時の代理) 定例理事会 (レジюме・資料収集・会議録) の作成補佐 会務報告の作成補佐 定期総会関連の資料の作成補佐 会務報告, 会議録, 活動報告書を保管し, 理事会で報告 リーフレット・会務マニュアルの校閲・監査 広報委員会の招集, 総括 (レジюме管理) 広報誌発行推進, その他の広報活動方針のまとめ</p>
常務理事 (外務・選対)	<p>選挙全般, 決起大会などの出席 (活動報告書作成し, 理事会で報告) 選挙結果の報告書を作成し会員へ発行 推薦依頼書の管理</p>
常務理事 (外務・渉外)	<p>報告会などの出席 (活動報告書作成し, 理事会で報告) リーフレット・会務マニュアルの作成, 作成部会の招集 (レジюме) 会務マニュアルの管理</p>

常務理事（財務・会計）	毎月の収支計算書（月別推移表）を作成し、毎回理事会で報告 実費会計の支払い、出金伝票・領収書管理 毎年度の予算書・決算書の作成
支部選出理事（部会 1）	リーフレット・会務マニュアル作成部会、推薦依頼書等作成
支部選出理事（部会 1）	リーフレット・会務マニュアル作成部会、推薦依頼書等作成
支部選出理事（部会 1）	リーフレット・会務マニュアル作成部会、推薦依頼書等作成
支部選出理事（部会 2）	リーフレット・会務マニュアル作成部会、推薦依頼書等作成
支部選出理事（部会 2）	リーフレット・会務マニュアル作成部会、推薦依頼書等作成
支部選出理事（部会 2）	リーフレット・会務マニュアル作成部会、推薦依頼書等作成
支部選出理事	
監 事	事業・会務監査、会計監査
監 事	事業・会務監査、会計監査
顧 問	（理事会の同意を得て会長が委嘱）
参 与	（理事会の同意を得て会長が委嘱）
オブザーバー	公益社団法人葛飾区歯科医師会 会長・専務・理事 学校歯科医会 会長・専務・理事
都連評議員	東京都歯科医師連盟評議員会出席と報告
都連予備評議員	上記の予備
都連地区選対渉外理事	東京都歯科医師連盟の支部組織理事
都連広報委員会委員	東京都歯科医師連盟広報委員会出席と情報収集
都連総務委員会委員	東京都歯科医師連盟総務委員会出席と報告
広報委員会（2名）	葛飾区歯科医師連盟における広報活動
選挙管理委員会（5名）	役員選挙における管理委員会業務

（令和2年度）

Photo-Archive

組織活動

先輩に感謝する会



高橋文夫執行部（平成30年）
加藤静悟元会長・大越壽和副会長・島田雅章元会長



加藤秀之執行部（令和元年）



城東地区連合会 総会懇親会（令和元年）



定例理事会（令和元年）



城東地区連合会 デンタルミーティング（令和元年）

Chapter

2

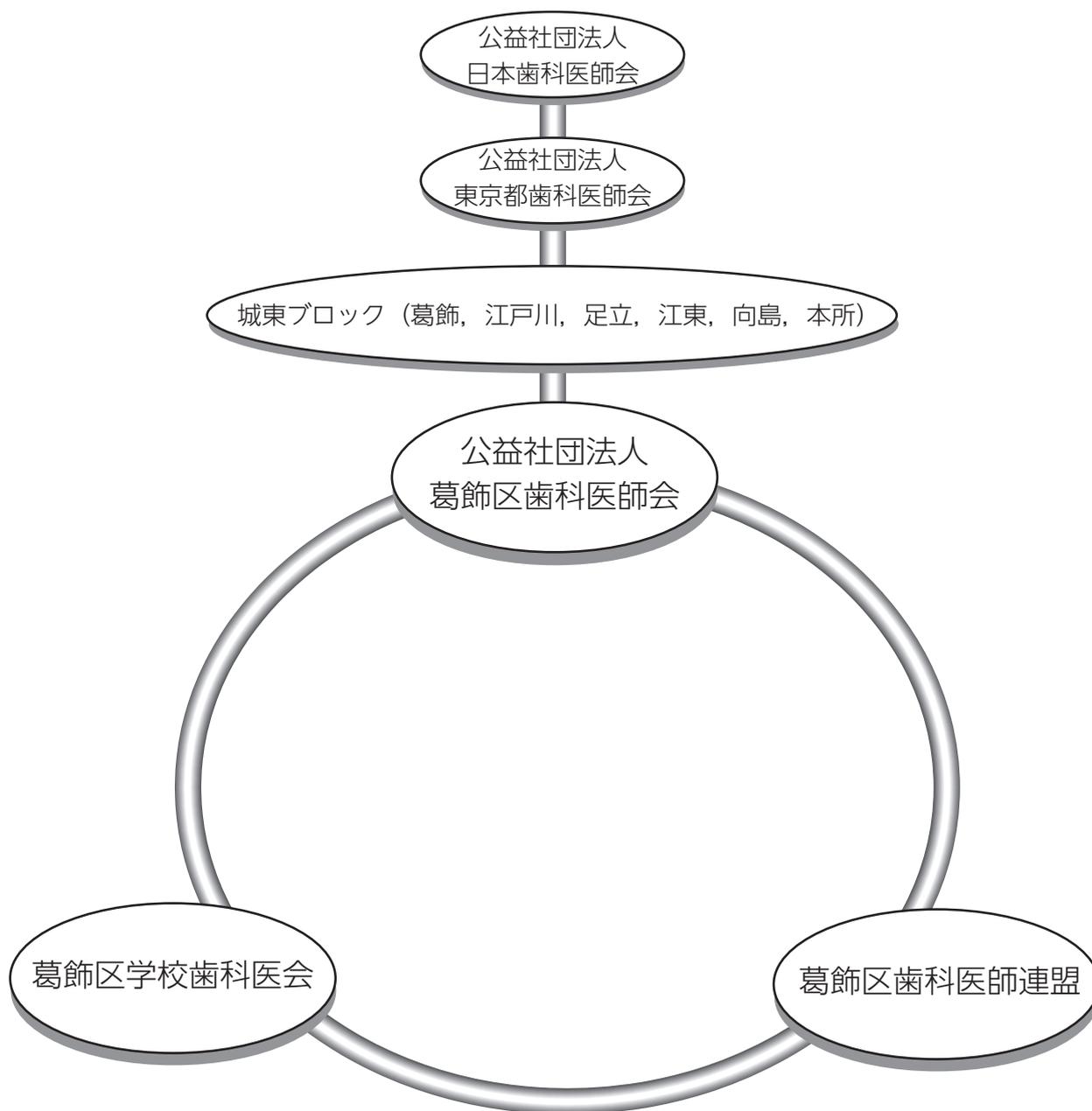
葛飾区歯科医師連盟と各会連携



1

公益社団法人葛飾区歯科医師会と連携

1. 歯科医師会の系統図（葛飾区歯科医師会の位置付け）



2. 役職・担当職務

会 長	1名
副 会 長	3名（財務，保険，学術，防災，医事処理，内務，医療管理，渉外，地域医療，介護，公衆衛生）3名で担当を分担
専務理事	1名
常務理事	6名（総務，地域医療，共済，会計，防災，公衆衛生，学術，医療管理，保険，介護，広報，IT）6名で担当を分担
理 事	8名（公衆衛生，地域医療，学術，広報，IT，介護，保険）8名で担当を分担
監 事	2名
顧 問	2名
顧問弁護士	1名，顧問公認会計士1名
代 議 員	1名（日歯），予備代議員1名（日歯）
代 議 員	4名（都歯），補欠代議員4名（都歯），参事1名（都歯）

「委員会」構成：17委員会

- ・整備委員会 ・警察歯科運営委員会 ・会館管理運営委員会
- ・選挙管理委員会（予備選挙委員） ・医事紛争処理委員会 ・医療管理委員会 ・IT委員会
- ・公衆衛生委員会 ・保険研究委員会 ・広報委員会 ・学術委員会 ・会務研究委員会
- ・共済会（会務研究委員会） ・防災委員 ・介護保険委員会
- ・地域医療運営委員会 ・予診委員会

「小委員会」構成：1委員会

- ・地域医療小委員会（保険小委員会・当番表作製委員会・学術小委員会）

3. 沿 革

葛飾区歯科医師会は，昭和8年4月に「東京府歯科医師会東京市葛飾区市部会」として総会員数24名で発足した。昭和23年1月に「社団法人葛飾区歯科医師会」を設立し，平成24年4月に「公益社団法人葛飾区歯科医師会」となる。平成30年10月現在，179診療所，214名（第1種会員166名，第2種会員6名，終身会員42名）の会員が所属する。

昭和56年の国際障害者年と同時に，心身障害児・者のための歯科診療「ひまわり歯科診療所」を開設し，障害児・者の方々の歯科診療を日本大学松戸歯学部障害者歯科学講座からの専従医と葛飾区歯科医師会の会員の協力医の輪番制で行っている。

平成2年の国際高齢者年に「たんぼぼ歯科診療所」を開設し，葛飾区在住の65歳以上の在宅寝たきり高齢者等の方々の歯科診療を開始。固定診療所と訪問診療による二本立てによる歯科診療である。日本大学歯学部麻酔学講座からの専従医，葛飾区歯科医師会会員協力医の輪番制，葛飾区医師会員の協力医の先生に全身の管理をしていただき，歯科診療を行っている。

4. 活 動

公益社団法人葛飾区歯科医師会は、葛飾区（保健所・保健センター）の協力を得て、受託事業として区民の皆様のライフステージに沿った地域歯科保健活動を積極的に行っている。

妊婦（マタニティ）歯科健診、乳幼児歯科健診として1歳6か月歯科健診、すくすく歯育て歯科健診（2歳児と母親と一緒に区内の協力歯科医療機関で健診を行う）、3歳児歯科健診、成人歯科健診（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方を対象に健診を行う）、そして平成25年からは、長寿歯科健診（75歳の方、令和2年からは80歳を対象に健診を行う）を実施している。

これらに伴い、妊婦のお口の健康教室、歯周病予防教室「歯っピースマイル健口教室」、歯科健康相談、成人歯科再健診、長寿歯科健診とフォロー教室、ファミリー歯みがき教室、母と子の歯みがき教室とフッ素塗布等を実施している。

また、かかりつけ歯科医をお探しの方や障害をお持ちの方、寝たきりで歯科診療にお困りの方などの歯科受診に関する相談を受けるために「かかりつけ歯科相談窓口」をたんぼぼ歯科診療所内に設置し、かかりつけ歯科医紹介事業を実施している。

さらには、日曜・祝祭日、年末年始、お盆休み期間には会員の歯科診療所が交代で休日歯科診療を行っている。また、毎年、話題の講師をお招きして区民講演会を開催している。

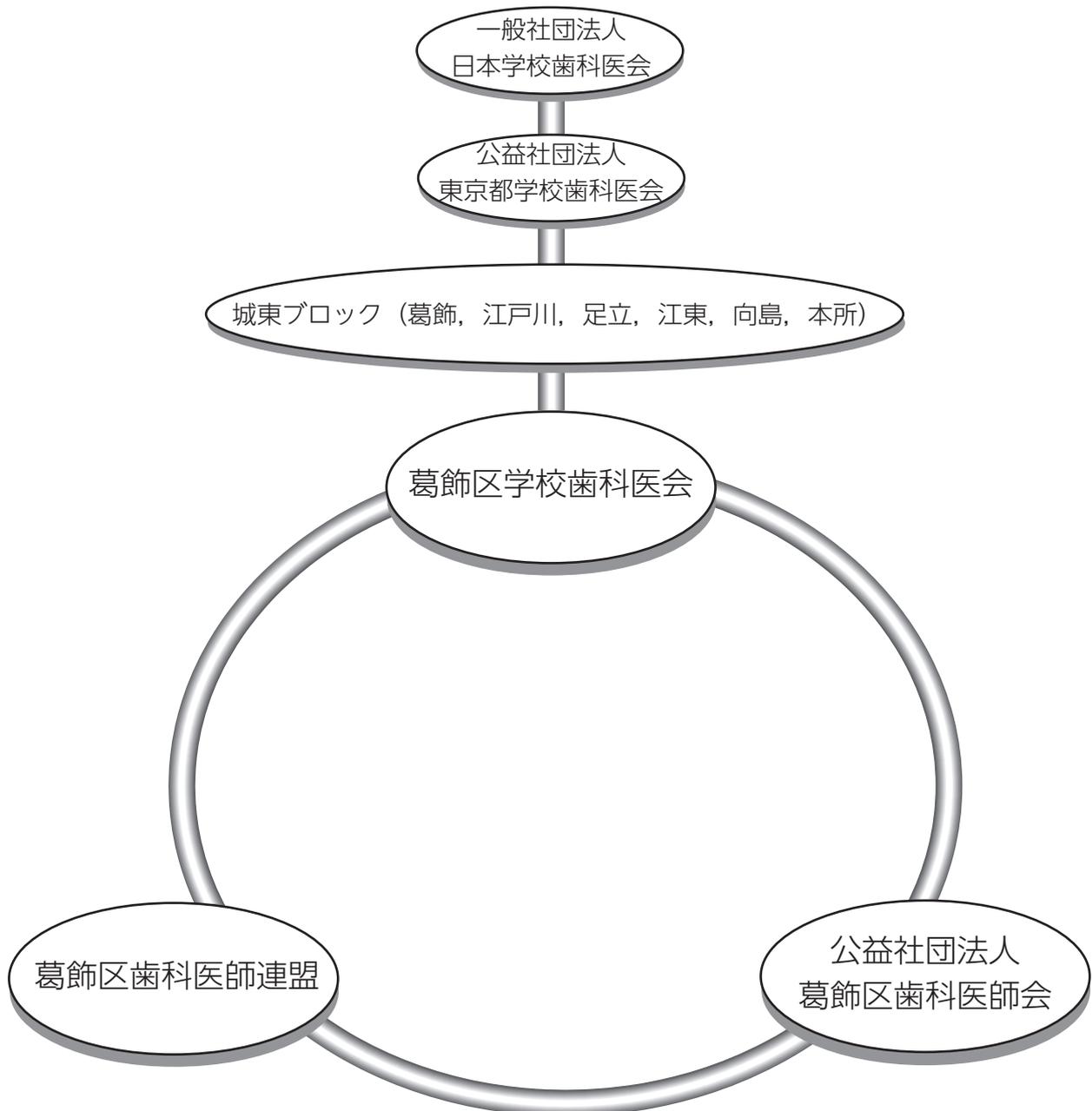
以上のように、葛飾区の地域住民の皆様のお口の健康の増進のために努めている。

（令和2年10月現在）

2

葛飾区学校歯科医会と連携

1. 学校歯科医会の系統図（葛飾区学校歯科医会の位置付け）



2. 役職・担当職務

会 長	1名
副 会 長	3名（統括，学術，公衆衛生，渉外，広報）
専務理事	1名
常務理事	4名（総務，会計，学術，公衆衛生，広報）
理 事	6名（公衆衛生，学術，広報）
監 事	2名
顧 問	2名
代 議 員	2名（都学歯），予備代議員2名（都学歯）

3. 沿 革

昭和4年，口腔衛生普及事業を各小学校において行う目的で，歯科校医会が創立された。むし歯予防デー（毎年6月4日）にポスター掲示や啓発目的の講演を行い，昭和5年には「6才臼歯を大切に」という標語を使って啓発運動に力を入れた。しかし，昭和7年10月1日，東京府南葛飾郡は，市域拡張により城東区・向島区・葛飾区・江戸川区として東京市に編入され，これに伴い当時の南葛飾郡歯科医師会が改称されて，昭和8年4月1日，葛飾区歯科医師会が誕生した。そして当時の歯科校医（全員で10名）により，昭和9年，葛飾区歯科医師会内に学校歯科医会が設立された。

昭和20年の終戦後には，学制が6：3：3制に改革されたため，新制中学・高校が誕生したのに伴い，昭和23年，葛飾区学校歯科医会として生まれ変わり，現在の体制の基礎となる。戦後は学童にむし歯が多く，むし歯予防や口腔衛生普及活動に力を入れるようになり，昭和33年，むし歯半減運動の一環として，健診後のむし歯の状態を父兄に知らせる「歯の治療のおすすめ」を区教育委員会で印刷し，各学校に配布するようになった。この啓発運動の最大行事が「よい歯の集い」である。

平成10年3月，生活実習所・福祉作業所・福祉館の各嘱託歯科医も「障害者福祉施設嘱託歯科医」として，葛飾区学校歯科医会に参入した。

平成になり葛飾区学校歯科医会も従来の体制から変貌し，様々な問題提起に対応しなければならないこととなり，少子化による学校の統廃合，都立学校歯科医の定年制導入等，会自身の意思に関わらず退会しなければならない事態が起きた。この頃から，会報のカラー化と，葛飾区学校歯科医会HPを立ち上げ，会員は勿論のこと区民に対してもQ&Aのコーナーを設け，広報・啓発に力を入れて，毎年行われている歯科健康診断の結果をデータベースにし，教育委員会や保健所・養護教諭等に公開して，児童生徒の健康維持に役立たせている。

健診事業においては，健診環境の改善を目指してヘッドライトの導入や鋭利な探針は極力使用せず，必要に応じて先が丸まったものを使用するようになった。公私立保育園には，健診器具を完備できるように行政と交渉し，平成27年度に全て整った。

平成25年度からは，葛飾区長の政策である「待機児童ゼロ」を目指し，認可・認証保育園の開設が続き，嘱託歯科医の推薦が追いつかず，一人の会員で複数校を担当する状況が続いている。また，関係法規の改正により「歯科健診結果のお知らせ」の変更や，「歯科健康診断の留意点」の改訂等，葛飾区学校歯科医会の仕事は多くなる一方であるが，質の高い均一な健診を目指して，毎年開催している全体会の充実を図っている。

4. 活 動

葛飾区には、区立幼稚園3園，同小学校50校（保田しおさい学校を含む），同中学校24校，都立高校は全日制・定時制，及び養護学校など特殊学校を含め15校，区立保育園40園，私立保育園82園，私立幼稚園24園，認定こども園5園，小規模保育事業所16ヶ所，認証保育所9ヶ所，障害者福祉施設は生活実習所，福祉作業所，福祉館等10施設の総数278の学校・園，及び施設が存在する。これらに対し，学校歯科医会の理事会と各種諮問委員会が活動している。

学校，園，施設における歯科健康診断・保健活動の他に，以下のような活動を行っている。

1. 公立学校，公私立保育園，公私立幼稚園，福祉施設等の幼児・児童・生徒の歯科健康診断，及び歯科保健教育の推進のため，その担当行政である教育委員会，子育て支援部，福祉部と現場の学校，養護教諭，園長，保育士等と協議していくと共に，学校歯科医，嘱託歯科医の地位，待遇の向上
2. 葛飾区内の公立学校，公私立保育園，公私立幼稚園，障害者福祉施設などの学校歯科医，嘱託歯科医の推薦
3. 文部大臣表彰，東京都功労者表彰，都教育委員会表彰，日学歯会長表彰，都学歯30年勤続表彰，区自治功労表彰，教育委員会15年・30年勤続者感謝状，統廃合等で辞退された会員への区教育委員会感謝状の各被表彰者の推薦
4. 「よい歯の集い」の企画，及び開催
5. 会員全体会開催
6. 葛学歯会報の発行，その他会員に対する情報提供活動（広報委員会）
7. 公立小中学校養護教諭，及び保育園の保育士を対象とした指導者講習会の開催，会員を対象とした学術講習会の開催，各学年に合った保健指導パンフレットの作成，その他健診に対する諸問題の検討（学術・公衆衛生委員会）
8. 少子化による学校，園の統廃合の問題や各研究大会への参加費の援助等行政に関わる問題等，会全般の問題についての検討（会務研究委員会）
9. その他
 - ・日本学校歯科医会，東京都学校歯科医会の開催する講習会，研修会参加
 - ・城東地区学校歯科医会役員連絡協議会への参加
 - ・本会，葛飾区教育委員会，小中学校の養護教諭の三者による三者協議会（学校保健協議会）の開催（毎年）

（令和2年10月現在）

3

葛飾区歯科医師会組織の支部一覧

1. 青戸支部	青戸, 白鳥, お花茶屋, 亀有の一部
2. 金町支部	金町, 東金町, 水元, 東水元, 西水元
3. 亀有支部	亀有, 西亀有, 新宿
4. 高砂支部	高砂, 柴又, 細田, 鎌倉
5. 新小岩支部	新小岩, 東新小岩, 西新小岩
6. 立石支部	立石, 東立石, 奥戸, 四つ木, 東四つ木
7. 堀切支部	堀切, 東堀切, 宝町, 小菅, お花茶屋の一部

(歯科医師連盟, 公益社団, 学校歯科医会とも支部割りは共通)

Chapter

3

葛飾区歯科医師連盟の会務



1

葛飾区歯科医師連盟の事業一覧

1. 公益社団法人葛飾区歯科医師会、及び葛飾区学校歯科医会の事業に係わる諸団体への折衝

- (1) 与党政党との意見交換会の開催
- (2) 葛飾区歯科医師連盟理事会に議員の出席を求め、各支部会員との意見交換を支援する
- (3) 葛飾区歯科医師会役員および葛飾区学校歯科医会役員にオブザーバーとして葛飾区歯科医師連盟理事会に出席いただき、要望を承る
- (4) 葛飾区歯科医師連盟役員が葛飾区歯科医師会および葛飾区学校歯科医会の理事会に出席
- (5) 葛飾区歯科医師共済会事業に協力

2. 日本歯科医師連盟、及び東京都歯科医師連盟の事業推進に協力

- (1) 日本歯科医師連盟および東京都歯科医師連盟に係わる情報の会員への周知
- (2) 国政報告会、都政報告会への参加
- (3) 東京都歯科医師連盟評議員会に出席
- (4) 東京都歯科医師連盟支部長・代表者会に出席
- (5) 東京都歯科医師連盟城東地区連合会代表者・専務会および総会に出席
- (6) 日本歯科医師連盟および東京都歯科医師連盟褒章受章者の推薦

3. 広報紙の発行等連盟活動に関する情報提供

- (1) 広報委員会の開催
- (2) 「葛歯連盟広報」「KDFかわら版」の発行
- (3) FAXによる情報提供

4. 葛飾区における選挙、及び政治活動

- (1) 国政選挙、都政選挙、区政選挙に係わる活動
- (2) 葛飾区長、葛飾区議会議員による報告会に参加

5. その他、本会目的達成のために必要な事業

- (1) 医師連盟、薬剤師連盟との連携
- (2) 会員未入会対策
- (3) その他、本会目的達成に必要な活動

2 年間会務スケジュール

1. 会務年度区分（毎年4月1日～翌年3月31日）

葛飾区歯科医師連盟の会務年度区分は、「葛飾区歯科医師連盟規約」第9章・第14条に示された会計年度に従って、毎年4月1日に始まり翌年3月31日となります。ただし、役員任期は、6月の定期総会から翌々年の定期総会までの2年間です。

また、会計年度においては、東京都選挙管理委員会に「政治団体収支報告書」の提出が義務づけられている関係で、本連盟の会計年度とは別に、東京都選挙管理委員会における会計年度（毎年1月1日～同年12月31日）に合わせた年度区分が存在します。それにより、12月31日と1月1日をまたぐイベントへの会計拠出や、拠出金の立替・相殺、費用弁償を行う事はできません。そのため清算処理は、年度内ではなく年内に行う必要があります。

2. 月例会務スケジュール（定例理事会は原則毎月開催）

葛飾区歯科医師連盟は、東京都歯科医師連盟の支部組織でもあります。会務スケジュールについては、東京都歯科医師連盟の会務も合わせて記載してあります。また、会務スケジュールは他の会のイベントにより、1ヶ月位、開催時期の変更が生じることがあり、部会や（広報）委員会等は必要に応じて適時に招集開催されます。

- 4月：新年度の会務開始
 - 第1回定例理事会（年度のイベント再確認）
 - 選挙管理委員会（役員改選の年）
- 5月：定期総会準備
 - 都連 支部長・代表者会
- 6月：監査会
 - 選挙管理委員会（役員改選の年）
 - 定期総会（会計に関しては決算審議）
 - 都連 評議員会
- 7月：夏の移動理事会（政治活動）
 - 支部会への参加（役員改選の年）
 - 参議院議員選挙（3年に1回）
 - 東京都議会議員選挙（4年に1回）
 - 東京都知事選挙（都歯連盟主幹：4年に1回）

- 8月：定例理事会は休会（部会・委員会のみで活動）
都連城東ブロック総会
都連 支部長・代表者会（臨時）
- 9月：政党意見交換会，議員懇談会（政治活動）
都連（臨時）評議員会
- 10月：議員懇談会（政治活動）
区長・区議会議員選挙準備（4年に1回）
- 11月：時局勉強会，政治セミナー参加，議員政治資金パーティー出席
区長へ要望書提出
区長・区議会議員選挙（4年に1回）
- 12月：冬の移動理事会（政治活動）
：政党フォーラムなどへの参加
- 1月：定例理事会は休会（部会・委員会のみで活動）
先輩に感謝する会参加
都連 新春賀詞交歓会
- 2月：次年度事業計画と予算の立案
区議会議員による各「区政報告会」出席
都連 支部長・代表者会
- 3月：次年度事業計画と予算書の掲示（会計に関しては予算審議）
都連 評議員会
区長，区議会議員による各「区政報告会」出席

※ 衆議院議員選挙については，衆議院の解散に伴い，選挙準備に対する突然の会務が発生します。4年に一度とは限らず，特別国会が招集されてから4年が衆議院議員の任期となりますので，解散がなくても選挙の時期は不定となります。

3

理事会などの会議

定例理事会

- 開催日 : 原則毎月第2金曜日(年8回以上) 20:00～
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 三役(会長, 副会長, 専務理事), 常務理事, 支部選出理事, 監事, (顧問)
公益社団, 学校歯科医会

移動理事会(定例理事会の一部)

- 開催日 : 年2回(夏季, 冬季) 19:30～
場 所 : 未 定(概ね亀有の須田)
出席者 : 三役(会長, 副会長, 専務理事), 常務理事, 支部選出理事, 監事, (顧問)
来 賓 : 公益社団, 学校歯科医会, 区長, 及び各議員, 上部団体, 社団事務局

三 役 会(四役会・五役会なども包括し総称する)

- 開催日 : 定例理事会の概ね1週間前, もしくは臨時開催
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 三役(会長, 副会長, 専務理事), 必要に応じ理事, 監事の出席

常務理事会

- 開催日 : 原則行わない(必要に応じ臨時に招集)
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 三役(会長, 副会長, 専務理事), 常務理事, 必要に応じ監事の出席

監 査 会

- 開催日 : 監事の招集による(概ね年1回:6月初旬)
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 監事, 三役(会長, 副会長, 専務理事), 会計理事, (顧問)

各 部 会

- 開催日 : 定例理事会の概ね30分前(各部会により決定), もしくは臨時開催
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 会長, 担当副会長, 専務理事, 担当常務理事, 担当支部選出理事

PT（プロジェクトチーム）

- 開催日 : 会長の招集による（必要に応じ不定期）
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 会長，担当副会長，専務理事，プロジェクトチーム構成員

広報委員会

- 開催日 : 年5回以内（広報委員会により決定）
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 会長，広報担当副会長，専務理事，総務理事，広報委員

選挙管理委員会

- 開催日 : 役員改選の年の5月と6月
場 所 : 葛飾区歯科医師会館
出席者 : 会長，専務理事，選挙管理委員

都連評議員会

- 開催日 : 年2～3回（概ね3月と6月，臨時に9月～12月）
場 所 : 東京都歯科医師会館（大会議室）
出席者 : 評議員，（予備評議員）

4 理事の執務

葛飾区歯科医師連盟の理事は、監事と共に葛飾区歯科医師連盟の定例理事会に必ず出席をしなければなりません。また、定例理事会での議題や協議事項で承認、了承を得た事項については、個人的に反対意見であっても厳守しなければなりません。

理事の役割についてはChapter 1に記載されていますので、それを参考にして様々な会務を実行していただきますが、支部からの選出理事は、定例理事会での報告事項と承認・了承事項について、支部会（常会）での報告をお願いします。

また、葛飾区歯科医師連盟は、東京都歯科医師連盟の支部組織でもありますので、必要に応じて東京都歯科医師連盟の会務にも携わることになります。

理事の役職の如何にかかわらず、会務についての報告として32ページに例として挙げた「活動報告書」の記載をお願いしています。これにより会務運営が円滑になるばかりか、「活動報告書」を議事録として活用する場合は、詳細な記録が残り、失念事項の再確認にも役立ちます。「活動報告書」は記載される内容により次の様に分類されます。

- (三役) : 三役会（四役会・五役会）の議事録
- (内務) : 支部会の議事録、及び内務に関する記録
- (外務-選対) : 選挙活動に関する取り組みや選挙運動の記録
- (外務-渉外) : 政党セミナーや議員報告会参加など、渉外活動の記録
- (広報) : 広報委員会の議事録
- (部会) : 部会会議の議事録
- (PT) : プロジェクトチーム会議の議事録
- (監査) : 監査会の議事録（監査報告書とは別なもの）
- (選管) : 選挙管理委員会の議事録
- (社団) : 公益社団法人葛飾区歯科医師会の定例理事会の報告事項
- (学歯) : 葛飾区学校歯科医会の定例理事会の報告事項
- (地医) : 地域医療や保健医療連絡協議会の記録
- (都連) : 東京都歯科医師連盟に関するイベントの記録
- (城東) : 都歯連盟城東地区連合会イベントの記録、及び会議の議事録

「活動報告書」の他に、定例理事会会議録、常務理事会会議録、監査報告書、総会議事録、東京都歯科医師連盟評議員会報告は、それぞれの担当理事（役員）が記載し、また、会計担当理事は33ページの書式に合わせ、月例会計報告書を作成します。「活動報告書」を含め、これらの書面は必要に応じて理事会の資料として提出をします。

活動報告書の例

葛飾区歯科医師連盟 活動報告書（広報）		記入者 熊倉伸一
活動日時：令和2年9月9日（水）20：30		
場 所：葛飾区歯科医師会館		
出席者：加藤会長、貝塚副会長、杉山専務、熊倉常務、奥瀬委員、片岡委員		
報告事項：令和2年度 第3回広報委員会		
1、開会の辞		貝塚副会長
2、会長挨拶		加藤会長
3、座 長		片岡副委員長
4、記 録		熊倉常務
5、報告事項		杉山専務
1) 前回の「活動報告書」について／読み取り参照		
2) 会務報告（今後の予定）について		
・9/29（火）「青木克徳区政報告会」は延期		
3) その他		
・社団の会誌145号の「葛飾区歯科医師連盟」原稿の提示		
6、協議事項		
1) KDFかわら版第11号の編集と日程について		
・編集長の選定：片岡委員		
・日 程		
①原稿締切日：9月30日（水）		
②初稿提出日：10月14日（水）		
③校了日：10月31日（土）		
④事務局提出日：11月4日（水）		
⑤発行日：11月9日（月）／整備会		
・ロゴバックカラー：オレンジ		
（参考：12～2月：グリーン 3～5月：ピンク 6～8月：ブルー 9～11月：オレンジ）		
2) KDFかわら版第11号の企画と構成・内容について		
・紙面構成：4面		
・企 画：（案1）写真で綴る葛歯連盟の一年		
（案2）「広報委員を務めて」		
・内 容：1面／副会長挨拶と秘蔵写真		
2面・3面／写真で綴る葛歯連盟の一年		
4面左／「広報委員を務めて」		
4面右／会務報告		
・記事執筆者：貝塚副会長、片岡委員		
・写 真：副会長顔写真、秘蔵写真、連盟の活動アーカイブ写真、季節の写真		
3) 今後のKDFかわら版の発行と内容について		
・参議院議員選挙候補者について、歯科医師であるかないかのメリット・デメリット（案）		
・「新首相に求めること」の記事（案）		
・会務マニュアル発行についての掲載		
4) その他		
・第5回定例理事会レジュメのシナリオ確認		
5) 次回広報委員会の開催について		
・令和2年10月14日（水）20：30／葛飾区歯科医師会館		
7、閉会の辞		奥瀬委員長

月例会計報告書の書式

令和3年度 葛飾区歯科医師連盟 会計現況報告書(記入例)

(令和3年4月1日～4月30日)

(収入の部)	3年度予算額	3年4月分合計	3年4月末累計	3年度執行率	備考
会費収入	1,878,000	1,518,000	1,518,000	80.8%	158名
(一種)12000	1,860,000	1,500,000	1,500,000	80.6%	155名
(二種)6000	18,000	18,000	18,000	100.0%	3名
都歯連交付金	499,500	0	0	0.0%	184名
(一種)3000	471,000	0	0	0.0%	157名
(二種)1500	4,500	0	0	0.0%	3名
(終身)1000	24,000	0	0	0.0%	24名
日歯連交付金	384,100	0	0	0.0%	171名
(一種)2300	374,900	0	0	0.0%	163名
(二種)1150	9,200	0	0	0.0%	8名
雑収入	100,000	80,000	80,000	80.0%	個人、政治団体からの寄付金
受取利息	1,000	0	0	0.0%	銀行預金利息
積立金	900,000	900,000	900,000	100.0%	前年度積立金
当期収入合計	3,762,600	2,498,000	2,498,000	66.4%	
繰越金	374,894	0	374,894	100.0%	
収入合計	4,137,494	2,498,000	2,872,894	69.4%	

(支出の部)	3年度予算額	3年4月分合計	3年4月末累計	3年度執行率	備考
経常経費	662,000	10,000	10,000	1.5%	
(人件費)	120,000	0	0	0.0%	事務協力費
(事務所費)	30,000	10,000	10,000	33.3%	事務用品、通信費など
(役員報酬)	512,000	0	0	0.0%	32,000×16名(源泉)
組織活動費	1,718,000	150,000	150,000	8.7%	
(行事費)	80,000	0	0	0.0%	イベント開催
(政治対策費)	900,000	100,000	100,000	11.1%	移動理事会、意見交換会など
(組織対策費)	188,000	0	0	0.0%	理事会、委員会、費用弁償
(渉外費)	350,000	50,000	50,000	14.3%	報告会参加など
(交際費)	200,000	0	0	0.0%	上部団体負担金など
選挙関係費	1,049,000	0	0	0.0%	
(推薦料)	50,000	0	0	0.0%	推薦状、必勝ピラ
(選挙対策費)	999,000	0	0	0.0%	献金(未使用時予備費へ)
(陣中見舞金)	0	0	0	0.0%	
機関紙発行事業費	400,000	0	0	0.0%	
寄付・交付金	1,000	0	0	0.0%	
当期支出合計	3,830,000	160,000	160,000	4.2%	
予備費	307,494	0	999,000	324.9%	次年度積立金へ
支出合計	4,137,494	160,000	1,159,000	28.0%	

預金残高	収入合計－支出合計＋予備費＝	2,712,894
------	----------------	-----------

5 移動理事会とその目的

葛飾区歯科医師連盟では、毎年夏と冬に「移動理事会」と称して、葛飾区の区長と区政にかかわっておられる与野党の区議会議員、葛飾区から出馬された与野党の都議会議員、参議院議員、そして衆議院議員をお迎えし、連盟理事が中心となり、公益社団法人葛飾区歯科医師会と葛飾区学校歯科医会の代表役員、東京都歯科医師連盟会長を交え、活発な論議を交わす政治活動を行います。あくまで理事会ですので、定例理事会としての会務も同時に行われますが、場所は歯科医師会館ではなく、飲食を饗する形で区内の飲食店を利用して開催されます。

移動理事会は、政治資金規正法による「政治資金パーティー」には該当しませんが、規模は小さいものの政治家を交えて行われるため、また、会費と対価（飲食の提供）による僅かな利益が生じる可能性がないわけでもなく、そのため「政治資金パーティー」に準ずる構えが必要となります。よって、様々な制約を意識して行っているのが現状です。例を挙げると、次のようなものがあります。

- ・外部の参加者から高額な会費や参加費（寄付金）をいただかない。（政治資金規正法）
- ・外部からの参加者の利益となるような物品の提供をしない。（政治資金規正法）
- ・選挙公示後の選挙期間中は開催しない。（公職選挙法）
- ・選挙期間中でなくても選挙が近い時期には、次の選挙に出馬を予定している政治家への投票を促すような発言を控える。（公職選挙法）
- ・選挙とは程遠い時期であっても、政治活動の名目で選挙の事前運動と見なされるような行為を控える。（公職選挙法）

※詳しくは「Chapter6：政治団体として必要な法規の知識」参照

〈良くない発言例〉「歯科医師会の要望を永く実現していくためには、本日臨席されている〇〇議員に、次の選挙にも勝ち抜いてもらわなければなりません」

〈正しい発言例〉「歯科医師会の要望を永く実現していくために、〇〇議員に今後ご協力いただきたいと存じます」

移動理事会の目的は、前述のように場を提供し「政治活動」を行うことですので、歯科医師会に関連する役員は、飲食を共にしながら慰労を兼ねて、政治家の方々と身近な政治談義を交わすよう希望します。政治談義については、歯科医療に関するものに限らず、自身の診療所がある地域の社会問題などでもかまいません。

6 連盟広報活動

連盟活動を会員に周知してもらう目的で、葛飾区歯科医師連盟では機関誌として「KDFかわら版」を年に3～4回、「葛歯連盟広報」を2年に一度発行しています。広義の広報活動の意味では、会員、政治家、一般市民に至るまで広く歯科医療に係わる「政治に関する情報」を提供するものではありませんが、政治家への情報提供は「政治活動」の一貫として行い、区民への情報提供は公益社団葛飾区歯科医師会にお任せをしています。

「KDFかわら版」は、タイムリーな情報を会員へ届ける目的で、平成29年11月に創刊、「葛歯連盟広報」の方は歴史を重ねており、令和3年4月現在、第17号の発行に至っています。また、「葛歯連盟広報」では支持しております政治家のコメントを集め、歯科医療行政について、それぞれの立場での政治活動を会員に周知してもらっています。

加藤秀之執行部からは、広報活動を専門に受け持つ広報委員会を設置し、情報の収集、並びに機関誌の編集を行うようになりました。これにより理事会での機関誌編集はなくなり、理事の執務負担軽減に貢献できました。



第79回定期総会 令和2年6月27日(土)を終えて 葛飾区歯科医師連盟 会長 加藤秀之

令和2年度の総会を終え、会長就任から九一年が経ちました。昨年の参議院議員選挙で、全国比例代表候補の比嘉なつみ氏が次点に終わった嬉しい記憶が昨日のように感じられます。ご協力いただいた先生方には心から感謝しております。総会にはコロナ禍の状況にもかかわらず、45名もの会員の先生にご出席いただきました。この総会では、葛歯連盟が納税団体となることを受け、既に理事会承認されている「承認事項」として「予算書一部改訂」の承認をあらためてお願いを致しました。そして無事に承認されましたこと、ご出席を含め、心から御礼申し上げます。これは役員報酬の源泉に起因するものですが、詳しい内容は次の記事に記載しております。

令和2年度に入りましたが、コロナ禍の影響で例年通りの活動を制約しなければならない状況が続いております。我々の重要な政治活動の場である「移動理事会」も中止となりました。前号でお約束しておりました区長や区議の「区政報告」の報告も未だ叶わない状況です。しかし、政治活動を止めるわけにはいきませんが、区政に対する各方面への働きかけは継続して行っております。そして本年度は、わかりやすい連盟活動を目標に「会務マニュアル」の作成にも取り組んでおります。残りの会務に向けて、全身全霊で取り組んでまいりますので、さらなるご協力をお願い申し上げます。

連盟 令和3年1月より 納税団体に!

納税団体となる経緯について
任意団体である葛飾区歯科医師連盟は、これまで税務から離れた立場をとってまいりました。しかし、葛飾区歯科医師会が公益社団法人になったことで、連盟も税務に対して厳しい目を向けられるようになりました。それを受け、協力的体制にある連盟も役員手当の源泉徴収をすること致しました。この件は、第79回定期総会にて承認をいただき、今後は納税団体として活動していくこととなります。

「役員報酬」源泉の根拠について

任意団体は、自由意志に任せて(任意)活動する団体であり、そのため法律で定めた「法人格」は持っていません。しかし、税法上は法人であるなしに関わらず法人とみなされ、法人税法が適用されます。利益を得るための収益事業を行わない場合、法人税や消費税を納付する必要はありませんが、収益事業を行う行わないに関わらず、任意団体から支払われた「報酬」には、普通の会社の給料と同様に所得税の源泉徴収義務があります。当然、連盟の「役員報酬」に対しても課せられることとなります。

「収支予算書」書式変更の理由について

連盟は「収支報告書」を東京都選挙管理委員会に提出しております。書式の統一と整合性は必要条件であり、また今後は税務署にも提出しなければなりません。そこで、源泉対象の「役員報酬」という項目を新たに設けるあたり、「収支予算書」の一部改訂が必要となりました。

源泉徴収については、令和3年1月以降の支払から行います。詳細につきましては、2面の図に「収支予算書」の一部を掲載しております。

これまでの役員手当は「組織活動費」の中の「組織対策費」として、非課税の「費用弁償」の形でお渡しをしてまいりました。しかし、現行のままでは「組織

KDFかわら版 令和2年8月7日発行						
令和2年度 収支予算書 一部抜粋						
支 出 の 部						
項 目	旧書式			新書式		
	R2年度 予算	備 考		R2年度 予算	備 考	
経常経費	人件費			人件費		
	事務諸費			事務諸費		
組織活動費	役員報酬			役員報酬	512,000	32,000×16名
	行事費			行事費		
	組織対策費	1,600,000	・理事会費 ・移動理事会 ・総会費 ・費用弁償(役員手当含) ・意見交換会等	政治対策費	900,000	・移動理事会 ・意見交換会 ・懇親会 ・視察、取材
	渉外費			組織対策費	188,000	・理事会費 ・委員会費 ・総会費 ・費用弁償
	交際費			渉外費		

活動費」の中の「費用弁償(役員手当)」に課税されることになり、政治活動で利益が出ているわけではないので納税との整合性が取れなくなります。そこで、交通費などの立替部分の「費用弁償」はそのまま「組織対策費」に残し、「経常経費」の項に「役員報酬」を新たに設けました。

その他に「組織活動費」の中に「政治対策費」も新設し、政治活動に色濃い「移動理事会」「意見交

換会」「懇親会」「視察・取材」に充当致しました。項目の移動については色別して示しており、予算全体の金額は変わっておりません。ご確認いただければと存じます。



会 務 報 告

- 4/ 8 (木) KDFかわら版 第9号 発行
- 4/10 (金) 連盟 第1回定期理事会/延期
- 4/23 (木) 都連 第1回広報委員会 (WEB会議)
- 5/13 (木) 連盟 第1回三役会プラス (書面会議)
- 5/21 (木) 都連 第2回広報委員会 (WEB会議)
- 5/22 (金) 連盟 第1回会務マニュアル作成部会 (書面会議)
- 5/22 (金) 連盟 第1回・第2回併合定期理事会 (書面決議)
- 5/27 (木) 都連 第1回支部長・代表者会/中止
- 6/12 (金) 連盟 第1回監査会
- 6/12 (金) 連盟 第3回定期理事会

- 6/23 (火) 都連 第130回、第131回評議員会
- 6/25 (木) 都連 第3回広報委員会
- 6/27 (土) 連盟 第79回定期総会
- 6/27 (土) 連盟 第2回三役会(五役会)
- 7/10 (金) 連盟 第2回会務マニュアル作成部会
- 7/10 (金) 連盟 第4回定期理事会
- 7/17 (金) 連盟 第2回広報委員会
- 7/20 (月) 都連 城東地区連合会代表者・専務会 (WEB会議)
- 8/ 7 (金) KDFかわら版 第10号 発行

7

葛飾区における政治活動

葛飾区歯科医師連盟の政治活動は、区議会議員と区政に対する意見交換会（ヒアリング）を中心に行っています。これは、公益社団法人葛飾区歯科医師会や葛飾区学校歯科医会の要望を後押しする目的で、意見交換会の前後に行うのが通常となっています。国政や都政については、それぞれ日本歯科医師連盟、東京都歯科医師連盟にお任せをしていますが、国政や都政への要望の内容が葛飾区にも関係する場合は、国会議員や都議会議員ともヒアリングを行います。これらは移動理事会を活用し、また、政治家の報告会を利用し、ロビー活動として行っています。

意見交換会はこちら側の要望を政治家に伝えるばかりではありません。区民の代表である区議会議員からは、こちら側に対する区民の要望や考えを聞き出すことも重要です。例を挙げると「歯科医療の安全対策」や「災害時の歯科医療」などで、令和2年の実例では、区議会自民党幹事長の筒井たかひさ氏と「災害時における葛飾区歯科医師会の対策」について懇談をいたしました。

政治の世界でも世代交代は必ずやってきます。長いお付き合いをさせていただいた政治家の方から若手の政治家の方々へバトンタッチをされ、新たな活力を担っていかれることは素晴らしいことです。しかし、政策の重要事項は引き継がれても、詳細にわたる、特に医療分野における知識の伝達は、専門家である医療関係者が行わなければ十分とは言えません。また、選挙でその時代に合った政治家が選任されるのは当然のことですが、必ずしもその方々が、その時代に合致した医療行政を把握しているとは限りません。当選された政治家の方たちに、歯科医療についてどれだけ興味を持っていただくかが歯科医師連盟の腕の見せ所なのです。地域に根ざしながら、本連盟は何十年もこの課題に取り組んでいます。政治家の世代交代を考えた時、若手政治家への「歯科医師会組織」や「歯科医療の情報伝達」は不可欠と考えられます。

今後も続くこの課題のために、本連盟では活動推進プロジェクトチーム「KSPT」を結成し、学校歯科医会を含む葛飾区歯科医師会全般のシステムや事業、そして歯科の知識を伝える活動資料として、リーフレット「葛飾区歯科医師会の会員が支える－歯と口からの健康－」を発行いたしました。医療、介護、多職種連携が強く叫ばれ、区民の健康管理を推進していく時代となった現在、リーフレットは多職種の方々との情報を共有していくために広く活用しております。さらにリーフレットは福祉関係の事業者や町会などの地区自治体組織を通し、区民への説明にも利用できるものですので、活用範囲はさらに広がることでしょう。

一般市民に情報提供を行う公益社団法人歯科医師会や、幼児・児童・生徒の保護者に情報提供を行う学校歯科医会と同様に、歯科医師連盟では政治家に対しての情報提供、すなわち歯科医療や歯科保健の基本的知識を提供しなければならないのです。これが政治活動の真髄なのです。

ライフステージに沿った歯科保健活動



妊婦の方から75歳の方まで
幅広い区民に対して・・・
お口の健康診断と保健教育

- ・ マタニティ歯科健診 (協力歯科医療機関)
- ・ 親子の歯育てすくすくクラブ(10か月児/保健所)
- ・ ハッピーバースデイすくすく歯科健診 (1歳1か月児/保健所)
- ・ 1歳6か月歯科健診 (保健所/協力医)
- ・ すくすく歯育て〔はそだて〕歯科健診 (2歳児とその母親/協力歯科医療機関)
- ・ 3歳児歯科健診 (保健所/協力医)
- ・ 保育園、幼稚園の歯科健康診断 (嘱託歯科医)
- ・ 小・中学校の歯科健康診断 (学校歯科医)
- ・ 高校の歯科健康診断 (学校歯科医)
- ・ 成人歯科健診 (40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方/協力歯科医療機関)
- ・ 歯っぴースマイル健口教室 (歯周病予防/保健所)
- ・ お口の健康を向上するための教室 (65歳以上の方を対象/保健所)
- ・ 長寿歯科健診 (75歳の方/協力歯科医療機関)

葛飾区歯科医師連盟は、公益社団法人葛飾区歯科医師会および葛飾区学校歯科医会の会務遂行を円滑にするため、さらには、地域行政や地域選出の議員と意見交換を行い、区民の健康増進のために活動している政治団体です。



葛飾区在住 原則 65歳以上のねたき高齢者の方々への歯科診療〔固定診療所と訪問診療〕
(平成2年8月開設)



同 障害児(者)のための歯科診療〔母親教室〕
(昭和56年11月開設)

これらの事業は葛飾区歯科医師会の会員の協力医によって運営されています。
葛飾区歯科医師会員 214名・179診療所
(平成30年10月現在)

発行年月日：2018年12月1日

葛飾区歯科医師会
の会員が支える
歯と口からの健康

歯科医師会の取り組みとしておこなっている8020運動は、80歳になっても20本以上の歯を残して、口腔機能を維持しようという活動です。

このリーフレットは、医療や福祉、保健の行政で活躍されている方々へ、葛飾区歯科医師会の取り組みと、これからの口腔保健の紹介を目的としたものです。

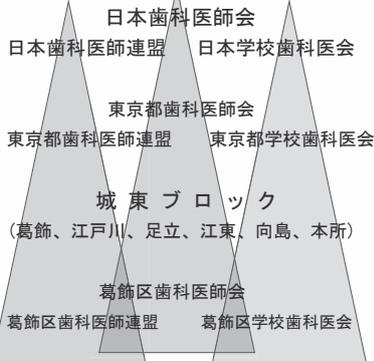
葛飾区歯科医師連盟

*** 連絡先 ***

葛飾区歯科医師会館

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-1-20

電話：03-3602-0648 E-mail:katshika@illy.ocn.ne.jp



「葛飾区学校歯科医会」の活動

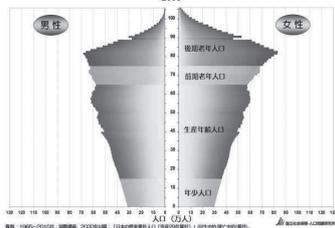
- ・ 公私立保育園・幼稚園、就学時、区立小学校・中学校、都立高校、特別支援学校(学級)、福祉施設など、学校歯科医・嘱託歯科医としての健康診断や保健教育・保健管理・組織活動
- ・ 指導者講習会(看護師・保育士・教職員対象)
- ・ よい歯の集い(歯の健康表彰)

「公衆衛生事業」と「地域医療」

- ・ 休日歯科応急診療
- ・ かかりつけ歯科医紹介事業
- ・ ねたき高齢者の歯科診療 (たんぼほ歯科診療所)
- ・ 障害児(者)の歯科診療 (ひまわり歯科診療所)
- ・ ファミリー歯みがき教室

現在、日本人の4人に1人が高齢期を迎えています。出生率は現在では1.4で、1990年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向を示しています。今後も高齢化は続き、人口減少と超高齢化の進行に歯止めはかかりそうにないと言われていています。高齢者の口腔機能の低下に対し、あらためて向き合う時代の到来です。

よく噛むことは、消化・吸収を助け、むし歯や歯周病の予防につながります。そればかりでなく、脳の活性化、ストレス解消や肥満の防止、癌や老化の予防によい影響があり、口腔機能は心身の健康に深く関与しています。



超高齢化社会を迎え、歯科訪問診療が必要とされる時代に進んでいます。口は食べるだけでなく、生命や社会的生活を営むための根本的な役割を持っています。訪問診療によって高齢者の口腔環境を整え、口腔機能を充実させることは、とても大切なことです。

全身疾患と歯科医療(医科歯科連携)

高齢化⇒体の衰えや成人病の悪化
医療機関への受診と生活習慣

口腔衛生と口腔機能の低下

口腔内は自浄作用といって、唾液の力で歯の表面や舌、粘膜に付いた汚れや細菌を洗い流し、清潔に保たれています。身体機能が衰えて唾液の分泌量が減っている高齢者の口腔内は、自浄作用が低下し様々な問題が起こります。

ドライマウス

口腔内の乾きが進行すると、う蝕や歯垢の増加、それによる強い口臭、舌表面のひび割れや痛みにより摂食障害までも引き起こします。原因は高齢化、薬の副作用、糖尿病、シェーグレン症候群、ストレス、口呼吸などです。

歯槽カリエス

加齢による歯肉退縮で起こる歯根カリエスは、歯科治療で問題となってきています。

歯周病と全身疾患

糖尿病やリウマチになると、細菌に対する免疫力が低下し歯周病が悪化します。また、歯周病になると動脈硬化、心臓病や呼吸器疾患、糖尿病などになりやすくなります。

嚥下障害

加齢により嚥下障害を引き起こす可能性が増加します。誤嚥性肺炎は生命を危険にさらします。

ビスフォスフォネート製剤の服用と口腔疾患

骨粗しょう症や癌の骨転移などの治療には有効ですが、歯科治療によって顎骨壊死が発生する場合があります。

ガン治療の術前・術後の口腔機能管理

生活習慣病

食生活の欧米化によって様々な危険因子が増加しています。生活習慣を見直して、健康な生活を送りましょう。

Chapter
4

葛飾区歯科医師連盟の選挙活動



1 葛飾区における選挙活動

選挙活動と前項の政治活動を総称して連盟活動といいます。選挙活動の考え方は、Chapter1の「葛飾区における歯科医師連盟の目的」に記載がありますのでそちらを参照願います。

葛飾区歯科医師連盟の選挙活動は、上部団体（日本歯科医師連盟，東京都歯科医師連盟）主導の選挙や葛飾区（東京都）医師会との連携による選挙と，葛飾区歯科医師会主体の選挙に大きく分かれます。前者の選挙区分では，衆議院議員選挙や参議院議員選挙の国政選挙，都知事選挙や都議会議員選挙ですが，それぞれの候補者が葛飾区を含む選挙区から出馬をしている場合，本連盟でも積極的に選挙活動を行います。後者の選挙区分では，区長選挙と区議会議員選挙になりますが，区長選挙については都歯連盟の支部組織としての管轄下に置かれますので，都歯連盟との連携も必要となります。現在，葛飾区の区長と区議会議員は，統一地方選挙の時期とは異なる任期区分となっているため，葛飾区独自の選挙戦となります。また，国政選挙の内，参議院議員比例代表選挙では，上部団体と一丸となって選挙活動を展開していきます。

さて，政治活動を行うためには，こちら側の意見を伝える相手が必要なことは言うまでもありません。本連盟では区議会議員選挙に限り，意見交換をおこなう議員の「候補者推薦依頼書（立候補者趣意書）」「候補者推薦書」「推薦候補者承諾書」の3通を理事会に提出していただき，選挙活動に臨みます。会則「Chapter7の2：葛飾区歯科医師連盟運営規程（公職選挙）の3」に明記されていますので，再度確認をしておきましょう。これは，推薦候補者が歯科医療保健や歯科医師会に対して「何をしてくれるか」を明確にするため必要なことと考えています。それぞれの書式（ひな型）は会館事務局にありますので，必要に応じて活用していただき，記載例は41ページ～44ページを参考に願います。

手順として，先ず「候補者推薦依頼書（立候補者趣意書）」を新規・継続に応じて議員に記入してもらいます。支部会で承認後，担当理事が「候補者推薦書」を作成します。理事会で暫定承認後に，あらためて議員に「推薦候補者承諾書」を記入してもらい，本連盟での正式承認となります。尚，審査が必要なため，書類作成は選挙公示日の2ヶ月前を目安にお願いいたします。

本連盟では，選挙公示後の選挙への投票の願いは全て「電話」による方法で行っています。これは投票の願いを文書やFAXで行う事が禁止されているため，メールによるお願いが認可されている現在も，メールがプリントアウトされ文書化するのを防ぐ目的によるものです。具体例は47ページに示してありますので活用願います。

2

区議会議員推薦依頼書（趣意書）、候補者推薦書、 推薦候補者承諾書

【記入例】

【区議 様式1】

葛飾区歯科医師連盟

葛飾区議会議員選挙 推薦候補者推薦依頼書（新規）・立候補者趣意書（新規）

（支部会、理事会の承認が必要なため、提出期限は、公示日の2ヶ月前の1日とする）

葛飾区歯科医師会 ○ ○ 支部 殿

葛飾区歯科医師連盟 会長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ふりがな はだ くにあつ
 ・依頼人 氏名 歯田 国松 (5.7歳)
 連絡先住所 〇〇区〇〇〇 〇-〇〇-〇
 連絡先 TEL 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 所属政党名 自公党

・推薦依頼理由又は立候補趣意書

「生き生き葛飾・ふるさと葛飾」の実現に向け、葛飾区歯科医師会の支援を賜りたい。

・履歴

1960年東葛飾生まれ。東葛小中学校、ハリス学園（中高）卒。帝都大学理工学部卒業後一級建築士。
 2009年葛飾区議会議員選挙に初当選、現在自由民主党議員団幹事長、議会運営委員会委員長。
 所属委員会：総務委員会、都市基盤整備特別委員会、都市計画審議会委員、土地開発公社評議委員。

・主な政策

地域の活性事業に取り組む。

・葛飾区歯科医師会に対する活動方針

・医療、福祉の充実に取り組みました。（葛飾区歯科医師会）
 質の高い地域医療体制を確立するとともに、充実した高齢者支援、障害者支援策に取り組みました。

・教育環境を整え、子供たちの健全育成に取り組みました。（葛飾区学校歯科医会）

PTA、青少年委員、保護司の経験を生かし、子供を家庭・地域・学校で育てる体制を目指しました。

記入欄が不足した場合、別紙（A4用紙）にご記入ください。

【記入例】

【区議 様式 2】

葛飾区歯科医師連盟

葛飾区議会議員選挙 推薦候補者推薦依頼書（継続）・立候補者趣意書（継続）

（支部会、理事会の承認が必要なため、提出期限は、公示日の2ヶ月前の1日とする）

葛飾区歯科医師会 ○ ○ 支部 殿

葛飾区歯科医師連盟 会 長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ふ り が な はだ く に ま つ
 ・ 依頼人 氏 名 歯田 国松 (5 7 歳)
 連絡先住所 〇〇区〇〇〇 〇 - 〇 〇 - 〇
 連絡先 TEL 〇 3 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
 所属政党名 自公党

・ 推薦依頼理由又は立候補趣意書
 「生き生き葛飾・ふるさと葛飾」の実現に向け、葛飾区歯科医師会の支援を賜りたい。

・ 履歴
 1. 9. 6. 0 年東葛飾生まれ。東葛小学校、ハリス学園（中高）卒。帝都大学理工学部卒業後一級建築士。
 2. 0. 0. 9 年葛飾区議会議員選挙に初当選、現在自由民主党議員団幹事長、議会運営委員会委員長。
 所属委員会：総務委員会、都市基盤整備特別委員会、都市計画審議会委員、土地開発公社評議委員。

・ 主な政策
 地域の活性化事業に取り組む。

・ 葛飾区歯科医師会に対する活動方針
 ・ 医療、福祉の充実に取り組みました。（葛飾区歯科医師会）
 質の高い地域医療体制を確立するとともに、充実した高齢者支援、障害者支援策に取り組みました。
 ・ 教育環境を整え、子供たちの健全育成に取り組みました。（葛飾区学校歯科医会）
 PTA、青少年委員、保護司の経験を生かし、子供を家庭・地域・学校で育てる体制を目指しました。

記入欄が不足した場合、別紙（A4用紙）にご記入ください。

【記入例】

【区議 様式 3】

葛飾区歯科医師連盟
葛飾区議会議員選挙候補者推薦書

葛飾区歯科医師連盟 会長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

推薦者 所属支部 〇〇支部

会員氏名 朝井 連子

・被推薦者
ふりがな はだ くにまつ
氏名 歯田 国松 (57歳)

連絡先住所 〇〇区〇〇〇 〇-〇〇-〇

連絡先 TEL 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

所属政党名 自公党

・推薦理由

..... 歯田国松氏は現在、葛飾区自由民主党区議団幹事長の役職にあり、区議会での発言力も大きく、
..... これからも葛飾区歯科医師会、葛飾区学校歯科医会の活動に貢献していただけると思う。

上記理由により推薦いたします。

支部受付日： 年 月 日

支部承認日： 年 月 日

提出期限：「葛飾区歯科医師連盟運営規定（公職選挙）3、推薦候補者については、原則として本人の推薦依頼書（新規）【様式1】（理由書付）、又は推薦依頼書（継続）【様式2】（理由書付）と、推薦者による推薦書【様式3】（理由書付）を支部に提出し、支部に於いて推薦を受けた上で、その推薦依頼書、推薦書、及び承諾書【様式4】を本連盟に提出し、理事会において承認された者とする。」とあり、理事会での承認が必要なため、提出期限を公示日の1ヶ月前の1日とする。

葛飾区歯科医師連盟受理日： 年 月 日

【記入例】

【区議 様式4】

葛飾区歯科医師連盟
葛飾区議会議員選挙推薦候補者承諾書

葛飾区歯科医師連盟 会長 殿

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の 〇 〇支部支部会において、葛飾区議会議員
選挙推薦候補に選定されたので、推薦候補者として承諾いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(住 所) 〇〇区〇〇〇 〇-〇〇-〇

(氏 名) 歯田 国松

3

区議会議員推薦依頼書の作成に懸かる「基準」

1. 現在は自民党議員のみ対象とし、公明党議員と他の政党（無所属）議員は対象外とする
2. 原則として、被推薦議員の出馬地区に合わせて該当する支部の支部選出理事が作成する
3. 原則として、被推薦議員の出馬地区と該当する支部が異なる場合は、被推薦議員の出馬地区に該当する支部の承認を得て、推薦者が作成する
4. 選挙時の献金、推薦状・必勝ビラを配布する議員については、必須とする
5. 被推薦議員を推薦するか否かは、理事会の決定に従う
6. 推薦すると決定した議員には推薦状を出す。献金と必勝ビラについては理事会の決定に従う
7. 議員からの突然の推薦依頼や会員（支部）からの予期しない新規推薦議員については、一度、理事会に諮り対応する（事案が生じた場合は、速やかに専務理事に連絡すること）
8. 連盟で推薦を決定した議員が支部での承認を得られなくなった場合は、理事会に諮り対応する（事案が生じた場合は、速やかに専務理事に連絡すること）

Q & A

Q① 各支部から必ず1名の推薦議員を出さなければいけないのか？

A① その必要はありません。被推薦議員が葛飾区歯科医師会にとって適格者であるかどうか重要です。逆に適格者であれば2名以上の推薦議員を出してもかまいません。

Q② 推薦依頼書の中で議員自身が記入する部分について、議員に直接会ってお願いできない場合はどうしたらよいか？

A② 推薦依頼書作成者が代筆を行い、後日、被推薦議員の承諾を得る形をかまいません。直接会う機会が無ければ、専務理事が対応します。

Q③ 上記2, 3の項で「原則として」とはどういう意味か？

A③ 推薦者、支部長、支部選出理事の間で協議していただき、作成者を決めていただいてもかまいません。推薦者会員氏名についてもそれに準じます。ただし、被推薦議員の出馬地区に該当する支部会で、被推薦議員が葛飾区歯科医師会にとって適格者であるかどうかの承認を忘れずをお願いします。

Q④ 選挙時の献金、推薦状・必勝ビラを配布する議員とはどういう議員か？

A④ 連盟で既に推薦を決定している議員で、葛飾区歯科医師会に対し多くの功績を残している議員、または今後の貢献に期待ができる議員のことです。

Q⑤ 上記8の事案が生じたら、支部での対応はどこまでしたらよいか？

A⑤ 事案が生じたら、支部会において連盟推薦議員である旨を強調し、あらためて承認を求め、それでも賛成を得られない場合は、承認できない理由を速やかに専務理事に報告願います。

4

電話による選挙への投票のお願い〈例〉

第00回参議院議員選挙（公示日：7月4日，投票日：7月21日）

各支部で、会員へ選挙の投票をするように電話でお願いをしてください。話す内容も台詞の通りをお願いします。

台 詞

電話をかけたら、次のようにしゃべってください。

葛飾区歯科医師連盟です。

7月21日の投票日には、棄権をせずに、選挙の投票に行きましょう。

期日前投票も積極的に活用をお願いします。

葛飾区歯科医師連盟では、□□党の候補を応援しています。

ご家族，スタッフにもお伝えください。

よろしく願いいたします。

推薦候補者は、

東京選挙区では、__ __ __ __ __ です。

比例代表では、__ __ __ __ __ です。

比例代表でも、政党名ではなく、候補者名を書いてください。

最後にもう一度、

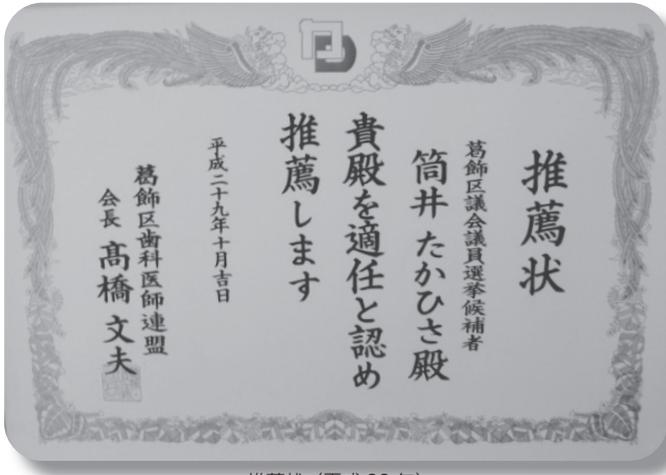
よろしく願いいたします。

厳守事項

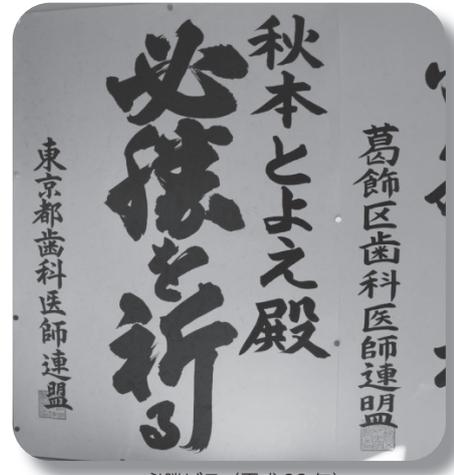
- ・ 公示日から投票日の前日までの期間に行うこと
- ・ FAXで原稿などを送信しないこと

Photo-Archive

連盟活動



推薦状 (平成 29 年)



必勝ビラ (平成 29 年)



移動理事会【政治活動の場】(令和元年)



筒井たかひさ区議会議員 区政報告会 (令和 2 年)



城東地区連合会 山田宏参議院議員 時局講演会 (令和 2 年)

Chapter

5

政治活動に必要な歯科保健の知識



1

医科歯科連携（全身疾患と歯科医療）

1. 歯周病の現状

歯周病は、以前「歯槽膿漏（しそうのうろう）」とよばれていた病気です。これは、歯を支える骨（歯槽骨）や歯肉（歯ぐき）などの「歯周組織」が歯周病原菌に侵される感染症です。感染により炎症を起こし、悪化するとしだいに歯槽骨まで溶け、歯を失うことにもなります。歯周病は歯を失う一番の原因となります。また、日本人が多く罹患している疾患であり、厚生労働省の調査によると、何らかの歯周病の症状がある人は20歳代の約70%にも上り、65歳以上の高齢者になると、ほぼ全員が歯周病とも言われています。また、その中で、10～15%の方が重症化するという調査結果が出ています。

これほど歯周病の人が多いのに、それがどんな病気か、自分が罹患しているのか、認知度が低いのが現状です。これは歯周病が初期にはほとんど痛みがなく「サイレント・ディーズ（静かに進行する病気）」と呼ばれ、歯肉がわずかに腫れたり、歯みがきのときに少し出血する程度なので、そのまま放置している人が多いためです。また、むし歯とは原因菌も発生機序も異なるため、若い頃にむし歯にならなかったために歯科医院で定期健康診断を受ける機会がなく、発見が遅れてしまうケースも少なくありません。何かあってから受診をする治療主体の受診スタイルでは、治療が難しく歯を失った結果、QOL（生活の質）が大きく低下させてしまうこととなります。

歯周病の感染原因となるのが、歯垢（プラーク）といわれるものです。歯垢は、実は細菌のかたまりなのです。歯垢がたまると、歯周病菌の内毒素に対してサイトカイン（炎症起因物質）が分泌され歯肉が炎症を起こします。次いで歯と歯肉のすきま（歯周ポケット）に歯周病菌が増殖し、さらに炎症が歯根膜や歯槽骨にまで及び、破骨細胞という骨を壊す細胞の働きを亢進させます。この状態を放っておくと、歯がぐらつき、やがて抜け落ちてしまう怖い病気です。

歯周病予防に最も効果的なのは、ブラッシングによる歯垢除去です。多くの国民は学校の保健指導でむし歯予防の歯ブラシの知識を持っていますが、これらの機序はむし歯とはまったく異なるものであり、正しい知識のアップデートが年代や歯周病の進行状況によって必要となります。そのためにも、20代を過ぎたら、症状がなくても定期健康診断の受診が国民の健康を守るうえで大変重要となり、結果として重度歯周病治療だけでなく後述の全身疾患に対する予防効果が期待されます。

2. 歯周病と全身疾患

歯周病は、歯周病菌感染による炎症を慢性的に引き起こす病気であり、近年では、全身疾患との関連も多く報告されています。たとえば糖尿病やリウマチになると、細菌に対する免疫力が低下するため、歯周病が悪化します。逆に最近になって、歯周病になると心臓病や呼吸器疾患、糖尿病などになりやすいこともわかってきました。歯周病の人はそうでない人に比べて、心筋梗塞などの心臓血管疾患に罹患する確率が高いといわれています。

特に心臓病は歯周病と密接な関係があります。歯周病原菌は歯肉から血管を通して心臓にも移動し、血管壁にも炎症を起こします。炎症部分は動脈硬化を起こし心筋梗塞の引き金となるのです。動脈硬化の部分からは肺炎クラミジアなどと並んで、歯周病原菌が数多く発見されています。

また、呼吸器疾患については、歯周病原菌を含む唾液が気管支から肺に入ると、肺炎を引き起こすことがあります。高齢者の場合は、唾液の誤飲をしやすいため、とくに注意が必要とされます。

さらに、糖尿病については、歯周病原菌に対する免疫反応から生じるサイトカインが、インスリンの働きを妨げることがわかってきました。歯周病があると糖尿病のリスクが高まるだけでなく、治療のときも血糖値のコントロールがむずかしくなります。

歯周病原菌だけがこうした病気の原因ではありませんが、要因のひとつとなります。最近、重視されているのは、脳梗塞、心筋梗塞や動脈硬化症などの原因となるアテローム血栓症です。このアテローム血栓症は、酸素や栄養を運ぶ太い動脈の中で血栓を作って症状を引き起こします。欧米に多く、日本には少ないといわれていましたが、生活習慣や食生活の変化とともに日本でも増加傾向にあります。この血栓を作る危険因子は、血管の損傷、喫煙、高コレステロール血症そして歯周病のような細菌感染です。歯周病原菌から遊離される内毒素は、歯肉から血管に侵入し、血管内に炎症を引き起こすために血栓を作りやすくします。さらに、歯周病原菌は血小板を凝集させることから、血栓が作られる可能性が高いといわれています。

また、血液によって運ばれた細菌が心臓の内側の膜（心内膜）や弁膜に感染して、炎症を起こすこともあります。これを感染性心内膜炎といい、発熱、心雑音、皮膚や白目の点状出血、関節痛、筋肉痛など、さまざまな症状が起こります。歯周病原菌は、感染性心内膜炎を引き起こす細菌の一つと考えられています。感染性心内膜炎はそれほど多い病気ではありませんが、合併症を起こし命にかかわることもあります。心臓弁膜症や先天性の心臓病がある人などではとくに注意が必要で、口の中を清潔に保つことが大切といえます。

しかし、乱暴にブラッシングするのは逆効果です。歯肉が傷つき、傷口から歯周病原菌が血液中に侵入しやすくなってしまうので注意が必要です。

また、ED（勃起不全）の方には歯周病が多いことが海外の複数の研究チームが報告しています。血管内皮細胞の機能低下がEDを引き起こすことがわかっていますが、慢性炎症がそれを傷つけている可能性が示唆されています。

これらのように歯周病は、全身への影響が懸念される病気であり、医科医療機関と連携をとり、治療および予防にあたる必要性があります。

（日本歯周病学会，日本臨床歯周病学会編「日本人はこうして歯を失っていく 専門医が教える歯周病の怖さと正しい治し方」，朝日新聞出版）

3. 骨吸収抑制剤（ビスフォスフォネート系製剤など）の服用と口腔疾患

人間は体の骨格を構成する約200個の骨が存在しています。この骨は、骨を壊す破骨細胞と骨を作る骨芽細胞がそれぞれ連携して働き、日々骨を新しく入れ替えて機能や強度を維持しています。この破骨細胞と骨芽細胞の連携がとれなくなり、骨代謝がうまくいかなくなり、骨の強度が下がる病気が骨粗しょう症です。この連携は女性ホルモンが大きく関与しているため、特に閉経後の女性

の罹患率が高くなります。そのため破骨細胞の働きを抑える目的で開発された薬剤がビスフォスフォネート系製剤（以下BP製剤）です。これは骨粗しょう症やがんの骨転移などに対し骨の強度を維持に対して非常に有効なため、多くの方々に使用されています。しかし、最近、BP製剤使用経験のある方が抜歯などの顎骨に刺激が加わる治療を受けると、顎骨壊死（ARONJ：anti-resorptive agents-related osteonecrosis of the jaw）が発生する場合があります。ことがわかってきました。

海外での報告では、抜歯を行った場合、骨粗しょう症でBP製剤の内服をしている患者さんでは1000人中1～3人、悪性腫瘍に対して使用されたBP製剤の注射を受けている患者さんにおいては100人中6～9人の方に顎骨壊死が生じたと報告されています。顎骨の壊死には口腔内細菌が深く関与していますが、顎骨が壊死すると、歯肉腫脹・疼痛・排膿・歯の動揺・顎骨の露出などが生じます。

がん患者さんの骨病変に用いられる新たな治療薬として、BP製剤と異なる機序となる破骨細胞の形成段階でのタンパク質へ作用するヒト型抗RANKL抗体製剤であるデノスマブが2012年に承認されましたが、BP製剤と同頻度で顎骨壊死が起こるとの報告があり、併せて注意が必要です。

まだ、顎骨壊死とこれら薬剤の因果関係は解明されておらず、服用されている方の安全性も確立されていません。しかし、高齢者に多い転倒による骨折は、要介護となる大きなリスクとなるため、これら薬剤の使用は避けられないのが現状です。そのため、日頃より口腔内の健康管理を歯科医院で行い、医科医療機関と連携をとってこれらのリスク管理を行う必要があります。

4. 口腔乾燥症（ドライマウス）

唾液は、アミラーゼ酵素による消化作用、ラクトフェリンやラクトペルオキシダーゼなどによる抗菌（ウイルス）作用、粘膜保護作用、粘膜修復作用および中和作用など、多くの作用を有しており、正常な口腔内環境を維持する上で欠かせないものです。しかし、唾液の分泌量が低下することで種々の問題が起こる口腔乾燥症（ドライマウス）が高齢者にとって大きな問題となっています。

（阪井丘芳：高齢者のドライマウス 口腔乾燥症・口腔ケアの基礎知識より）

ドライマウスとは、唾液の分泌が低下するなどして、口が乾いた状態のことを言います。広い意味での口腔乾燥症は、唾液分泌の低下だけでなく、口が乾いていると自覚する症状全てを示すこととなります。軽度では主に口の中のネバネバ感、ヒリヒリする、歯垢やむし歯の増加、口臭も強くなります。重度になると、唾液分泌量が低下し口腔内の乾きが進行し、強い口臭、舌表面のひび割れ、痛みで摂食障害、会話しづらいなどの障害も現れます。場合によっては不眠をきたすこともあります。

平均的な唾液の分泌量は、一日あたり約1～1.5リットルで、口の中の唾液腺から湧き出し、口の中の食べかすを消化器官へと洗い流してくれています。また唾液には抗菌作用があり、口の雑菌の繁殖を防いでくれています。そのため、唾液が不足して口が乾くと、むし歯や歯周病にかかりやすくなり、口臭の原因にもなってしまいます。

高齢化するにつれて、唾液の分泌量が低下します。それにより口腔乾燥がひどくなる場合もありますが、高齢者が服用する薬の副作用により唾液分泌の低下をさらに修飾することがあります。具体的には、抗うつ剤、鎮痛剤、抗パーキンソン剤、降圧剤、胃酸分泌抑制剤、抗ヒスタミン剤な

ど、副作用を持つ多くの薬物があげられます。

病的なものとしては、糖尿病やシェーグレン症候群（唾液腺、涙腺などの外分泌腺が萎縮し、口と目が乾燥する自己免疫疾患）、年齢的なもの（年齢とともに、口や顎の筋力が低下や萎縮が起こり唾液の分泌量が低下）、ストレス（ストレスの緊張により交感神経が刺激され、唾液の分泌が抑制）、口呼吸（鼻炎などの鼻疾患、癖などによる口呼吸は、唾液を蒸発させてしまう）など様々な原因があります。

ドライマウスの治療法としては、服用薬を確認し、医科担当医に見直しを依頼するように医科歯科連携が必要となります。また、歯科では生活指導や対症療法が中心的なアプローチ法となります。唾液腺マッサージ、口腔筋機能療法、保湿性薬剤や保湿力の高い洗口液、または保湿ジェルやスプレーの使用、夜間の乾燥を防ぐ保湿用マウスピースや夜間義歯などを症状に応じて、処方・投与、装着します。積極的に水分を補給するように心がけるのも有効な方法です。健康保険では口腔乾燥（口腔粘膜湿潤度および唾液量）が高齢者の口腔機能の低下の評価の項目として入っており、口腔機能管理加算が算定できるようになりましたが、ドライマウスへの治療や指導における十分な保険点数とは言い切れず、今後のさらなる対応が望まれます。

5. 周術期口腔機能管理

周術期口腔機能管理とは、がん治療担当医と歯科医師が連携して、がん患者さんの口腔機能管理を実施することです。それにより、「手術」を行う際のお口のトラブル等の術前管理や誤嚥性肺炎などの感染症予防、「化学療法・放射線治療」に伴う口腔粘膜炎症や口腔内乾燥等に対する術後管理を行う等、がん治療の支持療法としての位置づけを担い、がん治療の向上をめざすものです。

周術期の口腔ケアは、術前・術中直後・回復期の3つのステージに分かれています。各ステージで口腔ケアの目的は大きく異なっており、それぞれのケアの内容に合った口腔ケア用品を使用することが大切です。

術前の口腔ケアでは、口腔内の細菌コントロールを目的に歯科医師、あるいは歯科衛生士が「専門的口腔ケア」を実施します。スケーラーなど専用の器具を用いて歯石を除去（スケーリング）したあと、歯面を研磨してプラークの付着を防ぐPMTC（Professional Mechanical Tooth Cleaning）の実施です。専門的口腔ケアによって、患者の入院日数が減ることについては複数の報告があります。これは、口腔内細菌の量と質が改善され、健常な細菌構成に近づくことができ、また、細菌の質を改善することで、術後の誤嚥性肺炎の発症予防も期待できます。そのため、術前の専門的口腔ケアは、がん治療に限らず、全身麻酔下での外科手術などの患者にも導入されつつあります。

専門的口腔ケアを受けたあと、手術直前までの間は、改善状態を維持する目的で、患者自身が自宅で口腔ケアを継続します。歯ブラシやデンタルフロス、歯間ブラシの他、殺菌剤入りのペーストやジェル、タフトブラシと呼ばれる狭いところを磨くのに適した歯ブラシなどを使って、普段よりも丁寧にブラッシングすることが重要になります。

術後の口腔ケアでは、ドライマウスに即した口腔機能管理が必要となります。これらのケアはセルフケアに加え、歯科医院で行うプロケアが必要となりますが、歯科医院への通院が困難な場合も想定されるため、訪問診療により患者の健康を維持向上させていく取り組みが不可欠です。

2

保健行政との連携と健診事業（ライフステージと生活習慣）

1. 妊娠期の口腔管理

妊娠中の口腔内はそうではない場合と比べ、特有の問題があります。妊娠時に見られやすい歯やお口の問題として、「歯肉に腫れや出血がある」「冷たいものや熱いものがしみる」「歯や歯肉に痛みがある」「唾液が粘っこい感じがする」「気分が悪く、歯みがきができない」「食事回数が増えて、歯垢が溜まりやすく感じる」などがあります。

これは、妊娠により女性ホルモンが急激に増加することで、プレボテラ・インターメディアという歯周病菌が増殖しやすくなり、また、血管の透過性が高まり、唾液の粘性が高まって口腔の自浄性が低下することで、歯肉の炎症や出血が起こりやすくなるためです。これは妊娠性歯肉炎と呼ばれています。また、歯肉がしこり状に盛り上がる妊娠性エプーリスや親知らずの炎症など、様々な炎症が起きやすくなります。また、「つわり」による食嗜好の変化や歯みがき困難、胎児の発育による食事回数の増加とそれに応じた口腔ケアが不足しがちなことなどにより、口腔環境は悪化して、むし歯や歯周疾患のリスクは高くなります。

これらの対策としては、妊娠中は、食生活や口腔ケアの問題からむし歯や歯周疾患にかかり易くなることを伝えて、妊娠前よりも気を付けてもらうことが重要です。

- ・食事や間食の回数が増すので、食後の歯みがきやうがいをこまめに行う
 - ・「つわり」の時には、できるだけ気分のよい時に歯みがきを行い、洗口も心がける
 - ・食嗜好も変化しやすいので、糖分の多い飲食物や酸性食品のだらだら食いは控える
- などがあげられます。

昔は出産をすると歯にダメージが起こるのは子供にカルシウムを取られたからという迷信がありましたが、これらのような科学的な根拠があるのです。出産後に治療をしようと思っても、すぐに治療ができない場合や授乳のため治療に制限がある場合があります。また、妊娠中の歯のトラブルにより、強い痛みを感じたり、不安を抱いたりすることは、ストレスとなる可能性があります。また、女性が歯周病に罹患している場合は、そうでない場合と比較すると、低体重児および早産のリスクが高くなるという報告もあります。

これらの問題が重症化しないよう健診により早期に問題を発見し、妊娠安定期に可能な限りの治療をしておくことが大切です。

2. 生活習慣病

生活習慣病とは、食習慣（偏った食生活）・運動不足・喫煙・ストレス・睡眠不足などの生活習慣が不適切であることが関与して生じる病気の総称です。

1996年、国はそれまで成人病と呼ばれていた病気を「生活習慣病」と改称しました。もともと成人病は、40歳前後から急に死亡率が高くなり、全死因に占める割合が高い病気を指していました。

その名の通り、主に加齢が原因と考えられていました。その後、生活習慣の積み重ねが病気の発症や病状の進行に深く関与していることが明らかになり、つまり、年齢に関係なく毎日の生活習慣が問題だとわかったのです。「生活習慣を改善できれば疾病の発症や進行をおさえることができる」ことを意識させるために「生活習慣病」という名称になりました。

そして、日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされています。

では、歯・口と生活習慣病にはどのような関係があるのでしょうか？

むし歯と歯周病とは、共通して感染症と生活習慣病の2面を併せ持ちます。むし歯は、*Streptococcus mutans*などのむし歯原因菌が砂糖を分解することにより歯面に付着し歯垢を形成して酸を出し、歯を溶かす（脱灰）病気です。専門的にはう蝕といえます。むし歯が進行することにより、痛みが生じ歯が欠け、歯の喪失が起これ、食事がしにくくなります。それゆえに、よく噛む（咀嚼、そしゃく）をする回数が減り、歯応えのあるタンパク質よりやわらかい糖質が多くなり、結果として食事の栄養バランスが崩れます。噛まないことにより、食事が速くなり、急激に血糖値があがることとなります。これらのことより、むし歯とメタボリックシンドローム、動脈硬化との関連が指摘されています。

また、歯周病は、歯周病菌の感染症です。歯周に菌が感染することにより、菌由来のエンドトキシンと呼ばれる内毒素や炎症を引き起こすTNF- α といったサイトカインが血管から全身に回ります。これらが心臓に移動し、血管内皮細胞や免疫細胞に影響を与え、循環器疾患へ影響を与えていると考えられています。コレステロールなどの脂質がおかゆ状に沈着するアテローム性動脈硬化の部分から歯周病菌が検出されたという報告も多数あります（これもプラークと呼ばれています）。そしてこのプラークが脳血管に飛んで血管が詰まった場合は脳梗塞が起これります。

また、内毒素により脂肪組織や肝臓からのTNF- α の産生が亢進されますが、このTNF- α は血糖値を下げるインスリンの働きを阻害するため、糖尿病を重症化させてしまいます。

当然、歯周病も歯が動く、痛みが出る、歯が抜けることにより、咀嚼ができなくなり、バランスの良い食事ができなくなることとなります。

このように歯・口と全身は密接に関係しているのです。食習慣に加えて歯と歯ぐきのケアにも注意して、むし歯・歯周病を予防することが全身の生活習慣病を予防することにつながるのです。

3. 生活習慣と口腔ケア

口腔ケアというのは、口の中や歯の周りや舌の表面といった部分の汚れや細菌を取り除くことを言いますが、その目的は、むし歯や歯周病を予防することや、それらの進行を遅らせるだけではありません。前述の通り、むし歯や歯周病菌が様々な全身疾患と関係があることがわかってくると共に、口腔ケアを積極的に行うことによって、むし歯や歯周病菌と関連のある全身疾患を予防したり改善したり出来ることが明らかになってきました。つまり、口腔ケアの目的は、口の中の状態を良くすることによって、全身状態も良くしようというものです。予防・改善できる具体的な疾患とし

て、誤嚥性肺炎、感染性心内膜炎、糖尿病、動脈硬化症、低体重児出産（早産）、認知症の発症などです。歯垢は不溶性グルカンと呼ばれる水に溶けないバリアが形成され、いわゆるバイオフィルムという集合体となります。これは水や洗口剤などのうがいだけでは除去しにくい状態となります。患者自身のセルフケアの確立と歯科医師、歯科衛生士が行うプロケアが必要となります。

このように、口腔ケアにより口の中の環境を整え、美味しく食事をして、人との会話を楽しむことで、全身疾患の予防だけでなく生活の質（QOL）を向上させ得ることを子供の頃から知っているだけで、成人になってからの生活習慣病の予防にも役立つと考えられます。ひいては超高齢社会に向けての医療費削減にも大きな役割を果たします。そして、葛飾区のテーマである「ゆりかご葛飾」の実現のためには欠かせない大切な要素となるはずです。

4. マタニティ歯科健診

妊娠中は、身体や生活環境の変化により歯科疾患の増加がみられ、特に歯周病においては早産や低体重児出産を引き起こすことがあります。また、母親の口腔環境は、生まれてくる子どもの口腔環境に大きな影響を与えます。そこで、妊婦を対象とした歯科健診と保健指導を行うことで、妊婦の歯と口腔の健康づくりを進めると共に、生まれてくる子どもの健全な発育と口腔衛生の向上を図ることを目的として、平成28年4月から実施しています。

5. 成人歯科健診

歯科健診により、歯科疾患（歯周病、むし歯、顎関節疾患、口腔粘膜疾患、不正咬合等）の予防や早期発見に努めると共に、健診を契機として、かかりつけ歯科医の定着を図り、もって区民の口腔保健向上を目的として行っています。

区内にお住まいで、年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる方を対象として、平成4年9月から実施しています。

3

母子保健，教育行政との連携 (小児の歯科保健と学校歯科保健)

1. 1歳6ヶ月児歯科健診と3歳児歯科健診

地域で行われる子供の歯科健診は，1歳6ヶ月児と3歳児に対して行われる「乳幼児健康診査」の項目の1つとして実施されています。母子保健法第12条，及び第13条の規定により市区町村が乳幼児に対して行う健康診査で，全国の市区町村で，すべてのお子様が無料で受けられるようになっています。

健診の目的としては，厚労省では「国民健康づくり運動」の中で「歯の健康」を課題の1つとして取り上げ，乳幼児のむし歯予防について「3歳児でむし歯のない者の割合を80%以上にする」という目標を掲げています。

乳幼児期のお口の状態や生活環境はむし歯になりやすい特徴がみられ，1歳6か月児と3歳児の健診を通して，むし歯や歯周病の予防を行うことでこの目標を達成し，生涯を通じた健康づくりに役立つと考えられています。

2. 1歳6ヶ月児の歯の特徴と生活環境

歯の本数が増え始め，食べることに興味を示す時期です。生えたての歯は軟らかく，むし歯になりやすいため，保護者によるお口のケアを行い，食生活を整え，それぞれを習慣づけることが重要です。

3. 3歳児の歯の特徴と生活環境

一般的に，すべての乳歯が生え揃って歯並びが完成する時期です。生活行動範囲が広がって食習慣が多様化するため，むし歯のリスクが高まりやすくなります。お口の状態によっては，お子様自身が行う歯みがき，保護者による仕上げみがき，食生活のあり方などを見つめ直すことが必要です。また哺乳瓶や指しゃぶりや，唇や爪を噛む，舌で歯を押しなどの癖が習慣となって，3歳以降も続けてしまうと，上顎前突や，開咬などの歯並びや噛み合わせへの影響も懸念されるので，適切な指導を受けて改善していくことも重要です。

先に述べたように，乳幼児の歯科健診は，母子保健法で規定されており，生涯の健康維持のために大切であると言われております。むし歯の本数は年齢と共に増加傾向にあり，歯周病は血液を介して全身に様々な悪影響を与えます。むし歯や歯周病になってしまうと，適切な治療で修復したり，毎日のケアで進行を抑えたりすることもできますが，健康な状態に戻ることは極めて難しいのが現状です。お口やお身体の健康を生涯保つために，この時期に保護者が適切な口腔ケアや正しい食生活について知り，お子様が毎日を生きいきと過ごせるよう習慣づけておくことが大切です。

4. すくすく歯育て歯科健診

一般的に乳幼児の歯科健診は、1歳6ヶ月健診の時と3歳児健診の時に多く行われていますが、すくすく歯育て歯科健診は、むし歯の急増する2歳～2歳3ヶ月のお子さんとその母親を対象に、平成19年6月から実施しています。葛飾区内の協力歯科医療機関にて、お子さんとお母さんの両方に歯科健診を実施し、お子さんにはフッ素塗布を、お母さんには歯のクリーニングを行っています。母親も対象となるのは全国でも珍しく、子供だけが対象であれば慌てて受診しないものの、自分の為にもなるということで、親子で受診する割合は非常に高くなっています。

その後のケアとしては、2歳6ヶ月から8歳の方と保護者を対象に歯に関する講演会や歯の悩み相談、歯みがき指導とフッ素塗布も行っていて、子供とその母親に対する歯の健康維持管理に非常に熱心な取り組みとなっています。

5. 学校歯科医と学校歯科健康診断

学校歯科医とは、学校保健安全法に定められている「大学以外の学校で、歯科健康診断や歯科保健指導、歯科保健教育などの職務を非常勤で行う歯科医師」のことです。そして、学校保健安全法に定められた「学校歯科医の職務の準則」に従い、歯科医師であると共に、教育者として学校の中で活動を行います。

職務としては、学校保健安全法第1条に「児童、生徒、学生、及び幼児、並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」とされています。その職務は学校保健の三つの領域、「保健教育」、「保健管理」、「組織活動」にまたがり、保健に関する専門職として、学校関係者、児童生徒、保護者や地域の住民の皆さんと連携を図りながら、子どもの健康づくりのために活動をすることとなっています。また、学校が、国立、都道府県、市区町村の別により、文部科学省、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会から、学校歯科医を嘱託医として委嘱しています。

学校歯科医は、「むし歯や歯周病がないか?」「歯並びや噛み合せに異常がないか?」年に一度は皆さんの園や学校を訪れて歯科健康診断を行っています。学校で行う歯科健診は、歯やお口の病気で、勉強に集中できなかつたり、おいしく給食が食べられなかつたりしないようにするためのものです。このような学校歯科健康診断は、単に病気を見つけるためのものだけではなく、しっかりと歯みがきをしないでいけない人や、甘いものを控えたり、とり方に注意しなければいけない人達を見分けるために行っています。皆さんを「スクリーニング」というふるい分け（選別）をします。

その結果、治療の必要な人は、「かかりつけ歯科医」で治療してもらうように、また、「要観察」の人は、ブラッシング指導をしっかり受けたり、甘いものや食事の取り方を教えてもらい、病気にならないように予防しなければなりません。近年では、学校の歯科健康診断でのむし歯や歯周病の結果だけでなく、子どもの健康そのものの保持増進を図るという取り組みが必要になってきているわけです。

すなわち、生活習慣の予防という面に注目し、学校歯科健康診断は、病気を見つける「疾病発見

型のスクリーニング」ではなく、「健康志向（健康増進）型のスクリーニング」であることに意義があるといわれており、その結果、より全身の健康を増進させて行くための健康教育が重要視される方向に進化してきております。

6. 嘱託歯科医と各施設の歯科健康診断

葛飾区では、各施設における歯科保健の重要性とその充実を図るため、昭和61年に公私立保育所、平成元年に私立幼稚園、平成10年に障害者福祉施設（福祉作業所、福祉館等の障害者通所施設の一部）に嘱託歯科医制度を導入しました。

近年むし歯は減少傾向にありますが、自然治癒がないために、予防について正しい知識の普及と指導の徹底を図ることが健やかな発育成長のために重要となります。

歯科健康診断を通じて、食生活習慣や親の関わりを知ることができ、育児放棄（ネグレクト）や虐待を発見する機会にもなります。また、歯周病、かみ合わせの状態、小帯異常等の問題点を早めに把握しておくことが発育にとって重要となります。このため、前項の学校歯科医と同様の歯科健康診断を行い、入所者に対する歯科保健の充実を図っています。

7. ひまわり歯科診療所

葛飾区歯科医師会付属ひまわり歯科診療所は昭和56年に開設されました。この年は国際障害者年であり、世界中で障害を持つ人達が、健常者と同じ環境で何も隔てることなく皆と同じ生活が出来るように、周りのみんなが協力しあうという考えを広めていくことを記念する年でした。当時は、障害を持ったお子さんを一般の歯科診療所で診療を行う事が、受け入れ側にとっても、設備的にも、大変困難な状況でした。その中で、葛飾区歯科医師会の会員が中心となり葛飾区に働きかけ、全国でも数少ない障害児専門の歯科診療所が誕生したわけです。私たちは、お手本となる施設が少ない中、視察、研究を繰り返し、設計、運営、管理まで検討を重ね開設にたどり着くことが出来ました。今年で約40年弱になります。今でこそ、このような施設は珍しくはありませんが、葛飾区が先陣を切って取り組んできた事は全国の各方面でも評価され認められ、全国の参考にされています。

開設当時から、ひまわり歯科診療所の治療方針はむし歯や歯周炎の治療が目的ではなく、その予防に力を入れており、歯みがきの練習や歯科衛生士による器機を使って歯をクリーニングし、お口の中の環境を良くすることが主な治療になっています。

また、新しい取り組みとして摂食嚥下訓練（食べ物をうまく咀嚼して飲み込むことが困難な方にその方法としての練習）等も行っています。この長い期間に大きな事故もなく推移しているのも、葛飾区歯科医師会の協力医の努力もさることながら、葛飾区の行政と多くの区民の皆様の応援があってこそだと感謝しております。

4

多職種との連携（介護が必要な高齢者の口腔医療）

現在、日本人の4人に1人が高齢期を迎えています。働き盛りの2人で65歳以上の老人1人を支えている感じです。出生率は現在では1.4で、1990年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向を示しています。今後も高齢化は続き、人口減少と超高齢化の進行に歯止めはかかりそうにないといわれています。高齢者の口腔機能の低下に対し、あらためて向き合う時代の到来です。

よく噛むことは、消化・吸収を助け、むし菌や歯周病の予防につながります。そればかりでなく、脳の活性化、ストレス解消や肥満の防止、また癌や老化の予防に良い影響があり、口腔機能は心身の健康に深く関与しています。

超高齢社会を迎え、歯科訪問診療が必要とされる時代に進んでいます。口は食べる事だけでなく、生命や社会的生活を営むための根本的な役割を持っています。訪問診療によって高齢者の口腔環境を整え、口腔機能を充実させることはとても大切なのです。

1. 口腔衛生の低下と口腔機能の低下

口腔内は自浄作用といって、唾液の力で歯の表面や舌、粘膜に付いた汚れや細菌を洗い流し、清潔に保たれています。身体機能が衰えて唾液の分泌量が減っている高齢者の口腔内は、自浄作用が低下し様々な問題が起こります。加齢による歯茎が下がったことによる歯根カリエスは歯科治療で問題となってきています。

自浄作用が低下した口腔内では、細菌が増殖し、歯周病にもかかりやすい状態になります。また、加齢による免疫力の低下も、むし菌や歯周病菌が増える原因の一つです。

歯科医師会の取り組みとして行っている8020運動は、なるべく長く自分の歯を残して口腔機能を維持しようという活動です。口腔機能の維持にはむし菌の治療はもとより、義歯を装着し咀嚼機能を維持することも大切なことです。

保健所では、区内の65歳以上の方を対象とした「お口の健康を向上するための教室」を実施しています。ここでは次のような指標によって、歯科医師による「お口の健康を向上するためには」の講演、噛めているかの検査、口臭チェック、お口周りの健康体操、だ液腺マッサージ、年齢や症状に応じた歯みがき方法の体験学習を実施しています。

- ・固いものが食べにくい [歯周病の可能性]
- ・むせやすい [加齢や病気による飲み込む機能の低下の可能性]
- ・口が渇く [加齢や薬の影響で唾液の量が減少している可能性]

2. 摂食嚥下障害と誤嚥性肺炎

歳をとると摂食嚥下障害を起こす可能性が増加します。嚥下障害が原因で起こる誤嚥性肺炎は生命を危険にします。誤嚥性肺炎は、口腔内の唾液や細菌が誤って気道に入り込むことで起きる肺炎

です。誤嚥は特に夜間に起こりやすく、誤嚥を起こしてもむせるなどの自覚症状がないことがあります。このような不顕性誤嚥を繰り返すと誤嚥性肺炎を起こします。また、胃の内容物が嘔吐により気道に入った場合にも誤嚥性肺炎が起こることがありますので、食事時の誤嚥防止が大切です。

加齢や病気で飲み込む機能が衰えて、口が汚れている状態でむせると、肺炎を引き起こしやすくなります。食前、食後の口腔ケアによって口腔衛生状態を良好に保つことにより肺炎の発生率はおおよそ40%減少させるといわれています。

3. 長寿歯科健診

葛飾区歯科医師会は、葛飾区の協力を得て区民の皆様のライフステージに沿った歯科保健活動を行っています。そのひとつとして、平成25年からは75歳の方を対象に「長寿歯科健診」を実施しています。

区内在住で該当年度に75歳になる方全員に5月下旬ごろ、受診票を送付します。転入などで受診票が届かない時には、保健所健康推進課歯科保健担当係への電話お問い合わせで対応しています。

受診票が届いたら、6月1日から7月31日の期間で、区内協力歯科医療機関に直接電話で予約をしていただいて健診を受けていただきます。葛飾区内の歯科医師会会員のほとんどの診療所が協力歯科医療機関として登録されていますので、お住まいの近隣やかかりつけの歯科医の診療所で健診が受けられますのでとても便利です。

また、長寿歯科健康診査を受診された方と65歳以上の方を対象とした「お口の健康を向上するための教室」を実施しています。お口の健康を向上させることで、全身の健康も向上させることができますので、幅広くご参加を呼びかけています。詳細や実施日については「葛飾区歯科医師会」、もしくは「健康プラザかつしか」内の葛飾区保健所健康づくり課歯科保健担当係へのお問い合わせで対応しています。

4. たんぼぼ歯科診療所

たんぼぼ診療所は、平成2年に開設されました。その年は国際老年者年であり、お年寄りを皆が支え合って大切にしていこうと世界中の人々が宣言を行った年でもあります。日本は今、世界でも有数の超高齢社会を迎えています。今まで社会に貢献されてきた方々が高齢を迎え、不幸にもご自宅や施設で寝たきりになられた場合でも、当時歯科医療は、往診といった診療行為がなじまず、診療ユニットの上で歯科診療を行うのがベストであるとの考えが主流でした。その事は今でも変わりありません。そこで私達は歯科診療を大きく二つに分けて考えました。

一つは歯科医と歯科衛生士とが患者さんの居るご自宅や施設に訪問し、簡単な治療、例えば入れ歯の調整や修理などを行う方法、もう一つは、歩けなかったり寝たきりの方で近くの歯科医院に行くことができない患者さんを寝台車で亀有2丁目にある『たんぼぼ歯科診療所』に搬送し、医師による簡単な診察をした上で、診療ユニットにて歯を抜いたり、歯を削ったりする方法です。

寝たきりの方は、歯科疾患以外に、心臓、血圧、糖尿病など、歯を治療する上で色々な問題がありますが、そんな時には『かかりつけ医』の意見書をもらい、担当の委員会で協議をして安全な治療方針を決めてから治療に当たるように勤めています。

このような訪問歯科診療と固定歯科診療のシステムを採っているところは全国でも数多くありません。「たんぼぼ歯科診療所」は全国でも注目され、多くの方が見学に訪れています。すべては区民である患者さんが寝たきりの状態になっても、安心して歯科診療が受けられるように葛飾区歯科医師会と葛飾区の協力で事業を行っています。

5. 高齢者の歯科保健におけるこれからの課題

高齢者の多くは、介護が必要になったり、寝たきりになる場合、その原因となった疾患が必ず存在します。生命を脅かす疾患、脳血管障害やパーキンソン病、身体障害をもたらす外傷、老化によるフレイルやサルコペニアなどですが、その原因疾患以外にも、多方面での管理が必要となってきます。口腔管理もその内の一つで、詳細は前述の通りです。しかし実際には、寝たきりになってからの口腔管理の介入では遅すぎる場合が多々あります。

フレイル（虚弱, frailty）は、心身機能の平均値を超えた著名な低下とされ、高齢化に伴う機能低下を基盤とし、多様に出現する障害に対する脆弱性が増加している状態と定義されています。身体のみならず精神心理的要因による心の虚弱や社会的要因を含む社会的虚弱など状態を示しており、口腔内における虚弱を、オーラルフレイルと呼称しています。

サルコペニアは、栄養低下、ホルモン変化、代謝性変化および炎症性変化などが併存し、骨格筋の筋線維の減少と萎縮が起こり、そこに身体活動の低下も加わり、惹起される骨格筋の「加齢性筋肉減弱症」と定義されます。筋肉量と筋力の両面を失い、負の連鎖を引き起こすサルコペニアは、フレイル（虚弱）に傾いている最たる病態とされています。

また、口腔機能低下と様々な身体の機能低下や食の偏りと強く関連していることが名言されており、口腔機能の維持によるバランスの良い食生活を送るということは、超高齢社会における高齢者の自立、QOLを維持することに対して、非常に重要な因子となります。（飯島勝矢：虚弱・サルコペニア予防における医科歯科連携の重要性～新概念『オーラル・フレイル』から高齢者の食力の維持・向上を目指す～、日補綴会誌 Ann Jpn Prosthodont Soc 7：92-101, 2015）

たとえば、骨粗しょう症の高齢者が骨折をして寝たきりになったとしましょう。今まで通っていた歯科医院にも行けず、それまでは歯科医師による歯の保存処置や歯周治療、歯科衛生士によるPMTC（Professional Mechanical Tooth Cleaning）で口腔管理は万全だったものの、その時点で口腔管理は一時停止の状態になります。訪問歯科診療で何とか管理を維持しようとしても、日々の歯みがきができないため、口腔衛生状態は悪化の一途をたどり、重度の歯周病、抜歯の適応症が増えてしまいます。医師からはビスフォスフォネート系製剤を処方してもらい、骨折の心配は減りましたが、逆に痛み始めた歯の抜歯や歯周治療がすぐに行えず、患者も歯科医師も涙を飲むだけに留まりかねません。

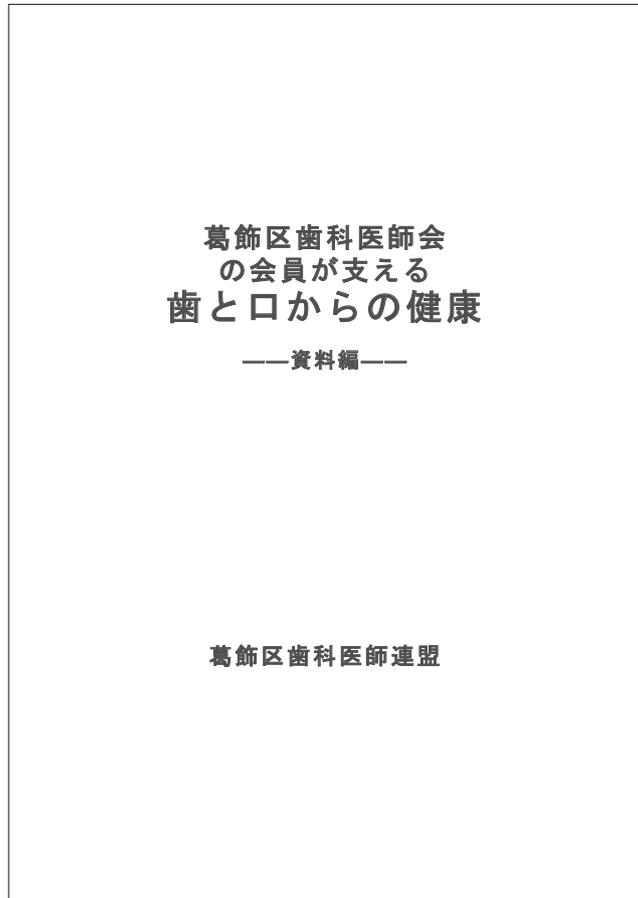
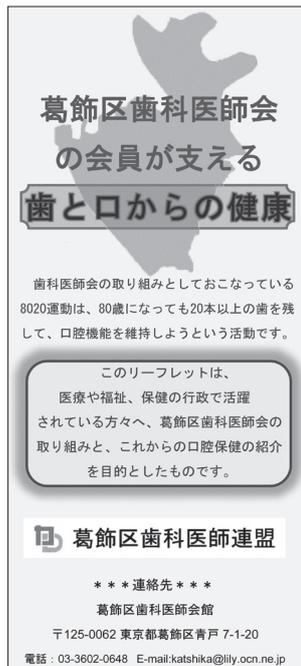
このような急な生活スタイルや生活環境の変化は、高齢者には突然やってきます。例えに挙げた骨粗しょう症の高齢者のように、かかりつけ歯科医がいる場合はまだ良い方で、歯科医院と疎遠となってしまっている高齢者は、もっと過酷な事態に陥ってる可能性があります。そのためには、高齢者の口腔衛生や口腔機能の変化への気づきや発見の機会をもっと増やすべきと考えられます。

また、高齢者にとって食は、生きがいであり楽しみです。施設入所の要介護高齢者の楽しみ第1位は食事であり、食事を作る、買い物に行く、家族や友人と食事をするなど、生活行為や社会における交流のきっかけとなります。ひとりで食事をする高齢者は、そうではない高齢者の4倍もうつ傾向が高いというデータもあります。当然、口腔機能を維持できることで、バランスのとれた栄養を摂取し、機能低下を防ぐことにもなります。

寝たきりになる前の口腔管理の介入、口腔衛生や口腔機能への気づきと支援を充実させるためには、高齢者の健診事業をもっと密なものにしていかなければならないでしょう。訪問歯科健診（在宅歯科健診）の拡大は行政、地域、医療機関で早急に取り組む必要があります。

Data-Archive

KSPT の軌跡

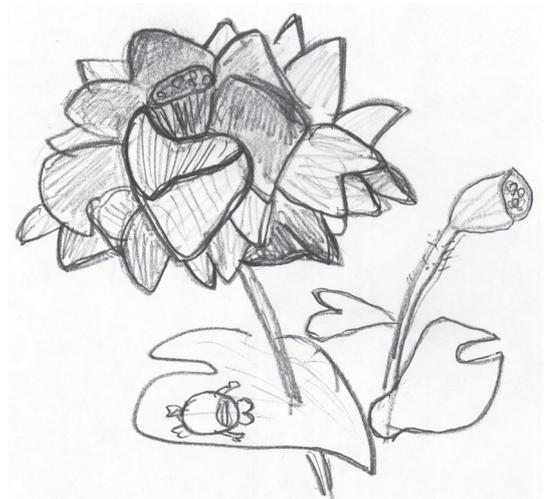


政治活動に必要な「葛飾区歯科医師会の会員が支える歯と口からの健康」と題されたリーフレットと、その資料編の作成に尽力した「活動推進プロジェクトチーム（KSPT）」は平成30年4月に結成されました。本連盟の渉外担当理事の他に、社団や学歯の専務理事にも参加していただき、編集を重ねていきました。資料編はこのマニュアルの基礎となった貴重な資料として保管されています。当時のメンバー次の通りです。

高橋文夫 加藤秀之 杉山征三 青島 裕
山崎俊恒 根本貴司 井上達也
(公益社団法人葛飾区歯科医師会専務) 古宮秀記
(葛飾区学校歯科医会専務) 塚本裕介

Chapter
6

政治団体として必要な法規の知識



1 政治団体関係法規

政治団体や個人が政治活動，選挙活動を行う場合，次の法規が適用されます。

1. 政治資金規正法
2. 政治資金規正法施行令
3. 政治資金規正法施行規則
4. 公職選挙法
5. 公職選挙法施行令

1の政治資金規正法と4の公職選挙法は，歯科医師連盟として十分に理解しておく必要があります。東京都選挙管理委員会「政治団体の手引」より重要な事項を抜粋し，新たに追記編集したものです。次のページからの内容を把握して活用していきましょう。

政治団体の手引

令和2年3月

 東京都選挙管理委員会

2 政治団体とは

「政治団体」とは、一般に政治活動を行う団体をいいますが、A. 政治活動を主たる目的として活動している団体と、B. 普段は政治活動以外の目的を持って活動しているが、ある一時期に（副次的に）政治活動を行っている団体（政治活動を行う団体）に分けられます。政治資金規正法（以下、規正法）では、前者Aを届出の対象としており、この団体が届出前に政治活動に関して「寄附を受けること」や「支出をすること」を禁止しています。歯科医師会では連盟がA、公益社団や学校歯科医会がBに当たります。

1. 政治団体の分類

（1）政治団体

規正法3条で、「政治団体とは次に掲げる団体をいう」と定義しています。次の3つに分類されています。

① 1号団体

政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。一般の政治団体がこれにあたります。

② 2号団体

特定の「公職の候補者」を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。公職の候補者の後援団体（後援会）がこれにあたります。

③ 3号団体

上記の①及び②以外の団体で、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」や「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体をいいます。

これらの区別は「その政治目的が綱領、規約等に明記されるなど外見的に明らかなもの」によるとされています。

（2）政治団体とみなされる団体

規正法は、上記（1）の政治団体以外に、次の団体についても政治団体とみなして同法を適用しています。

① 政策研究団体（規正法5条① I）

政策研究団体とは「政治上の主義、又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの、又はその主要な構成員が国会議員であるもの」をいいます。

② 政治資金団体（規正法5条① II）

政治資金団体とは「政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が当該政党

の政治資金団体になるべき団体として指定し、総務大臣に届け出たもの」をいいます。政治資金団体として指定できるのは各政党とも1団体に限られます。

③ 規正法18条の2の政治団体（特定パーティー開催団体）

規正法8条の2は、「政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならない。」と規定していますが、この他に政治資金パーティーの開催等に関する届出について特段の規定はありません。しかし、パーティー券収入が1千万円以上と見込まれる政治資金パーティー（特定パーティーという）を開催する場合に、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、政治団体の届出が必要となります。この届出団体を「特定パーティー開催団体」といいます（69ページ参照）。なお、政治資金パーティーを政治団体以外の者（特定パーティー開催団体を含む）が開催し、残額を寄附するときには、政治団体とみなされず「会社・労働組合その他の団体」として、規正法による寄附の禁止や量的制限等の規制を受けます。

2. 政治活動を行う団体

「政治活動を行う団体」とは、本来、政治活動以外の目的を持ち、あるとき「一時的に政治活動を行っている団体」をいいます。例えば労働組合は、労働組合法の適用を受ける団体ですが、その時々において政治活動を行う場合もあります。このような団体は規正法の対象とはなりません。しかし、このような団体が、政治活動を主たる目的とした場合には、規正法の対象となり届出が必要となります。ただし、規正法の対象外となっている団体であっても、実際に政治活動を行う場合には公選法でいう「政治活動を行う団体」には含まれますので、選挙期間中の政治活動が制限される点に注意が必要です。（76ページ参照）

3 政治資金パーティーとは

政治資金パーティーとは、対価（会費）を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から、その催物に要する経費を差し引いた残額を、催物を開催した者、又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含みます）に関し支出することとされているものをいいます（規正法8条の2）。したがって、この要件に該当するものであれば、励ます会、出版記念会、勉強会、セミナーなどいかなる名称、名目であっても政治資金パーティーに含まれます。なお、会費を徴収して行う催物であっても、例えば忘年会、新年会、〇〇さんの△△を祝う会等、その「名称の如何」「会費額の大小」を問わず、当初より収益のあがることを予定していない催物は、政治資金パーティーとはいいません。また、政治資金パーティーの開催者は、パーティー券等の購入者（対価を支払う者）に対し、当該パーティーが政治資金パーティーであることを書面で告知する必要があります（規正法22条の8②）。

1. 政治資金パーティーの開催資格

政治資金パーティーは、原則として「政治団体によって開催されるようにしなければならない。」と規定されています（規正法8条の2）。しかし、規正法には、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催することについて特段の規定はありませんので、任意の団体等が政治資金パーティーを開催することは可能です。ただし、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催する場合、パーティーの開催規模により、特別の手続きが必要になることがあります。

なお、政治団体以外の団体が「政治資金パーティー」を開催し、その残額を寄附する場合には、「会社、労働組合その他の団約としての規制を受けることとなるので、政党・政治資金団体に対する寄附以外は禁止されます（規正法21条①）。また、寄附の年間総額は、寄附をしようとする年の前年における年間の経費の額等に応じて750万円以内から1億円以内に制限されます。同じく、個人が「政治資金パーティー」を開催し、その残額を寄附する場合にも、寄附の制限（個別・総枠制限）がかかりますのでご注意ください。

2. 特定パーティー

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価（会費）に係る収入が「1千万円以上になるもの」、あるいは「1千万円以上と見込まれるもの」をいいます。政治資金パーティーを開催することについては、何ら届出の必要がありません。

しかし、政治団体以外の者が「特定パーティーとなるもの」、あるいは「特定パーティーになると見込まれるもの」を開催するときは、その開催しようとするときから政治団体（特定パーティー開催団体）と見なされますので、政治団体としての届出（設立届、特定パーティー開催計画書、及び告知文書）、会計帳簿の備え付け、収支報告書の提出義務を負うこととなります（規正法18条の2）。

また、計画当初は特定パーティーとならないはずであった政治資金パーティーが、開催規模を拡大した場合や、結果として1千万円以上となった場合にも「特定パーティー開催団体」となりますので、規模の拡大を決定したとき、又は1千万円以上になったときから7日以内に設立の手続きが必要となります（規正法18条の2①）。この場合、届出を出すまでの間は、届出をしたものとみなされることになっています（規正法18条の2③）。なお、既存の政治団体が特定パーティーを開催するときには特段の届出は必要ありません。

3. 政治資金パーティーの規制

政治資金パーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）は、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提にしている限り、政治活動に関する寄附には該当しません。政治資金パーティーは、政治団体が開催することを原則としており、その適正化を図るため、①パーティー収入の明確化、②パーティー券の大口購入者の公開、③量的制限、及びあっせんの制限等の規制が設けられています。

また、告知義務が生じます。政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）をする者に対し、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（開催の案内状、開催通知、又はパーティー券等）により告知しなければなりません（規正法22条の8②）。

4

寄附の制限とは

規正法では、政治団体としての届出前に政治活動のために寄附を受け、又は支出することを禁止しています（規正法8条）。

また、公職の候補者や当該公職の候補者の後援団体（後援会）が寄附を行う場合には、政治活動はもちろんのこと政治活動以外であっても「選挙区内にある者」に対しては、公選法により原則禁止されます（公選法199条の2～5）。

ここでは、規正法、及び公選法により禁止される寄附について解説します。

1. 規制法でいう寄附

規正法では、寄附とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与、又は交付で、党費、又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と規定しています（規正法4条③）。この寄附のうち、規正法は政治活動に関してされる「政治団体への寄附」、及び「公職の候補者への寄附」について一定の制限をしています。

さらに、公選法では、規正法で定義される「寄附」に「約束」も含めて「寄附」と定義しており（公選法179条②）、公職の候補者、及び当該公職の候補者の後援団体（後援会）がする「選挙区内への寄附」等、どのような名義であっても原則禁止しています。

（注1）：「その他の財産上の利益」には、事務所や労務の無償提供、物品・電気・ガスといった有体物・無体物の財産上の利益も含まれます。さらに、公選法では、供花・香典・視儀・その他これに類するもの（餞別金・入学祝・卒業祝・お中元・お歳暮等）も寄附に含むことが明記されています。

（注2）：「党費、又は会費」とは、団体の構成員個人に対し、その団体の党則・規約等に定められている義務としての債務であり、会社や法人その他の団体が負担する場合は、たとえ党費・会費名目であっても寄附とみなされます（規正法5条②）。

（注3）：政治資金パーティーや各種の催し物のパーティー券や会費は、「出席」を前提としている限り寄附には当たりません。

2. 寄附の具体的な制限

規正法は、政治団体や公職の候補者に対してする「政治活動の寄附」を量的に規制しています。この制限には、個人や団体（政党、及び政治資金団体を除く）がする寄附の年間の総量を規制した総枠制限（規正法21条の3）と、一つの政治団体、及び一人の公職の候補者に対してできる年間の総量を規制した個別制限（規正法22条）とがあります。これらの寄附は、金銭等によらない寄附

(事務所・自動車・労務等の無償提供や物品・電気・ガスといった有体物・無体物も含む) も含めて、寄附の限度額内に限られます。何人も、この量的制限に違反する寄附を受けることができません(規正法22条の2)。

3. 総枠制限(規正法21条の3)

(1) 個人のする寄附

個人のする寄附の限度額は、政党(政党支部を含む。以下同じ)・政治資金団体へは年間2,000万円、その他の政治団体や公職の候補者へは1,000万円、あわせて年間3,000万円が限度となっています。ただし、特定寄附や遺贈による寄附はこの限度額から除かれています(規正法21条の3④)。

(2) 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合、及びその他の団体のする寄附は政党・政党の支部・政治資金団体に対するものに限り、その限度額は資本金・組合員数・前年経費の額に応じて、年間750万円～1億円の範囲と制限されます。

なお、政党の支部であっても①「区市町村の区域を単位とした支部」、及び②「選挙区の区域を単位とした支部」以外は、政党以外の一つの政治団体とみなされますので、会社等は、上記①、又は②の区域を単位として設けられる政党の支部に対して政治活動に関する寄附をすることができますが、それ以外の政党の支部に対しては、政治活動に関する寄附をすることはできません(規正法21条④)。

5 政治活動の規制とは

1. 政治活動と選挙運動の違い

政治活動とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指しています。公選法では、この政治活動の概念から「選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」を政治活動とし、選挙の期間中の特定の団体（政治活動を行う団体）の政治活動の方法について、一定の制限を設けています。

また、選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接、又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。」（昭52.2.24最高裁判決）と解され、政治活動とは観念的に区別しています。

なお、公選法では主として選挙運動について規制していますが、通常行われる政治活動についても規制している部分があります。

2. 日常の政治活動の規制

政治活動を行うことは、憲法で保障された権利であり、本来自由なもので何ら規制されるものではありません。しかし、政治活動の名目でも選挙の事前運動と見なされる場合は公選法によって禁止されています。なお、選挙が行われていないときであっても次の政治活動については、一定の制限を受けます。

（1）文書図画の掲示に関する規制（公選法143条①）

公職の候補者（現職、候補者、立候補予定者）の氏名や氏名類推事項（写真、似顔絵等）、及び後援団体（公選法199条の5に該当する団体）の名称を記載した政治活動のために使用される文書図画については、次のものを除き掲示できませんので、注意を要します。

① 立札・看板の類（のぼりを含む）

ア. 掲示場所 政治活動を行う事務所（公職の候補者、及び後援団体の事務所・連絡所）

イ. 枚数 選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所2枚が限度
（発行枚数は、オの表参照）

ウ. 看板の規格 縦150cm×横40cm以内（「足」の部分を含みます。）

エ. 証票の貼付 選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できません。

※立札・看板の類は、事務所ごとにその場所で掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに取付けはできません。

オ. 選挙の種類別の証票枚数

選挙の種類	証票発行限度枚数		証票交付
	候補者等	後援団体	申請先
衆議院議員（比例代表）	34枚 (1小選挙区で10枚以内)	51枚 (1小選挙区で15枚以内)	中央選管 (総務省)
衆議院議員（小選挙区）	10枚	15枚	都選管
参議院議員（比例代表）	全国で100枚 都内で34枚以内	全国で150枚 都内で51枚以内	中央選管 (総務省)
参議院議員（選挙区）	34枚	51枚	都選管
都知事	34枚	51枚	都選管
都議会議員	6枚	6枚	都選管
政令指定都市長	10枚	10枚	市選管
政令市議会議員	6枚	6枚	市選管
区市長・区市議会議員 (政令市を除く。)	6枚	6枚	区市選管
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	町村選管

② ポスターの掲示

公職の候補者，又は後援団体が使用する政治活動用ポスターのうち，ベニヤ板やプラスチック板などで裏打ちした状態のポスター（裏打ちポスター），事務所，連絡所，又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスター，及び選挙運動にわたるポスターの掲示は禁止されています。また，それ以外の政治活動用ポスター，例えば演説会の開催告知ポスター等は掲示できますが，そのポスターには必ず，表面に掲示責任者，及び印刷者の氏名（法人は名称），及び住所（法人は所在地）を記載しなければなりません（公選法143条①）。ただし，このポスターは，選挙前の一定期間（注の期間）は掲示が禁止されます。

なお，この規制を受ける政治活動用ポスターは，公職の候補者，又は後援団体が使用するものに限られますので，後援団体となっていない「その他の政治団体」，又は「政党，政党の支部」の政治活動に用いられるポスターは，演説会等の「弁士」として掲載されている公職の候補者が選挙に立候補した場合（掲示できなくなります）を除き，一定期間内であっても規制の対象とはなりません。

(注)： 一定期間（選挙によって期間が異なります。）

- | | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| ① 衆議院議員総選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで |
| ② 参議院議員普通選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から選挙の期日まで |
| ③ 地方公共団体の選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで |
| ④ 補欠選挙・再選挙 | | |
| ・単独で行う場合 | …… | 選挙事由が告示された日の翌日から選挙の期日まで |
| ・長の選挙に伴い行う場合 | …… | 議員の補欠・再選挙の告示日の翌日から選挙の期日まで |

③ 演説会等の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、講演会、及び研修会等の会場内で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は、選挙運動にわたらない限り規格、及び枚数に制限はありません。

(2) その他の規制

① 解散電報の禁止（公選法142条⑬）

衆議院の解散に関し、公職の候補者等の氏名、又は氏名が類推される事項を表示して、郵便、又は電報により、選挙人にあいさつする行為は禁止されています。

② あいさつ状の禁止（公選法147条の2）

公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これらに類する挨拶状（電報その他これに類するものを含む）を出すことは禁止されています。

③ あいさつ目的の有料広告の禁止（公選法152条①）

公職の候補者、及び後援団体は、当該選挙区にある者に対し、主としてあいさつ（時候のあいさつ、慶弔、激励、感謝、及びその他これに類するあいさつなど）を目的とする有料広告を、新聞、雑誌、ビラ、及びパンフレット等に掲載したり、テレビ、ラジオ等で放送したりすることは禁止されています。また、何人もこれらの行為を求めることも禁止されています（公選法152条②）。

6 選挙運動の規制とは

1. 事前運動

公選法は、選挙運動を選挙期日の公示日前、又は告示日前に行うことを禁止しており（公選法129条）、形式上は合法的な文書図画であっても、実体において選挙運動と認められるものは事前運動となり禁止されます。特に、選挙前に行う「後援団体の政治活動」については注意が必要です。例えば後援会の加入文書に投票依頼の文言を記載する、氏名を大書きする、写真や経歴を掲げ「〇〇を…大成させていただきたい。」等の記載をする、後援会事務所の所在や連絡先のない後援会の加入勧誘の文書の頒布、総会や講演会等の日時と開催場所を記載しないもの、開催場所の借り上げや使用許可のない講演会の開催案内等については、選挙運動性があると見なされるおそれがあります。

(1) 選挙運動にあたるおそれのある文言

「あなたの一票を〇〇党の候補者へ」、「〇〇〇〇君を国会へ送る会」、「〇〇党公認」、「立候補予定者」など

(2) 選挙運動とみなされないもの

- ① 立候補の準備行為 …… 政党の行為を求める行為、立候補のための瀬踏み行為、名簿作成、候補者選考会・推薦会の開催、立候補のために供託金を供託することなど
- ② 選挙運動の準備 …… 選挙運動費用の調達、選挙事務所借入の内交渉、選挙運動員・労務者の内交渉、ポスター・看板等の作成など
- ③ 政治活動 …… 党勢拡大、政策の普及・宣伝
- ④ 後援会活動 …… 会員募集などの選挙運動にわたらない政治活動
- ⑤ 社交行為 …… 通常の一一般の範囲（寄附には一定の制限あり）

2. 選挙期間中の政治活動で規制されるもの

政治活動は、選挙期間中であっても原則的には自由なものです。しかし、公選法では特定の選挙について「政党その他の政治活動を行う団体（政治団体に限りません。）」の特定の政治活動を、選挙の公示の日、又は告示の日から選挙の当日の間に限って制限しています。なお、団体とみなされない純粋個人が行う政治活動は、選挙運動とみられない限りいかなる時期であっても規制の対象とされません。ただし、選挙期間中に当該選挙の候補者の氏名、氏名類推事項を表示した文書図画を頒布、掲示すると禁止された選挙運動にあたる恐れがあります。

(1) 衆議院議員選挙期間中における政治活動

衆議院議員選挙における候補者届出政党，又は名簿届出政党等以外の政党，その他の政治活動を行う団体は，政談演説会，及び街頭政談演説会の開催，ポスターの掲示，立札，及び看板の類の掲示，ビラの頒布，並びに宣伝告知の為の自動車，及び拡声機の使用については衆議院議員の総選挙の期日の公示の日から投票日までの期間禁止されます（公選法201条の5）。

また，衆議院議員の再選挙，又は補欠選挙が行われる場合についても，同様にその再選挙，又は補欠選挙が行われる区域においては，選挙の期日の公示の日から投票日までの期間禁止されます（公選法201条の7）。

(2) 衆議院議員選挙以外の選挙における政治活動

衆議院議員選挙以外の選挙で，参議院議員の選挙（再選挙，又は補欠選挙を含む，以下同じ），都道府県，又は指定都市の議会の議員の選挙（再選挙，補欠選挙，又は増員選挙を含む，以下同じ），都道府県知事，又は市区長の選挙が行われる区域においては，当該選挙の公示，又は告示の日から投票日までの期間，政治活動を行う団体の特定の政治活動が規制されます。

① 確認団体制度

参議院議員の選挙，都道府県，又は指定都市の議会の議員の選挙，都道府県知事，又は市区長の選挙が行われる区域においては，その選挙が公示，又は告示された日から投票日の前日までの期間一定の要件を満たす団体は，当該選挙が公示，又は告示されてから届出をし，確認書の交付を受けることによって，選挙期間中も I を除き一定の範囲内で，次に例示する政治活動ができるようになります。この団体を確認団体と呼びます。この届出のない団体は，政党も含めてこれらの選挙の期間中，次に例示した政治活動が禁止されます。

- A 政談演説会を開催すること
- B 該当政談演説会を開催すること
- C 政策の普及のために宣伝自動車，及び拡声機を使用すること
- D ポスターを掲示すること
- E 立札・看板の類を掲示すること（事務所に掲示してあるものを除く。）
- F ビラを頒布すること
- G 選挙に関する報道，評論を掲載した機関紙誌等を掲示，又は頒布すること
- H 連呼行為（政談演説会場，街頭政談演説の場所等で行われる場合を除く。）
- I 候補者の氏名や氏名が類推されるものを掲示または頒布すること
- J 特定建物において文書図面を頒布すること

② 区市町村議会の議員，及び町村長の選挙

区市町村議会の議員，及び町村長の選挙においては，「確認団体制度」がありませんので，これらの選挙が行われている期間中であっても，①のH，I，Jを除き，政治活動が自由にできます。ただし，これらの選挙が行われている期間中に「確認団体制度」のある選挙が同時に行

われている期間がある場合、その期間中に限って、政治活動が規制されますので注意を要します。

例えば、市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われるような場合には、市長選挙の確認団体以外は、政治活動が規制されることとなりますが、市議会議員選挙が単独で行われているようなときには、政治活動の規制はありません。

(3) 選挙期間中に禁止される行為

政治活動を行う団体は、すべての選挙において、その選挙の公示、又は告示の日から投票日までの期間、次の行為が禁止されます。

① 連呼行為

政談演説会場、及び街頭演説の場所においてする場合、並びに午前8時から午後8時までの間に限り、政策の普及宣伝、及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合を除きます。ただし、選挙運動のための連呼とならないよう注意が必要です。

② 氏名、又は氏名類推事項の使用

選挙期間中に掲示、又は頒布する文書図画には、いかなる名義をもってするを問わず、当該選挙区の特定の候補者の氏名、又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されます。

③ 公共建物における文書図画の頒布

確認団体がその建物で政談演説会を行うときに頒布する場合を除き、国、地方公共団体が所し、又は管理する建物において文書図画の頒布をすることは禁止されます。

(4) 公職選挙法違反に抵触する代表的な5つの事例

真の民主主義政治が行われるためには、選挙そのものが公正に行われる必要があります。公正に行われない選挙では、特定の利益を提供する者のみが当選してしまうことになり、市民の多様な意見が政治に反映されなくなってしまいます。

1. 寄附について

まず、政治家や後援団体による寄附については、選挙区内の者に対する一切の寄附が禁止されています。招かれた結婚式で祝儀を出すことや葬式で香典を渡すことは、本人が出席するなど一定の条件では許されるものの、奥さんや秘書が代理で持っていくことは寄附にあたるので、できません。お中元やお歳暮はもちろん、「答礼のために自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞い状、暑中見舞い状、その他これらに類する挨拶状（電報その他これに類するものを含む）」を出すことも寄附にあたり、出すことが禁止されています。挨拶状の文面そのものは印刷し、名前を自署することも許されていません。

2. 事前運動について

選挙運動は、公示日（告示日）における候補者の届け出があった日から選挙期日の前日まで

しか選挙運動はできません。選挙期間中であれば、電話をすることも認められますし、おっぴらに「清き一票をお願いします！」とお願いすることも出来ますが、期間中以外では選挙運動は一切できません。

3. 戸別訪問の禁止

戸別訪問は、買収や利益誘導などの不正行為の温床となることを理由に禁止されています。他の用件で選挙人の自宅を訪問したついでに投票依頼をしたとしても、許されませんので注意しましょう。

4. 飲食物の提供の禁止

どんな人であっても、選挙運動に関して飲食物の提供をしてはいけません。ただし、飲食物でも「湯茶、及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」や、選挙事務所で食事をするために提供される弁当は除かれています。

5. 買収

公職選挙法違反の中で最も悪質とされるのは、買収です。公職選挙法221条1項は、当選目的（あるいは当選させない目的）で、「金銭、物品その他の財産上の利益もしくは公私の職務の供与」をした場合のみならず、供与の申し込み、又は約束したこと、その相手方となったことなども処罰の対象としています。

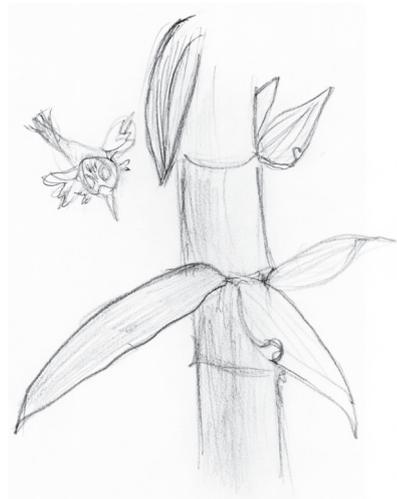
7

政治活動と選挙活動（運動）のまとめ

公職選挙法では、立候補を届出る前に「選挙活動」をすることは「事前運動」として禁止されています。つまり「事前運動」とは、選挙の公示前の『選挙活動』のことです。公示前には「政治活動」はしても良いですが、「選挙活動」はしてはいけないわけです。その理由としては、「候補者の選挙活動を同時に開始させることで、お金のかからない選挙を実現させようとしている」とのことです。「選挙活動」には、個（戸）別訪問（候補者、運動員のみならず一般人も、投票依頼を目的に家庭・職場を訪問すること）も含まれるそうです。一方で「政治活動」は次のように定義されています。「政治上の目的をもって行われる全ての活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」となります。候補者の挨拶は形式上、政治活動報告とか、ポスター掲示のお願いという内容で訪問します。それ以外にもビラ・チラシを配って「政治活動」をしています。公示や届け出前の議会報告や時局講演会などは「政治活動」とみなされています。しかし、実際は「政治活動」の名の下に堂々と「選挙活動」をしているのが実情です。法的には「政治活動」と「選挙活動」は違うものと解釈されており、「選挙活動」は、①選挙が特定されていること、②候補者が特定されていること、または立候補が予定されていること、が大前提で、次に投票を得さしめる言葉を言ったか言わないか、が焦点となります。具体的には、戸別訪問して（家主とどんな会話をしたかというのは当事者しか分からないことですが）、投票をお願いしますと言うと「選挙活動」となり、〇〇さんのポスターの掲示をお願いしますと言えば、〇〇さんが立候補予定者と広く認知されている場合でも、これは「政治活動」となるようです。

Chapter
7

葛飾区歯科医師連盟会則



1 葛飾区歯科医師連盟 規約

第1章 総 則

(名称, 及び事務所の所在地)

第1条 葛飾区歯科医師連盟 (以下「本連盟」という。)は, 主たる事務所を葛飾区内に置く。

(目 的)

第2条 本連盟は, 東京都歯科医師連盟と連絡を密にし, 会員相互の協力により, 政治力を強化し, 歯科医師の業権の確保とその発展を図り, 公益社団法人葛飾区歯科医師会, 及び葛飾区学校歯科医会の目的とその事業を達成するために必要な諸活動を行い, 国民医療の発展に資することを目的とする。

第2章 会 員

(組織, 並びに会員)

第3条 本連盟の会員は, 公益社団法人葛飾区歯科医師会の会員をもって組織し, 会員種別もそれに準ずるものとする。

- 2 公益社団法人葛飾区歯科医師会の会員であって本連盟に入会しようとする者は, 別に定める入会申込書を本連盟へ提出し, 理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員が本連盟を退会しようとする時は, その旨を記載した書面を本連盟へ提出しなければならない。

(会員の権利と義務)

第4条 会員は, 本規約により決定した会費, 負担金を納入すること, 及び本連盟の目的達成のために行う事業の推進に参加する義務を有し, 各種の行事に参加する権利と, 会務に対する意見を述べる権利を有する。

第3章 役 員

(役員を選出)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 常務理事 | 8名以内 |
| 理 事 | 19名以内 (会長, 副会長, 専務理事, 常務理事を含む) |
| 監 事 | 2名 |

- 2 会長, 及び監事は, 総会において会員のうちから選出する。選出方法は選挙により, 葛飾

区歯科医師連盟の運営規程による。

- 3 理事は、会長が総会の同意を得て、会員のうちから指名する。
- 4 副会長、及び常務理事は、理事のうちから会長が指名する。
- 5 専務理事は、理事の互選により選出する。
- 6 役員任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。
- 7 役員に欠員が生じた場合、第5条2項、3項、4項、5項、6項により新たに選出することができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務と権限)

第6条 会長は、本連盟を代表し、会務一切を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する
- 3 専務理事は、会長の旨を受けて会務全般を処理し、副会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長の旨を受けて担当会務を処理する。
- 5 理事は、会長の旨を受けて会務執行に関する事項を処理する。
- 6 監事は、本連盟の業務、会計、及び財産を監査する。

第4章 委員

(委員)

第7条 会長は必要に応じ委員を委嘱し、委員会を設置することができる。

- 2 選挙管理委員は、総会の議決を経て会長が委嘱し、定数を5名とする。
- 3 委員の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

第5章 顧問・参与

(顧問)

第8条 本連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

(参与)

第9条 本連盟に参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 参与の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

第6章 会議

(執行についての会議)

第10条 本連盟の執行についての会議は、理事会、臨時理事会、及び常務理事会とする。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、及び常務理事を以て組織する。

- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、及び理事を以て組織する。
- 4 監事、顧問、及び参与は、前項の会議に出席して、会長の諮問により意見を述べるができる。
ただし議決に加わることはできない。
- 5 理事会、臨時理事会、及び常務理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 6 その他の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

第7章 総会

(総会)

第11条 本連盟の総会は、定期総会、及び臨時総会の2種とする。

- 2 定期総会は、毎年6月に開催する。
- 3 会長は、必要と認められた時には理事会に諮り、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会は、会長が招集する。
(総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項、及びその内容、並びに開催の日時、及び場所を示して、あらかじめ文章を以て通知しなければならない。)
- 5 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。
- 6 総会における選挙権、及び議決権については、委任、及び文章の行使は認めない。
- 7 総会の議決、及び承認は、出席者の過半数を以て決める。可否同数の場合は議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

第8章 評議員、及び予備評議員

(評議員、及び予備評議員の選出)

第12条 東京都歯科医師連盟評議員、及び同予備評議員は総会において選出する。なお、選出の方法は、選挙によるものとし、選挙の方法は、葛飾区歯科医師連盟の運営規程による。

第9章 会計

(会計)

- 第13条 本連盟の経費は、会費、負担金、寄付金、及びその他の収入を以てこれに当てる。
- 2 公益社団法人葛飾区歯科医師会の終身会員は、会費を免除することができる。
なお、同第2種会員は、半額とする。
 - 3 会員のうち特別な事情のある者に対し、本連盟、及び代表者より申し出があった場合は、理事会の議決により、会費、及び負担金を減免することができる。

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(拠出金の不返還)

第15条 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(予算の作成, 議決)

第16条 会長は, 毎年翌年度の事業計画書, 及び予算書を作成し, 3月末までに理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については, 当該事業年度が終了するまでの間備え置き, 一般の閲覧に供するものとし, 総会では報告事項とする。

(決算の作成, 議決)

第17条 会長は, 毎年前年度の業務報告書, 及び決算書を作成し, 理事会の議を経て6月の総会に提出し, 議決を受けなければならない。

第10章 褒賞, 並びに弔慰

(褒賞と弔慰)

第18条 会長は, 会員, 及び本会に貢献した者を理事会に諮り, 日本歯科医師連盟褒賞, 東京都歯科医師連盟褒賞に推薦することができる。

2 弔慰が生じた場合, 会長または理事会に諮り, これを執り行うことができる。

第11章 雑 則

(規約の改廃)

第19条 本規約の変更は, 総会の議決を要する。

附 則

本規約は, 昭和54年4月1日から施行する。
この規約は, 昭和55年4月1日から施行する。
この規約は, 昭和60年4月1日から施行する。
この規約は, 昭和62年4月1日から施行する。
この規約は, 平成6年4月1日から施行する。
この規約は, 平成15年4月1日から施行する。
この規約は, 平成27年7月1日から施行する。
この規約は, 令和元年7月1日から施行する。

2

葛飾区歯科医師連盟 運営規程

(支 部)

本連盟は、以下の7支部より成る。

青戸支部、金町支部、亀有支部、高砂支部、新小岩支部、立石支部、堀切支部

(理 事)

理事のうち7名は、各支部から推薦された者に委嘱する。

(役員選挙)

1. 選挙は公正に行うことを要する。
2. 選挙に関する一切の事務は、5名の選挙管理委員で行う。選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
3. 会員は入会后、すべての選挙権、被選挙権を有する。但し、役員の場合は、入会后2年を経過した会員でなければこれを有しない。
4. 選挙は、投票によりこれを行う。但し、出席者の3分の2以上の同意のある時は別段の方法によることができる。
5. 総会において、選挙が実施された場合、投票は単記無記名とする。
6. 会長の選挙は、立候補者、または推薦候補者についてこれを行う。但し、立候補者または推薦候補者がいない時は、総会の議決により別段の方法によることができる。
7. 選挙における立候補者、または推薦候補者については、総会開催日の10日前までの事務局開催時間内にその旨届出を行うものとする。
8. その他、本運営規程以外に必要な事項は、選挙管理委員会に一任する。
9. 選挙管理委員会の運営は、公益社団法人葛飾区歯科医師会の選挙規則を準用する。

(公職選挙)

1. 立候補者、推薦候補者については、原則として本会会員の候補者を第一とし、次に会員の親族（一等親・配偶者、及び会の運営に貢献したる者、又は今後貢献すると見込まれる者）とする。但し、本会会員の候補者がある場合は単一候補として公認する。
2. 立候補者については、原則として立候補趣意書を本連盟に提出し、理事会において承認された者とする。
3. 推薦候補者については、原則として本人の推薦依頼書（新規）【様式1】（理由書添付）、又は推薦依頼書（継続）【様式2】（理由書添付）、推薦者による推薦書【様式3】（理由書添付）を支部に提出し、支部に於いて承認を受けた上で、その推薦依頼書、推薦書、及び承諾書【様式

4】を本連盟に提出し、理事会において承認された者とする。

(議員等を励ます会、及び後援会等出席基準)

1. 出席者は、理事会にて決定する。
2. 欠席の場合には、会費を送るものとする。
3. 葛飾区歯科医師連盟、城東地区歯科医師連盟支部連合会にて主催される場合には、前2項に準じないものとし、理事会にて決定する。
4. 理事会、及び会長が必要と認めた場合には、1項、2項に準じないものとする。

(規程の改廃)

この運営規程の改正については、理事会の議決により定めることができる。但し、規約上、総会の議決を要する事項は除くものとする。

附 則

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。(規定から規程に改称)

3

葛飾区歯科医師連盟 個人情報保護規定

(目的)

第1条 葛飾区歯科医師連盟（以下「本連盟」という。）は個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正に管理するよう務める。

(用語の定義)

第2条 この規定における用語の定義は次の通りとする。

「個人情報」とは本連盟が設けるホームページ，電子メール，郵送，FAX等により本連盟が提供を受けた生存する個人を識別できる情報をいう。尚，個人番号を内容に含む「特定個人情報」については，別途，理事会にて定める。

(個人情報の取得)

第3条 個人情報の取得は，適法かつ公正な手段により，本連盟規約に定めた目的，及び事業のために，個人情報を本連盟業務に必要な範囲内で収集する。個人情報を収集する際は，その目的を明示する。又，利用目的を変更する場合には，変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の利用)

第4条 本連盟が収集した個人情報は，本連盟業務を遂行するため，また，本連盟規約に定めた目的，及び事業遂行のためだけに利用する。ただし，次のいずれかの場合には取得目的以外に利用または第三者に提供することがある。

- (1) 法令の規定に基づく場合。
- (2) 個人情報提供者（以下「提供者」という。）の同意がある場合。
- (3) 業務に必要な場合，個人情報取り扱いに関する契約等を結んだ外部委託業者に提供する場合。
- (4) その他，理事会で承認された事業計画を達成するために正当な理由がある場合。
- (5) 情報の統計を特定の個人を識別できない内容で提供する場合。

(データ内容の正確性の確保)

第5条 個人情報は，利用目的に必要な範囲において，正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(安全管理措置)

第6条 本連盟は，収集した個人情報（提供者自身により開示されたり，既に公開されたりしている個人情報については，本連盟の管理の対象外とする。）が外部へ漏洩したり，破壊や改ざんを受けたり，紛失することの無いよう適切な管理に務める。ただし，技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどによる改ざん・漏洩などの被害を受けた場合には，本連盟はその責を負わない。

(委託先の監督)

第7条 個人情報の取り扱いの全部、又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(訂正等)

第8条 提供者から、本連盟の保有する個人情報について、その内容について照会、確認、訂正、追加、又は削除を求められた場合は、原則として速やかに対応する。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会において議決する。

附 則

この規定は、令和元年7月1日から施行する。

Data-Archive

経費計上項目解説

葛飾区歯科医師連盟における経費計上項目と解説

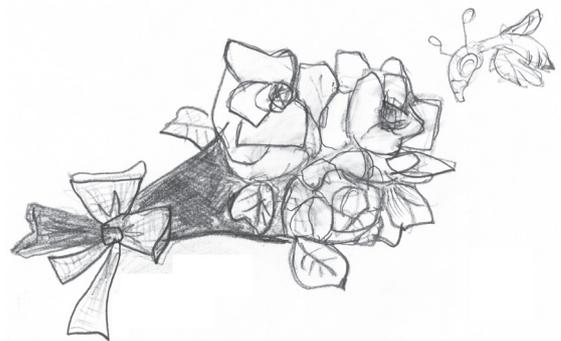
経費	項目	使 途	解 説	具体例 (令和元年度実績など)
経常経費	人件費	事務局人件費(事務協力費)	社団事務局の協力と事務局使用に対して社団へ納めていく費用(非課税) ※1	120,000円
	事務所費	事務用品費、[名刺代]、通信費、為替手数料等	その他の事務関係に必要な費用 ※2	財産となる備品の対象はなし
政治活動費	役員報酬	理事、監事の執務報酬	役員手当(源泉対象) ※3	令和元年度は費用弁償
		イベントの主催、及び協賛に必要な費用	決起大会など大型イベントの主催や協賛に要した費用	葛飾区医師会主催の武蔵野三氏決起大会 須田の会場費
	行事費	移動理事会費 ※5	移動理事会開催に要した費用	大越都連会長との意見交換会、議員懇談会
	政治対策費	意見交換会等の開催費、視察、取材費 ※6	移動役員会や移動委員会を含め、来賓との意見交換会や議員懇談会に要した費用	
	組織対策費	理事会費、委員会費	役員以外の理事出席、委員会出席に対する費用弁償(非課税)	広都委員手当、理事会出席手当(小泉)
		総会費(議長手当)	総会議長をお務めいただいた御礼(10,000円;非課税)	白橋議長
	渉外費	費用弁償(出向交通費、党費に対する費用弁償)	出向の多い上席役員への出向お車代や党費弁償として支給(非課税)	上席役員への費用弁償 ※4
		各種報告会・セミナー・集い	政治家やその政治団体が主催する会合出席に要した費用 ※9	政経セミナー・国政報告会・飛躍の集い(平澤氏)、新春区政報告会(筒井氏)
	交際費	事務局季節の挨拶、団体祝金等	事務方への御礼、他団体イベントへのお祝い金	中元・歳暮、共済会ゴルフ、よい歯の集い
		城東地区連合会費、負担金 ※7	直近上部団体である城東地区連合会に属した会合出席に要した費用	城東地区連合会総会、懇親会、後会
	推薦料	個人慶弔費	その他の上部団体等会合費 ※7	都連時局講演会、質問交歓会、後会
推薦状、必勝どららの費用		個人への慶弔費用(但し連盟関係者)	供花	
選挙関係費	選挙対策費	政治献金、未使用の場合は積立金(予備費)	山口なつお氏推薦状	
	陣中見舞金	事務所聞き等における、推薦候補者への寄付金	90万円を積立て	
機関誌発行等の事業費	出版事業費	広報紙などの出版物関係費	実績なし	
	寄付・交付金	その他の団体への寄付金	葛飾連盟広報第17号(一出版)	
予備費	次年度積立金	各支部への交付金(支部巡礼など) ※10	各支部への政治活動特別支援金(該当年度のみ)	実績なし
		未使用分の選挙対策費 ※11	999,000円を上限とする	実績なし

- ※1 社団に納めた費用の内、人件費相当分については社団よりまとめて源泉支給されるので連盟からは非課税とする
- ※2 連盟事務所を会館内としていた頃は「事務所諸費」としていたが、葛飾区歯科医師会が公益社団となり会長診療所が事務所となったので、現在は「事務所費」
- ※3 一律 32,000円(税込込み)；理事会1回(4,000円)×8回分として支給(但し、理事会開催数をゆげない)
- ※4 出向交通費弁償：会長・専務は30,000円(2,000円×15回)、副会長は10,000円(2,000円×5回) 党費弁償：上席役員10名に各4,000円
- ※5 移動理事会は政治活動の場なので、「理事会費」とはせずに「政治対策費」として計上
- ※6 ※7は、意見交換や議員懇談という同じ政治活動を行う会費であっても、主催者が、当方側(※6)か相手側(※7)かで計上項目を分類
- ※8 積立金は100万円を超えると財産扱いとなり、積立金特別会計が必要で、また積立金特別会計からの借入が生じた場合に報告義務が生じるため、999,000円を限度とする
- ※9 政治団体が「団体名」で他の政治団体へ送る金銭は、政治資金規正法では全て「寄付金」とされるが、当連盟では会合出席(出席前提)した場合は「渉外費」とする
- ※10 役員改選時の会長・専務の支部巡礼交付金：1万円 その他の支部巡礼交付金(予費)とする
- ※11 積立金は次年度の「選挙対策費」に特化した収入(予費)とする

Chapter

8

葛飾区歯科医師連盟の歴史



1 沿革と歴史年表

1. 沿革

葛飾区歯科医師連盟は昭和26年2月11日に結成された東京都歯科医師政治連盟の葛飾支部として発会された。それ以前は政治連盟としての独立した組織はなく、歯科医師会の会長をチーフとして政治活動を行っていた。しかし、歯科医師会が単なる親睦団体から社団法人となる事により運営が複雑化し、選挙時に候補者への支援活動を行う政治的活動が必要となったため、歯科医師会はこの時に会自体の運営に支障（選挙違反等）が生じないようにとの配慮から、政治的活動をする部門が独立し、政治連盟組織を発足する運びになった。

平成元年には、「東京都歯科医師政治連盟葛飾支部」から独立し、団体名称を「葛飾区歯科医師政治連盟」と変更した。平成5年の衆議院議員選挙では、各団体が敬遠する中、地元葛飾区より出馬する無名候補を当初より応援し当選に導いた。平成7年に「葛飾区歯科医師連盟」に改称。平成9年には、葛飾区議会議員から都議会議員を都政へ送り、葛飾区歯科医師連盟は国政、都政、区政に太いパイプを持つことになる。

今日では、公益社団法人葛飾区歯科医師会、及び葛飾区学校歯科医会の会務遂行を円滑にするため、さらには、地域行政や地域選出の議員と意見交換を行い、区民の健康増進のために活動し、葛飾区長をはじめ、行政や国会、都議会、区議会の議員の方々から、理解と協力を得ているのが現況である。

2. 歴史年表

初代 奥瀬良蔵 支部長（昭和26年10月～昭和30年12月）

初代支部長には奥瀬良蔵氏が就任し、昭和26年10月から昭和30年12月迄の2期4年、都歯政連理事を兼任した。その間、昭和28年第3回参議院議員選挙では林了氏を支援し、葛飾区内得票687（都内第9位）を集め、第38位で歯科界初の代表を国政の壇上へ送ることができた。昭和28年4月の衆議院議員選挙では鳥村一郎氏、天野公義氏2名を応援し当選。昭和30年の地方選挙では、都知事に安井誠一朗氏、都議に宮沢道夫氏、村田宇之吉氏を応援し当選。また数名の葛飾区議会議員候補者を応援した。

第2代 金城甚智 支部長（昭和31年1月～昭和33年12月）

第2代支部長兼都歯政連理事には金城甚智氏が就任し、昭和31年1月から昭和33年12月迄務めた。その間に、昭和31年第4回参議院議員選挙では竹中恒夫氏を支援し、葛飾区内得票958（都内第7位）を獲得し当選。昭和33年衆議院議員選挙では鳥村一郎氏を応援し当選した。

第3代 塚本剛一 支部長（昭和34年1月～昭和35年12月）

第3代支部長兼都歯政連理事には塚本剛一氏が就任し、昭和34年1月から昭和35年12月迄務めた。その間、昭和34年第5回参議院議員選挙では鹿島俊雄氏を支援し、葛飾区内得票1,044（都内第12位）を獲得し当選。しかし、この選挙で都歯の井上真会長が選挙違反に問われ辞任した。昭和34年の地方選挙では、都知事に東竜太郎氏、都議に宮沢道夫氏、村田宇之吉氏を応援し当選。また数名の葛飾区議会議員候補者を応援した。昭和35年の衆議院議員選挙では、島村一郎氏、天野公義氏2名を応援し当選した。

第4代 小宅初美 支部長（昭和36年1月～昭和37年12月）

第4代支部長兼都歯政連理事には小宅初美氏が就任し、昭和36年1月から昭和37年12月迄務めた。同氏は昭和37年4月より12年間都歯政連常任理事を務めた。昭和39年4月より4年間、日歯政連理事、昭和44年4月より10年間、都歯政連評議員、昭和48年4月より8年間、都歯政連副会長、昭和53年4月より4年間、都歯政連常任理事、昭和56年4月より都歯政連会長として、また昭和57年4月より日歯政連副会長として活躍され日本歯科医師連盟褒章を授与された。

昭和37年第6回参議院議員選挙では、竹中恒夫氏を支援し、葛飾区内得票1,043（都内第8位）を獲得し当選した。

第5代 川本丈一 支部長（昭和38年1月～昭和39年12月）

第5代支部長兼都歯政連理事には川本丈一氏が就任し、昭和38年1月から昭和39年12月迄務めた。その間、昭和38年の地方選挙では、都知事に東竜太郎氏（当選）、都議会議員に村田宇之吉氏（当選）、宮沢道夫氏（落選）を応援。また数名の葛飾区議会議員候補者を応援した。昭和38年の衆議院議員選挙では島村一郎氏、天野公義氏、鯨岡兵輔氏3名を応援し当選した。

第6代 佐藤博信 支部長（昭和40年1月～昭和44年3月）

第6代支部長兼都歯政連理事には佐藤博信氏が就任し、昭和40年1月から昭和44年3月迄務めた。その間、昭和40年第7回参議院議員選挙では鹿島俊雄氏を支援し、葛飾区内得票2,317（都内第10位）を獲得し当選。都議に宮沢道夫氏、村田宇之吉氏を応援し当選。昭和42年の地方選挙では美濃部革新都政が誕生し、数名の葛飾区議会議員候補者を応援した。しかし昭和43年第8回参議院議員選挙では満岡文太郎氏を支援し葛飾区内得票1,140（都内第11位）を獲得したが当選に至らなかった。

第7代 堀江喜一 支部長（昭和44年4月～昭和48年3月）

第7代支部長には堀江喜一氏が就任し、昭和44年4月から昭和48年3月迄務めた。その間、昭和44年の都議会議員選挙では、宮沢道夫氏、村田宇之吉氏を応援し当選。昭和46年第9回参議院議員選挙では鹿島俊雄氏を支援し、葛飾区内得票1,848（都内第7位）を獲得し当選。昭和47年の衆議院議員選挙では島村一郎氏、鯨岡兵輔氏を応援し当選した。

第8代 片田恒夫 支部長（昭和48年4月～昭和54年3月）

第8代支部長には片田恒夫氏が就任し、昭和48年4月から昭和54年3月迄務めた。その間、昭和48年の都議会議員選挙では、宮沢道夫氏、村田宇之吉氏を応援し当選。昭和49年第10回参議院議員選挙では、満岡文太郎氏を支援し葛飾区内得票1,395（都内第7位）を獲得したが当選に至らなかった。同年参議院議員選挙では安井謙氏を応援し当選。昭和50年地方選挙では、葛飾区長に小川孝之助氏を支援し当選。また数名の葛飾区議会議員候補者を応援した。昭和51年衆議院議員選挙では自民党の鯨岡兵輔氏、島村宜伸氏を応援し当選した。昭和52年の都議会議員選挙では、宮沢道夫氏、村田宇之吉氏を応援し当選。また、参議院議員選挙では原文兵衛氏を応援し当選した。昭和53年小川孝之助区長の死去により葛飾区長選挙が行われ、小日向毅夫氏を応援し当選（52,539票）した。

第9代 柳沢信道 支部長（昭和54年4月～昭和56年3月）

第9代支部長には柳沢信道氏が就任し、昭和54年4月から昭和56年3月迄務めた。その間、昭和54年、55年の衆議院議員選挙では、鯨岡兵輔氏、島村宜伸氏2名を応援し当選。鯨岡兵輔氏は環境庁長官に就任した。

第12回参議院議員選挙では、関口恵造氏を支援し葛飾区内得票2,653（都内第7位）を獲得し当選。地方区では安井謙氏を応援し当選。

柳沢信道先生は東京都歯科医師連盟会長、日本歯科医師連盟副会長として活躍され、日本歯科医師連盟褒章を授与された。

第10代 星谷富蔵 支部長（昭和56年4月～昭和60年3月）

第10代支部長には星谷富蔵氏が就任し、昭和56年4月から昭和60年3月迄務めた。その間、昭和56年都議会議員選挙では、宮沢道夫氏を応援し当選。中込大二郎氏も応援したが当選に至らなかった。昭和58年葛飾区長選挙では小日向毅夫氏を応援し当選(77,463票)。また数名の葛飾区議会議員候補者も応援した。

第11代 熊倉 敦 理事長（昭和60年4月～平成元年3月）

第11代理事長には熊倉敦理氏が就任し、昭和60年4月から平成元年3月迄務めた。その間、昭和60年4月より支部長から理事長へと役職名が変更された。昭和61年葛飾区長選挙では小日向毅夫区長を支援し二期連続当選（62,913票）した。

第12代 神代達司 理事長（平成元年4月～平成9年3月）

第12代理事長には神代達司氏が就任し、平成元年4月から平成9年3月迄務めた。その間、平成7年4月「葛飾区歯科医師政治連盟」より「葛飾区歯科医師連盟」へ団体名称が変更され、理事長から会長へと役職名が変更された。以後4期に亘り神代達司会長は活躍される。その間に葛飾区長は、小日向氏、出口氏と変わり、平成5年11月に青木勇氏を支援し当選（40,275票）させた。衆議院議員選挙では、地元葛飾区より出馬した当時は無名候補だった平沢勝栄氏を最初から応援し当選に導いた。また、参議院議員選挙では、歯科界より大島慶久氏、中原爽氏を政界に送った。

第13代 清信一雄 会長（平成9年4月～平成13年3月）

第13代会長には清信一雄氏が就任し、平成9年4月から平成13年3月迄務めた。その間、葛飾区から自由民主党の都議会議員がしばらくいなかったところへ樺山卓司氏、鈴木一光氏の両名を応援し当選させ都議会へ送り、国政、都政、区政に太いパイプを持つことに成功した。参議院議員選挙では再び、大島慶久氏を当選させ東京都江東七地区支部連合会会長として活躍し、中原爽参議院議員の再当選に向け活動した。また、衆議院議員平沢勝栄氏を圧倒的な勝利で二度目の当選へ導いた。

第14代 神代達司 会長（平成13年4月～平成17年3月）

第14代会長には神代達司氏が就任し、平成13年4月から平成17年3月迄務めた。その間、樺山卓司氏、鈴木一光氏を応援し都議会議員選挙で再度当選させた。中原爽参議院議員の二度目の当選にも尽力した。また平成5年より葛飾区長を務める青木勇氏の再選（106,705票）と歯科界に深い理解を持つ高橋侃葛飾区議会議員の連続10回当選に貢献した。神代達司先生は平成15年1月に東京都歯科医師連盟褒章を授与された。また、11月の第43回衆議院議員選挙では、平沢勝栄氏の三度目の圧倒的勝利（142,916票）に貢献した。

第15代 福田徳治 会長（平成17年4月～平成21年3月）

第15代会長には福田徳治氏が就任し、平成17年4月から平成21年3月迄務めた。その間、平成17年の都議会議員選挙では鈴木一光氏を、第44回衆議院議員選挙では平沢勝栄氏を、葛飾区長選挙では現職の青木勇氏（102,639票）を、葛飾区議会議員選挙では倉沢よう次氏を含む数名を応援し当選に貢献した。また、区長、区議との長年の関係により、平成19年からは「すすく歯育て歯科健診」が開始される。

平成18年5月22日には本連盟主催の「石井みどりを囲む会」を亀有「鳥孝」にて、また同年9月27日には葛飾区歯科医師会館にて「石井みどり東京都後援会葛飾総決起大会」を開催し応援し、第21回参議院議員選挙で石井みどり氏の初当選に貢献した。

第16代 加藤静悟 会長（平成21年3月～平成25年3月）

第16代会長には加藤静悟氏が就任し、平成21年3月から平成25年3月迄務めた。その間に平成21年葛飾区長選挙では青木克徳氏を応援し新区長（85,677票）を誕生させた。第45回衆議院議員選挙では第一党が民主党になる苦しい結果の中で、平沢勝栄氏の五期目の当選に貢献。都議会議員選挙では鈴木一光氏を応援、葛飾区議会議員選挙では倉沢よう次氏を含む数名を応援し当選に貢献した。第22回参議院議員選挙では西村まさみ氏を応援し当選に貢献した。

平成23年3月11日は未曾有の大災害である「東日本大震災」が日本を襲った。そんな中、青木克徳葛飾区長、平沢勝栄衆議院議員、樺山卓司都議会議員、倉沢よう次自由民主党議員幹事長ら多くの議員との太いパイプで葛飾区歯科医師連盟は繋がり、地域医療貢献歯科医院の経営基盤の安定に尽力されていた。結果として平成25年からは「長寿歯科健診」も開始される。

第46回衆議院議員選挙では自由民主党が政権を取り戻し、葛飾区からは平沢勝栄氏を応援し圧勝の当選、第23回参議院議員選挙では石井みどり氏を応援し当選に貢献した。

第17代 島田雅章 会長（平成25年4月～平成27年6月）

第17代会長には島田雅章氏が就任し、平成25年4月から平成27年6月迄務めた。その間、平成25年葛飾区長選挙は現職の青木克徳氏を応援し、二期連続当選（69,701票）させた。葛飾区議会議員選挙では倉沢よう次氏、秋本とよえ氏など数名を応援し当選に貢献した。都議会議員選挙では舟坂ちかお氏を応援し当選に貢献した。第47回衆議院議員選挙では平沢勝栄氏を応援し圧勝の当選。

第18代 鎌田正幸 会長（平成27年6月～平成29年6月）

第18代会長には鎌田正幸氏が就任し、平成27年6月から平成29年6月迄務めた。その間、都議会議員選挙では舟坂ちかお氏を応援し当選に貢献した。第24回参議院議員選挙では、山田宏氏を応援し当選に貢献した。

平成28年からは「マタニティ歯科健診」が開始される。

第19代 高橋文夫 会長（平成29年7月～令和元年6月）

第19代会長には高橋文夫氏が就任し、平成29年7月から令和元年6月迄務めた。その間、葛飾区長選挙は現職で歯科界に理解の深い青木克徳氏を応援し三期連続の当選（108,080票）、葛飾区議会議員選挙では倉沢よう次氏、秋家さとあき氏、秋本とよえ氏など数名を応援し当選に貢献した。都議会議員選挙では舟坂ちかお氏を応援し当選に貢献した。

高橋文夫先生は葛飾区学校歯科医会会長の経歴もあり、その経験を生かし、政治活動用リーフレットの製作や会員向けへの会報紙「KDFかわら版」など新しい企画を実行した。

第20代 加藤秀之 会長（令和元年6月～）

第20代会長には、令和元年6月から加藤秀之氏が就任し現在に至る。

第25回参議院議員選挙では東京選挙区の武見敬三候補を応援し当選。比例代表では比嘉奈津美候補の選挙カーに同乗し応援するも東京ではまだ知名度が低く次点で落選となった。2020年、世界が新型コロナウイルスの影響で混乱する中、加藤会長は連盟活動に精力的にご活躍なさっている。

2

歴代役員（昭和60年以降）

● 昭和60年度

理事長	熊 倉 敦
副理事長	平 瀬 明 夫
副理事長	井 上 博 文
副理事長	川 本 黄 石
専務理事	福 田 徳 治
理事婦人部	秋 元 ふじ子
理事会計	大 谷 修 作
理事総務	小 松 孝 至
理事広報	大 谷 浩 二
理事青年部	石 塚 三 寿
理事総務	川 本 輝 幸
理事選挙対策	武 藤 克 己
理事選挙対策	横 山 建 介
理事広報	近 藤 竜 夫
理事広報	野 村 広
監事	松 島 英 二
監事	奥 瀬 孝 一
評議員	伊 沢 正 夫
予備評議員	古 郷 泰
相談役	小 宅 初 美
相談役	柳 沢 信 道
相談役	星 谷 富 蔵
相談役	神 代 達 司

● 昭和62年度

理事長	熊 倉 敦
副理事長	神 代 達 司
副理事長	平 瀬 明 夫
副理事長	川 本 黄 石
専務理事	会 田 卓 久

常務理事選挙対策

常務理事選挙対策	大 谷 修 作
常務理事渉外	川 本 輝 幸
常務理事広報	飯 塚 務
常務理事会計	嶋 田 直 季
理事青年部	石 塚 三 寿
理事選挙対策	横 山 建 介
理事婦人部	清 井 和 子
理事広報	勝 俣 文 良
理事選挙対策	塩 沢 和 夫
理事広報	古 川 功
理事広報	井 上 良 成
理事広報	田 中 涉
理事選挙対策	貝 塚 浩 二
監事	星 谷 富 蔵
監事	伊 沢 正 夫
相談役	柳 沢 信 道
評議員	柳 沢 信 道
評議員	星 谷 富 蔵
予備評議員	井 上 博 文
予備評議員	古 郷 泰

● 平成元年度

理事長	神 代 達 司
副理事長広報	田 中 幸 光
副理事長庶務	渡 辺 豊 治
副理事長選挙対策	埜 慶 一
専務理事	会 田 卓 久
常務理事会計	嶋 田 直 季
常務理事選挙対策	風 卷 茂 男
常務理事広報	白 橋 知 幸
常務理事青年部	加 藤 静 悟

理事選挙対策 白井規
 理事婦人部 清井和子
 理事広報 萩原雅夫
 理事広報 久保木章友
 理事選挙対策 玉舎秀規
 理事選挙対策 宇津宮幸正
 理事選挙対策 佐藤浩一
 理事選挙対策 山崎昌彦
 理事選挙対策 野村千秋
 理事選挙対策 秋山太一
 監事 安斎平治
 監事 星谷富蔵
 相談役 柳沢信道
 参与 熊倉敦
 参与 川本黄石

●平成3年度

理事長 神代達司
 副理事長広報 田中幸光
 副理事長選挙対策 清信一雄
 副理事長渉外 福田徳治
 専務理事 会田卓久
 常務理事会計 嶋田直季
 常務理事選挙対策 風巻茂男
 常務理事広報 白橋知幸
 常務理事青年部 加藤静悟
 理事渉外 大谷浩二
 理事婦人部 清井和子
 理事選挙対策 佐伯滋政
 理事広報 萩原雅夫
 理事選挙対策 柳原健司
 理事選挙対策 秋山太一
 理事選挙対策 江田保広
 理事広報 小嶋一彰
 理事広報 真野慎一
 理事渉外 梅本芳夫

監事 平瀬明夫
 監事 井上博文
 相談役 柳沢信道
 参与 伊沢正夫
 参与 安斎平治
 参与 熊倉敦
 評議員 柳沢信道
 評議員 神代達司
 予備評議員 古郷泰
 予備評議員 松井哲之

●平成5年度

理事長 神代達司
 副理事長選挙対策 福田徳治
 副理事長広報・渉外 川島一伸
 副理事長総務 清信一雄
 専務理事 風巻茂男
 常務理事総務 会田卓久
 常務理事広報 白橋知幸
 常務理事会計 嶋田直季
 常務理事選挙対策・青年部 金子節
 理事選挙対策 大谷修作
 理事渉外 萩原雅夫
 理事婦人部 中島節江
 理事総務 武井秀光
 理事広報 原修
 理事選挙対策 桜井善宣
 理事選挙対策 加藤秀之
 理事広報 運野剛
 理事選挙対策 新妻喜一
 理事広報 細谷正勝
 理事選挙対策 大原義治
 監事 田中幸光
 監事 井上博文
 相談役 柳沢信道

参与 熊 倉 敦
 参与 平 瀬 明 夫
 都歯政連理事 加 藤 静 悟
 評議員 柳 沢 信 道
 評議員 神 代 達 司
 予備評議員 八 卷 孝 一
 予備評議員 大 谷 浩 二

●平成7年度

会長 神 代 達 司
 副会長選挙対策 福 田 徳 治
 副会長広報・渉外 川 島 一 仲
 副会長総務 清 信 一 雄
 専務理事 野 村 千 秋
 常務理事総務 会 田 卓 久
 常務理事広報 白 橋 知 幸
 常務理事会計 嶋 田 直 季
 常務理事選挙対策 大 谷 修 作
 常務理事選挙対策 金 子 節
 常務理事渉外青年部 桜 井 善 宣
 常務理事婦人部 中 島 節 江
 理事 小 松 博 之
 理事 外 川 明 利
 理事 小 林 義 典
 理事 篠 原 保 行
 理事 相 原 英 介
 理事 志 田 啓 二
 理事 橘 文 昭
 理事 蓮 沼 聡
 監事 田 中 幸 光
 監事 井 上 博 文
 相談役 柳 沢 信 道
 参与 熊 倉 敦
 参与 平 瀬 明 夫
 評議員 柳 沢 信 道
 評議員 神 代 達 司

予備評議員 八 卷 孝 一
 予備評議員 大 谷 浩 二

●平成9年度

会長 清 信 一 雄
 副会長選挙対策 田 中 幸 光
 副会長広報・渉外 川 島 一 仲
 副会長総務 八 卷 孝 一
 専務理事 金 子 節
 常務理事総務 小 松 博 之
 常務理事会計 石 塚 三 寿
 常務理事選挙対策 桜 井 善 宣
 常務理事選挙対策 相 原 英 介
 常務理事選挙対策 細 谷 正 勝
 常務理事婦人部 中 島 節 江
 理事選挙対策 小 林 義 典
 理事広報 秋 葉 和 実
 理事選挙対策 大久保 和 幸
 理事選挙対策 田 中 良 彦
 理事選挙対策 高 橋 昭 成
 理事選挙対策 沓 沢 久 幸
 理事選挙対策 原 田 昇
 理事広報 朝 田 和 夫
 監事 井 上 博 文
 監事 平 瀬 明 夫
 相談役 安 斎 平 治
 評議員 清 信 一 雄
 評議員 神 代 達 司
 予備評議員 川 島 一 仲
 予備評議員 八 卷 孝 一

●平成11年度

会長 清 信 一 雄
 副会長選挙対策 田 中 幸 光
 副会長広報・渉外 川 島 一 仲

副会長総務 八 卷 孝 一
 専務理事 加 藤 静 悟
 常務理事総務 吉 河 靖
 常務理事会計 石 塚 三 寿
 常務理事広報 細 谷 正 勝
 常務理事選挙対策 相 原 英 介
 常務理事青年部・選挙対策
 加 藤 秀 之
 常務理事青年部 中 島 節 江
 理事選挙対策 桑 島 馨
 理事選挙対策 原 修
 理事選挙対策 福 江 善 昭
 理事選挙対策 高 野 博 子
 理事広報 中 井 弘 徳
 理事選挙対策 片 岡 昌 士
 理事広報 久 保 親 弘
 理事選挙対策 服 部 善 崇
 監事 井 上 博 文
 監事 会 田 卓 久
 相談役 安 斎 平 治

● 平成13年度

会長 神 代 達 司
 副会長選挙対策 福 田 徳 治
 副会長広報・渉外 川 島 一 伸
 副会長総務 小 松 博 之
 専務理事 加 藤 静 悟
 常務理事総務 嶋 田 直 季
 常務理事会計 細 谷 正 勝
 常務理事広報 大 森 良 一
 常務理事選挙対策 中 島 節 江
 常務理事青年部・選挙対策
 加 藤 秀 之
 常務理事青年部 杉 山 征 三
 理事選挙対策 山 中 聡
 理事選挙対策 桜 井 善 幸

理事選挙対策 安 斎 明
 理事選挙対策 高 見 哲
 理事広報 中 山 憲 明
 理事選挙対策 吉 河 靖
 理事広報 千 葉 伸 一
 監事 清 信 一 雄
 監事 八 卷 孝 一
 相談役 田 中 幸 光

● 平成15年度

会長 神 代 達 司
 副会長選挙対策 福 田 徳 治
 副会長広報・渉外 川 島 一 伸
 副会長総務 小 松 博 之
 専務理事 加 藤 静 悟
 常務理事総務 嶋 田 直 季
 常務理事会計 加 藤 秀 之
 常務理事選挙対策 細 谷 正 勝
 常務理事広報 佐 伯 滋 政
 常務理事青年部・選挙対策
 杉 山 征 三
 常務理事青年部・選挙対策

八 木 正 孝
 理事選挙対策 八 卷 孝 一
 理事広報 大 森 良 一
 理事広報 岡 本 哲 子
 理事選挙対策 深 瀬 道 法
 理事選挙対策 薄 井 博 統
 理事選挙対策 橋 本 守
 理事選挙対策 小 澤 薫
 監事 田 中 幸 光
 監事 佐 藤 昭
 顧問 清 信 一 雄
 顧問 安 斎 平 治

● 平成17年度

会長 福田 徳 治
 副会長選挙対策 川 島 一 伸
 副会長広報・渉外 加 藤 静 悟
 副会長総務 嶋 田 直 季
 専務理事 小 嶋 一 彰
 常務理事総務 加 藤 秀 之
 常務理事会計 佐 伯 滋 政
 常務理事選挙対策 細 谷 正 勝
 常務理事広報 杉 山 征 三
 常務理事青年部・選挙対策
 大 原 義 治
 常務理事青年部・選挙対策
 深 瀬 道 法
 理事広報 関 裕 信
 理事広報 坪 崎 泉
 理事選挙対策 泉 伸 吾
 理事選挙対策 門 橋 幸 彦
 理事選挙対策 唐 鎌 史 行
 理事選挙対策 氏 家 久
 理事選挙対策 小 林 義 典
 監事 佐 藤 昭
 監事 小 松 博 之
 顧問 清 信 一 雄
 顧問 安 斎 平 治
 顧問 神 代 達 司
 顧問 田 中 幸 光

常務理事選挙対策 大 原 義 治
 常務理事選挙対策 深 瀬 道 法
 常務理事選挙対策 足 立 勝 正
 常務理事会計 島 田 雅 章
 理事広報 森 田 賀 大
 理事広報 田 口 晃 三
 理事選挙対策 工 藤 時三和
 理事選挙対策 渡 辺 雄 治
 理事選挙対策 由 水 伸 幸
 理事選挙対策 長谷川 晶 秀
 理事選挙対策 宮 澤 具 巳
 監事 高 橋 文 夫
 監事 加 藤 秀 之
 顧問 清 信 一 雄
 顧問 安 斎 平 治
 顧問 神 代 達 司
 顧問 田 中 幸 光
 顧問 柳 沢 信 道
 評議員 神 代 達 司
 評議員 清 信 一 雄
 予備評議員 福 田 徳 治
 予備評議員 川 島 一 伸
 選挙管理委員 秋 葉 和 実
 選挙管理委員 梅 本 芳 夫
 選挙管理委員 中 井 弘 徳
 選挙管理委員 高 橋 昭 成
 選挙管理委員 丸 山 裕 司

● 平成19年度

会長 福 田 徳 治
 副会長選挙対策 川 島 一 伸
 副会長広報・渉外 加 藤 静 悟
 副会長総務 嶋 田 直 季
 専務理事 小 嶋 一 彰
 常務理事総務 細 谷 正 勝
 常務理事広報 杉 山 征 三

● 平成21年度

会長 加 藤 静 悟
 副会長広報 杉 山 征 三
 副会長総務 深 瀬 道 法
 副会長渉外 島 田 雅 章
 専務理事 細 谷 正 勝
 常務理事総務 川 本 黄 石
 常務理事広報 長谷川 晶 秀
 常務理事特務 泉 伸 吾

常務理事特務	鎌田正幸	理事渉外	高木恒治
常務理事会計	足立勝正	理事渉外	木暮隆司
理事広報	増田一郎	理事渉外	清信浩一
理事広報	田中喜一	監事	高橋文夫
理事広報	由井仁	監事	加藤秀之
理事広報	中島章雄	顧問	福田徳治
理事渉外	中田雅俊	評議員	杉山征三
理事渉外	杉森一健	評議員	細谷正勝
理事渉外	北澤弘平	予備評議員	長谷川晶秀
監事	高橋文夫	予備評議員	足立勝正
監事	加藤秀之	選挙管理委員	梅本芳夫
顧問・評議員	清信一雄	選挙管理委員	秋葉和実
顧問・評議員	福田徳治	選挙管理委員	高橋昭成
予備評議員	加藤静悟	選挙管理委員	丸山裕司
予備評議員	細谷正勝	選挙管理委員	関裕信
選挙管理委員	秋葉和実		
選挙管理委員	梅本芳夫		
選挙管理委員	中井弘徳		
選挙管理委員	高橋昭成		
選挙管理委員	丸山裕司		

●平成23年度

会長	加藤静悟
副会長広報	杉山征三
副会長総務	深瀬道法
副会長渉外	島田雅章
専務理事	細谷正勝
常務理事総務	川本黄石
常務理事広報	長谷川晶秀
常務理事特務	泉伸吾
常務理事特務	鎌田正幸
常務理事会計	足立勝正
理事広報	加藤想玄
理事広報	篠塚和明
理事広報	前原俊幸
理事広報	只野正博

●平成25年度

会長	島田雅章
副会長総務	細谷正勝
副会長広報	杉山征三
副会長渉外	深瀬道法
専務理事	鎌田正幸
常務理事総務	足立勝正
常務理事広報	小泉王介
常務理事特務	泉伸吾
常務理事特務	武藤功英
常務理事会計	長谷川晶秀
理事広報	洪性孝
理事広報	藤井英貴
理事広報	佐藤裕介
理事広報	小林憲彦
理事渉外	加藤嘉之
理事渉外	青島裕
理事渉外	小野内真
監事	高橋文夫
監事	佐藤昭

顧問 加藤 静 悟
 評議員 島田 雅 章
 評議員 杉山 征 三
 予備評議員 細谷 正 勝
 予備評議員 長谷川 晶 秀
 選挙管理委員 梅本 芳 夫
 選挙管理委員 秋葉 和 実
 選挙管理委員 高橋 昭 成
 選挙管理委員 丸山 裕 司
 選挙管理委員 関 裕 信

●平成27年度

会長 鎌田 正 幸
 副会長総務 加藤 秀 之
 副会長渉外 泉 伸 吾
 副会長広報 中島 章 雄
 専務理事 小泉 王 介
 常務理事総務 足立 勝 正
 常務理事広報 藤井 英 貴
 常務理事特務 武藤 功 英
 常務理事特務 佐藤 裕 介
 常務理事会計 長谷川 晶 秀
 理事広報 生熊 一 政
 理事広報 中村 厚 子
 理事広報 比留間 清 武
 理事広報 川本 晴 喜
 理事渉外 星谷 透
 理事渉外 塚本 裕 介
 理事渉外 北澤 弘 平
 監事 加藤 静 悟
 監事 高橋 文 夫
 顧問 島田 雅 章
 評議員 鎌田 正 幸
 評議員 杉山 征 三
 予備評議員 泉 伸 吾
 予備評議員 長谷川 晶 秀

選挙管理委員 梅本 芳 夫
 選挙管理委員 秋葉 和 実
 選挙管理委員 高橋 昭 成
 選挙管理委員 丸山 裕 司
 選挙管理委員 関 裕 信

●平成29年度

会長 高橋 文 夫
 副会長渉外 加藤 秀 之
 副会長広報 貝塚 浩 二
 副会長外務 長谷川 晶 秀
 専務理事 杉山 征 三
 常務理事総務・内務 小泉 王 介
 常務理事総務・渉外 中島 章 雄
 常務理事総務・外務 藤井 英 貴
 常務理事広報 星谷 透
 常務理事会計・財務 佐藤 大 輔
 理事渉外・外務 山崎 俊 恒
 理事渉外・外務 根本 貴 司
 理事渉外・外務 井上 達 也
 理事渉外・外務 青島 裕
 理事広報 熊倉 伸 一
 理事広報 奥瀬 敏 之
 理事広報 田中 麻紀子
 監事 細谷 正 勝
 監事 深瀬 道 法
 顧問 佐藤 昭
 評議員 高橋 文 夫
 評議員 杉山 征 三
 予備評議員 加藤 秀 之
 予備評議員 貝塚 浩 二
 選挙管理委員 梅本 芳 夫
 選挙管理委員 秋葉 和 実
 選挙管理委員 高橋 裕 幸
 選挙管理委員 丸山 裕 司
 選挙管理委員 関 裕 信

● 令和元年度

会長	加藤秀之
副会長広報	貝塚浩二
副会長管理	長谷川晶秀
専務理事	杉山征三
常務理事内務・総務	熊倉伸一
常務理事外務・選対	中島章雄
常務理事外務・渉外	武藤功英
常務理事財務・会計	佐藤大輔
理事	田中靖二
理事	鈴木泰二
理事	岡本哲子
理事	熱田互
理事	酒井耕
理事	大原義治
監事	高橋文夫
監事	細谷正勝
評議員	高橋文夫
評議員	加藤秀之
予備評議員	貝塚浩二
予備評議員	杉山征三
都連地区選対渉外理事	長谷川晶秀
広報委員	奥瀬敏之
広報委員	片岡博樹
選挙管理委員	梅本芳夫
選挙管理委員	秋葉和実
選挙管理委員	高橋裕幸
選挙管理委員	丸山裕司
選挙管理委員	関裕信

Chapter

9

付 録



1 視聴覚資料のリストとその要旨

◇ 「歯科医師連盟って何？」 入会促進ビデオ : 東京都歯科医師連盟版

[要 旨]

歯科医師連盟は、歯科医師の医業経営を守り、良質な医療環境を実現させるために活動をしています。歯科医師会は公益社団法人であるが故に、行える政治活動が限られてしまいます。そのため歯科医師連盟は、積極的に政治家との対談やロビー活動を行っています。歯科医院の診療環境を守り、さらに充実させるために歯科医師連盟は活動をしており、その結果として都民（区民）の口腔内の健康維持増進、命と健康を守っていただけるのではないのでしょうか。

東京都歯科医師連盟が支援している山田宏議員が、国会にて歯科の定期健診の重要性を香川県のデータを踏まえて訴えています。

- ① 歯科医院を定期的に受診している人では、一人当たりの全ての医療費が、10万円ほど安くなる
 - ② 歯科医院を定期的に受診している人は、他の病気になりづらい
 - ③ 残存歯数が多い人ほど、医者に通院する回数が少ない
 - ④ 歯周病と全身疾患には深い関係があり、歯周病罹患者は医科に通院する人が多い
- このような弁論を国会ですべてしてくれています。

日本の医療は政治の力が必要です。それにより左右される法案が多々あり、医療政策も議会の決定が必要なのです。歯科医師会が呈する「国民のための医療政策」を政治の場で発言してもらうためにも、歯科の重要性を芯から理解してもらえる議員が必要です。そのために歯科医師連盟のロビー活動があるのです。

歯科医師会と歯科医師連盟の会員数のバランスも重要で、「歯科医師ひとり一人の意識が歯科医療を救う」という意識をしっかりとって、是非、歯科医師連盟に入会しましょう。

2

連盟関係団体連絡先

1 葛飾区歯科医師会組織

- ・公益社団法人葛飾区歯科医師会
- ・葛飾区歯科医師連盟
- ・葛飾区学校歯科医会

[所在地] 〒125-0062 東京都葛飾区青戸7-1-20

[TEL・FAX] TEL 03-3602-0648 FAX 03-3690-4700

[メールアドレス] katshika@lily.ocn.ne.jp



2 東京都歯科医師連盟

[所在地] 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

[TEL・FAX] TEL 03-3261-1800 FAX 03-3222-6745

[メールアドレス] t-renmei@ce.wakwak.com



3 東京都歯科医師連盟 城東ブロック

① 江戸川区歯科医師連盟

[所在地] 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩4-8-6

[TEL・FAX] TEL 03-3672-1456 FAX 03-3657-4321

[メールアドレス] eda@edo418.jp



② 東京都歯科医師連盟 足立支部

[所在地] 〒120-0034 東京都足立区千住1-5-5

[TEL・FAX] TEL 03-3882-7337 FAX 03-3882-7339

[メールアドレス] tada2001@qc5.so-net.ne.jp



③ 東京都歯科医師連盟 向島支部

[所在地] 〒131-0032 東京都墨田区東向島5-9-17

[TEL・FAX] TEL 03-3611-5947 FAX 03-3614-7394

[メールアドレス] mukoujimasikaisikai@luck.ocn.ne.jp



④ 東京都歯科医師連盟 本所支部

[所在地] 〒130-0012 東京都墨田区太平4-6-17

シェグランほり川202

[TEL・FAX] TEL 03-6658-5848 FAX 03-6658-5849

[メールアドレス] thda@sirius.ocn.ne.jp



あ と が き

広報（写真）担当です。令和2年は2月までは良かったけれど、3月からコロナ禍で行事等の中止のため家にいたせいか運動不足気味です。

都歯の写真部も例会2月の上野だったけれど、行けなかった。その後とりあえず上野に寄って課題写真2枚は……。その後は今年になってもすべてが中止、セミナー等も中止なので、まったく写真撮っていない。

自制もあって写真を撮りに行ってないですが、いつものヤフオクでたまに手に入れる機材等はそのままなんですよ、たまに忘れていたりして……。このご時勢では、一眼レフカメラを持って出かけるのは、自粛で考えてしまうが、コンパクトカメラはいつも持ち歩くようにはしています。

貝塚 浩二

この編集後記を書いている今も、コロナ感染者が過去最多を更新しているニュースが流れています。今後、ますます医療機関の経営が難しくなると思います。個々の感染予防対策には限界があると思うので、こんな時こそ政治の力が必要になるのではないのでしょうか？

この冊子が少しでもお役に立てばと思います。私個人としては、コロナの影響で歯科医師会の皆様とお会いできる機会が殆どなくなり、とても残念に思っております。一日も早くコロナが収束し、先生方との意見交換や楽しい会食ができることを願っています。

長谷川晶秀

今回は連盟の沿革と歴史年表を担当いたしました。諸先輩方の連盟活動があり、現在行われている様々な事業が行われているのだと感じました。また政治とお金の問題、歯科医師連盟の必要性、非会員問題等をもっと真剣に考えないといけないと改めて思いました。

武藤 功英

政治活動に必要な歯科保健の知識について担当いたしました。近年、政府の骨太方針からも歯科保健が国民の健康を守るために重要であることが認知されてきていますが、制度の見直しや拡充など、やるべきことはまだ多くあります。本マニュアルが、実りある政治活動の一助になることを祈っております。市井の歯周病専門医として、このような大変貴重な機会を与えていただき大変嬉しく感じており、関係者各位に心から感謝申し上げます。

熱田 互

マニュアル作成部会へ参加させていただきましてありがとうございました。高齢にもかかわらず、新鮮な状況でした。入会して28年間、今まで受け取っていた小冊子が、これ程の工程で沢山の方々の時間と苦勞ででき上がっている事に敬服いたしました。これからは心して拝読させていただきます。挿絵イラストを担当しました。

岡本 哲子

久しぶりの連盟理事です。歴代役員の御名前を拝見して懐かしく思います。当時、支部の先生方に電話でお願いをした事、応援演説会場に出掛けた事を思い出します。公職選挙法の改正とコロナの影響で、以前と比べて連盟活動が難しくなっている気がします。

大原 義治

初回の会務マニュアル作成部会が始まったのが、確か令和元年の暮れ。コロナウイルスの影響が社会を揺るがす事になろうとは思っていませんでした。会務マニュアルの作成では「政治団体関係法規」についてまとめさせていただきました。政治資金パーティとは？ 政治活動と選挙運動の違い？ コロナ同様今まで政治の世界のこととと思っていましたが、急に身近になってきたような…。どちらもよく知らないと…。

酒井 耕

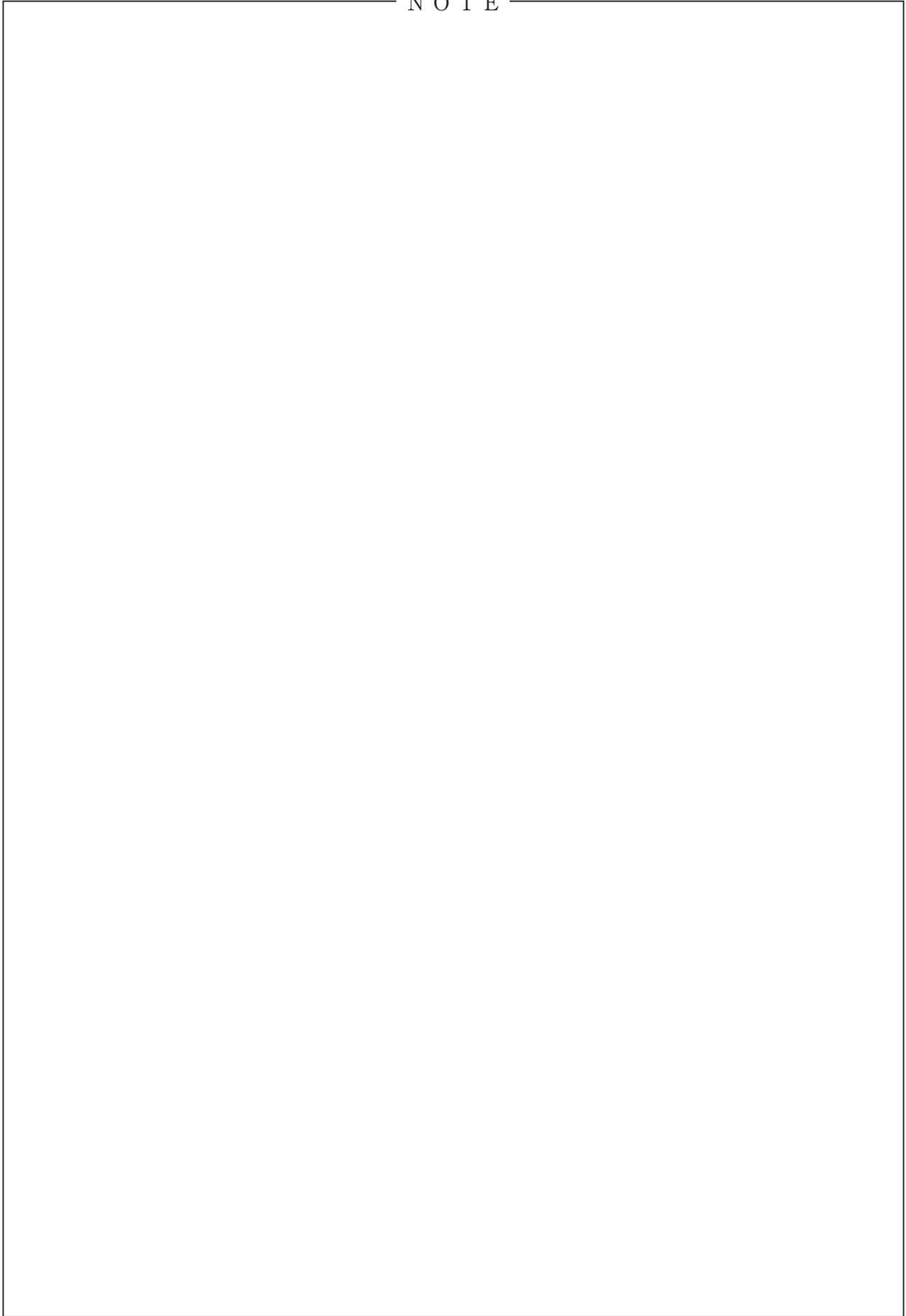
視聴覚資料のリストと要旨の項で、東京都歯科医師連盟の入会促進ビデオ「歯科医師連盟っ何？」の要旨編集を担当させていただきました。作成するにあたり、歯科医師連盟の重要性をさらに痛感いたしました。今後も少しでもお力になればと思います。

鈴木 泰二

私が連盟理事を担うようになり約2年経ちました。今回「会務マニュアル」を発行するにあたり、加藤会長をトップに、連盟に関わる諸先生方と会議や報告会を重ね、より良い「会務マニュアル」を作成すべく、微力ながらお手伝いさせて頂き、大変光栄に思っております。数年後の「会務マニュアル」はペーパーレスになっているのでしょうか？ そうなると何かさみしい気もしますが、10年後、20年後が楽しみでもあります。

田中 靖二

NOTE



初版 令和3年3月31日（創設70周年 記念発行）

－ 発 行 －

葛飾区歯科医師連盟

加藤 秀之（会 長）※	貝塚 浩二（副会長）※
長谷川晶秀（副会長）※	杉山 征三（専 務）※
熊倉 伸一（常 務）	中島 章雄（常 務）
武藤 功英（常 務）※	佐藤 大輔（常 務）
熱田 互（理 事）※	大原 義治（理 事）※
岡本 哲子（理 事）※	酒井 耕（理 事）※
鈴木 泰二（理 事）※	田中 靖二（理 事）※
高橋 文夫（監 事）※	細谷 正勝（監 事）

〔※「会務マニュアル」作成部会〕

－ 協 力 －

公益社団法人 葛飾区歯科医師会
葛飾区学校歯科医会

－ 連絡先 －

葛飾区歯科医師会館事務局

〒125-0062 東京都葛飾区青戸7-1-20
TEL 03-3602-0648 FAX 03-3690-4700
メールアドレス katshika@lily.ocn.ne.jp

－ 印刷所 －

一世印刷株式会社
TEL 03-3952-5651